Shimane University Faculty of Medicine

学 生 便 覧

2026

授　　業　　時　　間

医学科１年生・看護学科１年生～４年生（１００分）

１・２時限	８：３０～１０：１０
３・４時限	１０：２５～１２：０５
５・６時限	１３：００～１４：４０
７・８時限	１４：５５～１６：３５
９・１０時限	１６：５０～１８：３０

授　　業　　時　　間

医学科２年生～医学科６年生（６０分）

１時限	８：３０～　９：３０
２時限	９：４０～１０：４０
３時限	１０：５０～１１：５０
４時限	１２：５０～１３：５０
５時限	１４：００～１５：００
６時限	１５：１０～１６：１０
７時限	１６：２０～１７：２０
８時限	１７：３０～１８：３０

学部長のことば

島根大学医学部長　竹谷健

「医の炎」を胸に、地域と世界へ羽ばたく医療人へ

2026 年 4 月、島根大学医学部医学科および看護学科に入学された皆さん、ご入学誠におめでとうございます。教職員一同、皆さんの入学を心より歓迎いたします。

本学部は、1976 年の創立以来「地域に根ざし、世界に発信する医学の実践」を使命として歩んできました。皆さんがこれから学ぶキャンパスには、初代学長が掲げた「医の炎」と「医の扉」という言葉が刻まれています。これは、「人を見つめる」豊かな教養と倫理観、「地域と世界を見つめる」広い視野、そして自らの学びを「未来につなげる」という本学部の確固たるミッションを象徴するものです。

皆さんはこれから数年間、本学部のディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）に基づき、医療人としての礎を築いていきます。医学科生には、高い倫理観と科学的探究心を持ち、未知の課題に挑む「リサーチマインド」を備えた医師を目指してほしいと願っています。看護学科生には、全人的ケアの実践力を養い、多職種と協働しながら、地域固有の健康課題を解決できる能力を身につけてほしいと期待しています。

島根大学医学部が目指すのは、「地域と世界に貢献できるグローカルな医療人」の育成です。島根県には、離島や中山間地域といった日本が直面する医療課題が凝縮されています。ここで地域医療の最前線を学ぶことは、日本、そして世界の医療を先導する力を養うことに直結します。同時に、本学が誇る「医学英語教育高度化プログラム」や最先端の感染症研究などを通じて、グローバルな視点を磨いてください。ローカルな課題に向き合いながらグローバルな解決策を考える力こそが、将来皆さんが医療人として世界へ羽ばたくための大きな翼となるはずです。

大学生活は、知識を蓄えるだけでなく、一人の人間として大きく成長する貴重な時間です。専門的な学修はもちろん、サークル活動や友人との交流を通じ、充実した学生生活を送ってください。

最後になりますが、皆さんが今日という日を迎えられたのは、皆さん自身の努力はもちろん、これまで温かく支えてくださったご家族、友人、学校の先生、そして地域の方々の支えがあったからです。その感謝の気持ちを忘れることなく、これからの学びに向き合ってください。

皆さんがこの島根の地で「医の炎」を生涯燃やし続け、未来の医療を切り拓く先駆者として成長されることを切に願っています。共に頑張りましょう。

目　　次

１．　２０２６年度医学部学年暦（医学科）（看護学科）…… 1
　　２０２６年度松江キャンパス学年暦 …… 3
２．　学生生活の心得・諸注意 …… 5
３．　問い合わせ・各種申請 …… 9
４．　医学科・看護学科の方針等 …… 15
５．　学生の支援と保健について …… 29
６．　授業料の納入・奨学金等 …… 33
７．　学生の保険・厚生施設等 …… 37
８．　課外活動関係 …… 43
９．　医学図書館利用案内 …… 47
１０．松江キャンパスについて …… 51

１１．
医学部諸規則等
　医学部規則 …… 55
　大学院医学系研究科規則 …… 62
　医学部医学科授業科目履修規程 …… 85
　医学部看護学科授業科目履修規程 …… 110
　定期試験の受験のための注意事項 …… 127
　医学部学生規程 …… 129
　授業公認欠席の取扱要項 …… 141
　出雲キャンパス体育施設使用規程 …… 150
　大学会館出雲管理細則 …… 154
　出雲キャンパス水泳プール使用細則 …… 157
　出雲課外活動共用施設使用規程 …… 160
　授業及び定期試験の休講措置に関する取扱い（出雲・松江）…… 163
　島根大学医学部駐車場の管理運営に関する要項 …… 167
　島根大学医学部学友会規約 …… 177

　建　物　案　内 …… 185

１．２０２６年度医学部学年暦

令和８年度　医学部医学科　学年暦

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
4月	1年		入	オ			オ		①							②							③							昭和の日	④	
	2年								①							②							③								④	
	3年								①							②							③								④	
	4年			④					⑤							⑥							⑦								⑧	
	5年			⑬					⑭							⑮							⑯									
	6年			57					58							59							60									

行事等予定
- 3月30日(月)5～6年生前期授業開始
- 2日(木)入学式(1年生・2,3年次編入生)
- 新入生オリエンテーション初日
- 4年生前期授業開始
- 3日(金)新入生オリエンテーション2日目
- 6日(月)新入生オリエンテーション(予備日)2・3年生前期授業開始
- 7日(火)1年生前期授業開始

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
5月	1年			憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日	⑤						⑥							⑦							⑧				
	2年							⑤						⑥							⑦							⑧				
	3年							⑤						⑥							⑦							⑧				
	4年							⑨						⑩							⑪							⑫				
	5年													⑰							⑱							⑲				
	6年													61							62							63				

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
6月	1年			⑨							⑩							⑪							⑫							
	2年			⑨							⑩							⑪							⑫							
	3年			⑨							⑩							⑪							⑫							
	4年			⑬							⑭							⑮							⑯							
	5年			⑳							㉑							㉒							㉓							
	6年			64							65							66							67							

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
7月	1年	⑬							⑭							⑮					海の日	⇦T	⑯	試				⇨		⑰		
	2年	⑬							⑭							⑮							⑯							⑰		
	3年	⑬							⑭							⑮							⑯							⑰		
	4年	⑰							⑱							⑲							⑳							㉑		
	5年	㉔							㉕							㉖							㉗							㉘		
	6年	68							69							70							71							72		

- 17日(金)1年生前期授業終了
- 21日(火)～27日(月)　1年生定期試験
- 21日(火)1年生TOEIC
- 27日(月)3年生前期授業終了
- 29日(水)～8月12日(水)1，2，3年生フレックスターム
- 29日(水)2，4年生前期授業終了
- 31日(金)5，6年生前期授業終了

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
8月	1年	オープンキャンパス				⑱						山の日	⑲	夏季一斉休業																		
	2年					⑱							⑲																			
	3年					⑱							⑲																			
	4年																															
	5年					㉙														㉚							㉛				
	6年																															

- 1日(土)オープンキャンパス(予定)
- 17日(月)5年生後期授業開始
- 31日(月)2，3年生後期授業開始
- 31日(月)3年生研究室配属開始

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
9月	1年																															
	2年		①							②							③					敬老の日	国民の休日	秋分の日	④								
	3年		①							②							③								④							
	4年									㉒							㉓								㉔							
	5年		㉜							㉝							㉞															
	6年																															

- 5日(土)共用試験臨床実習後OSCE(6年生)(予定)
- 8日(火)4年生後期授業開始
- 15日(火)～18日(金)　1年生再試験期間
- 25日(金)共用試験CBT(4年生)(予定)
- 28日(月)1年生後期授業開始

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
10月	1年	①						②					スポーツの日		③	慰霊祭		くえびこ祭				④							⑤			
	2年	⑤						⑥							⑦							⑧							⑨			
	3年	⑤						⑥							⑦							⑧							⑨			
	4年	㉕						㉖							㉗							㉘							㉙			
	5年	㉟						㊱							㊲							㊳							㊴			
	6年																															

- 1日(木)・2日(金)6年生卒業試験，授業終了(予定)
- 8日(木)共用試験臨床実習後OSCE追再試験(6年生)(予定)
- 15日(木)解剖体慰霊祭
- 17日(土)・18日(日)　出雲キャンパス大学祭
- 20日(火)　3年生医学チュートリアル 開始
- 31日(土)共用試験臨床実習前OSCE(4年生)(予定)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
11月	1年				⑥							⑦							⑧					勤労感謝の日		⑨							
	2年			文化の日	⑩							⑪							⑫							⑬							
	3年				⑩							⑪							⑫							⑬							
	4年				㉚							㉛		入					㉜		入							入				
	5年				㊵							㊶							㊷							㊸							
	6年																															

- 3日(火)共用試験臨床実習前OSCE(4年生)(予定)
- 5日(木)・6日(金)6年生卒業試験追再試験(予定)
- 4日(水)～12月18日(金)
- 4年生臨床実習前入門プログラム(予定)
- 19日(木)共用試験CBT追再試験(4年生)(予定)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
12月	1年		⑩			推薦入試				⑪							⑫							⑬					⑭		
	2年		⑭							⑮							⑯							⑰					⑱		
	3年		⑭							⑮							⑯							⑰					⑱		
	4年		㉞		入					㉟		入					㊱		入													
	5年		㊹							㊺							㊻															
	6年																															

- 5日(土)・6日(日)　学校推薦入試(予定)
- 16日(水)5年生学年末試験(予定)
- 23日(水)5年生学年末試験追再試験(予定)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1月	1年						⑮					成人の日		⑯			大学共通テスト				⑰	T					⇦	⑱		試	
	2年						⑲							⑳							㉑							㉒			
	3年						⑲							⑳							㉑							㉒			
	4年						①							②							③							④			
	5年						㊼							㊽							㊾							㊿			
	6年																															

- 4日(月)4年生臨床実習開始
- 5日(火)・6日(水)/12日(火)・13日(水)1年生早期体験実習
- 16日(土)・17日(日)　大学共通テスト
- 21日(木)1年生TOEIC
- 26日(火)～2月1日(月)1年生定期試験

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
2月	1年	⇨		⑲								建国記念の日												天皇誕生日		前期入試				
	2年			㉓																										
	3年			㉓							㉔							①							②					
	4年			⑤							⑥							⑦							⑧					
	5年			51							52							53							54					
	6年																													

- 4日(木)1年生後期授業終了
- 8日(月)2年生後期授業終了
- 上旬　医師国家試験
- 15日(月)～17日(水)　1年生再試験期間
- 25日(木)・26日(金)大学入試前期日程試験

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
3月	1年												後期入試									春分の日	振替休日									
	2年																															
	3年		③																													
	4年			⑨							⑩							⑪							⑫						
	5年			55							56							57							58						59
	6年															卒																

- 2日(火)3年生後期授業終了
- 10日(水)ご献体の日(予定)
- 12日(金)大学入試後期日程試験
- 15日(月)出雲キャンパス学位授与式
- 26日(金)4，5年生後期授業終了
- 29日(月)新5,6年生前期授業開始

※暦内の丸数字は授業週数を示す。

令和8年度　医学部看護学科　学年暦

4月

学年	1水	2木	3金	4土	5日	6月	7火	8水	9木	10金	11土	12日	13月	14火	15水	16木	17金	18土	19日	20月	21火	22水	23木	24金	25土	26日	27月	28火	29水	30木
1年		入	オ					①							②							③							昭和の日	④
2年			オ					①							②							③								④
3年			オ					①							②							③								④
4年			⑤オ					⑥							⑦							⑧								⑨

行事等予定
- 2日(木)入学式・新入生オリエンテーション
- 3日(金)1～4年生オリエンテーション
- 6日(月)前期授業開始
- 1～3年内科検診
- 13日(月)～24日(金)4年生老年看護学実習Ⅱ
- 22日(水)1～2年エックス線

5月

学年	1金	2土	3日	4月	5火	6水	7木	8金	9土	10日	11月	12火	13水	14木	15金	16土	17日	18月	19火	20水	21木	22金	23土	24日	25月	26火	27水	28木	29金	30土	31日
1年			憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日	⑤月	水					⑥							⑦							⑧				
2年							⑤月	水					⑥							⑦							⑧				
3年							⑤水						⑥							⑦							⑧				
4年							⑩						⑪							⑫							⑬				

行事等予定
- 7日(木)1～2年生月曜日授業振替日
- 3年生水曜日授業振替日
- 8日(金)1～2年生水曜日授業振替日
- 3年生エックス線
- 11日(月)4年生内科検診，エックス線
- 18日(月)～6月5日(金)4年生養護展開実習
- 25日(月)～7月17日(金)4年生公衆衛生看護学実習Ⅰ

6月

学年	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火
1年			⑨							⑩							⑪							⑫						
2年			⑨							⑩							⑪							⑫						
3年			⑨							⑩							⑪							⑫						
4年			⑭							⑮							⑯							⑰						

行事等予定
- 1日(月)1年生B型ワクチン接種1回目
- 15日(月)～12月18日(金)4年生看護学総合実習

7月

学年	1水	2木	3金	4土	5日	6月	7火	8水	9木	10金	11土	12日	13月	14火	15水	16木	17金	18土	19日	20月	21火	22水	23木	24金	25土	26日	27月	28火	29水	30木	31金
1年	⑬							⑭							⑮					海の日	⇦T		⑯	試			⇨		⑰		
2年	⑬							⑭							⑮								⑯						⑰		
3年	⑬							⑭							⑮						⇦	試	⑯	⇨					⑰		
4年	⑱							⑲							⑳								㉑						㉒		

行事等予定
- 6日(月)1年生B型ワクチン接種2回目
- 13日(月)～8月5日(水)2年生基礎看護学実習
- 21日(火)1年生TOEIC
- 21日(火)～27日(月)1年生定期試験
- 21日(火)～24日(金)3年生定期試験
- 29日(水),8月3日(月)～7日(金)4年生公衆衛生看護学実習Ⅱ
- 27日(月)～7月31日(金)3年生小児保育所実習(予定)
- 28日(火)～8月12日(水)1年生フレックスターム
- 31日(金)3年生前期授業終了

8月

学年	1土	2日	3月	4火	5水	6木	7金	8土	9日	10月	11火	12水	13木	14金	15土	16日	17月	18火	19水	20木	21金	22土	23日	24月	25火	26水	27木	28金	29土	30日	31月
1年	オープンキャンパス				⑱						山の日	⑲		夏季一斉休業					⑳							㉑					
2年					⑱							⑲					⇦	試	⑳		⇨										
3年																															
4年					㉓																										

行事等予定
- 1日(土)オープンキャンパス(予定)
- 7日(金)4年生前期授業終了
- 17日(月)～21日(金) 2年生定期試験
- 21日(金)2年生前期授業終了
- 24日(月)～9月4日(金)1年生早期地域看護学実習
- 17日(月)～9月11日(金)3年生養護基礎実習(予定)

9月

学年	1火	2水	3木	4金	5土	6日	7月	8火	9水	10木	11金	12土	13日	14月	15火	16水	17木	18金	19土	20日	21月	22火	23水	24木	25金	26土	27日	28月	29火	30水
1年		㉒																			敬老の日	国民の休日	秋分の日					オ	㉓	
2年																													㉑	
3年																								⑱					⑲	
4年																													㉔	

行事等予定
- 4日(金)1年生前期授業終了
- 24日(木)3年生後期授業開始
- 28日(月)1・2・4年生後期授業開始，1年生オリエンテーション
- 28日(月)～3月19日(金)3年生臨地実習

10月

学年	1木	2金	3土	4日	5月	6火	7水	8木	9金	10土	11日	12月	13火	14水	15木	16金	17土	18日	19月	20火	21水	22木	23金	24土	25日	26月	27火	28水	29木	30金	31土
1年							㉔					スポーツの日		㉕	慰霊祭		くえびこ祭	くえびこ祭			㉖							㉗			
2年							㉒							㉓							㉔							㉕	月		
3年							⑳							㉑							㉒							㉓			
4年							㉕							㉖							㉗							㉘			

行事等予定
- 15日(木)解剖体慰霊祭(1・2・4年生休講)
- 16日(金)・19日(月)2年生休講
- 17日(土)・18日(日)出雲キャンパス大学祭
- 29日(木) 2年生月曜日授業振替日

11月

学年	1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土	8日	9月	10火	11水	12木	13金	14土	15日	16月	17火	18水	19木	20金	21土	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28土	29日	30月
1年			文化の日		㉘						㉙							㉚					勤労感謝の日		月	㉛				
2年				金	㉖						㉗							㉘								㉙				
3年					㉔						㉕							㉖								㉗				
4年					㉙						㉚							㉛								㉜				

行事等予定
- 4日(木) 2年生金曜日授業振替日
- 9日(月)～13日(金)4年生看護管理実習
- 11日(水)1年生B型ワクチン接種3回目
- 25日(水) 1年生月曜日授業振替日
- 26日(木)4年生卒業研究発表会

12月

学年	1火	2水	3木	4金	5土	6日	7月	8火	9水	10木	11金	12土	13日	14月	15火	16水	17木	18金	19土	20日	21月	22火	23水	24木	25金	26土	27日	28月	29火	30水	31木
1年		㉜			推薦入試	推薦入試			㉝							㉞							㉟								
2年		㉚							㉛							㉜							㉝								
3年		㉘							㉙							㉚							㉛								
4年		㉝							㉞							㉟							㊱								

行事等予定
- 5日(土)・6日(日)推薦入試(予定)
- 25日(金)4年生後期授業終了
- 29日(火)～1月3日(日)一斉休業

1月

学年	1金	2土	3日	4月	5火	6水	7木	8金	9土	10日	11月	12火	13水	14木	15金	16土	17日	18月	19火	20水	21木	22金	23土	24日	25月	26火	27水	28木	29金	30土	31日
1年	元日					㊱					成人の日		㊲			大学共通テスト	大学共通テスト			㊳	T					⇦	㊴	試			
2年						㉞							㉟							㊱						⇦	㊲	試			
3年						㉜							㉝							㉞							㉟				
4年																															

行事等予定
- 16日(土)・17日(日)大学入学共通テスト
- 21日(木)1年生TOEIC
- 26日(火)～2月1日(月) 1・2年生定期試験

2月

学年	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日
1年	⇨㊵										建国記念の日												天皇誕生日		前期日程試験	前期日程試験		
2年	⇨㊳																											
3年			㊱							①							②							③				
4年																												

行事等予定
- 1日(月)1・2年生後期授業終了
- 中旬 保健師・助産師・看護師国家試験
- 25日(木)・26日(金) 大学入試前期日程試験

3月

学年	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	31水
1年												後期日程試験									春分の日	振替休日									
2年																															
3年			④							⑤							⑥														
4年															卒																

行事等予定
- 19日(金)3年生後期授業終了
- 12日(金)大学入試後期日程試験
- 15日(月)出雲キャンパス学位授与式

※暦内の丸数字は授業週数を示す。

令和8年度　島根大学学年暦（松江キャンパス用）

授業日	TOEIC試験日
授業振替日	定期試験 フレックスターム(前期のみ)
土・日・祝・休業日	フレックスターム

授業時間				
松江・出雲 キャンパス共通	1・2	8:30～10:10	7・8	14:55～16:35
	3・4	10:25～12:05	9・10	16:50～18:30
	5・6	13:00～14:40		

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
1	水	前期開始	1	金		1	月		1	水		1	土		1	火	
2	木	入学式 オリエンテーション	2	土		2	火		2	木		2	日		2	水	
3	金	オリエンテーション 履修登録開始	3	日	憲法記念日	3	水		3	金		3	月		3	木	
4	土		4	月	みどりの日	4	木		4	土		4	火	オープンキャンパス (松江キャンパス)	4	金	
5	日		5	火	こどもの日	5	金		5	日		5	水	オープンキャンパス (松江キャンパス)	5	土	
6	月	オリエンテーション	6	水	振替休日	6	土		6	月		6	木	オープンキャンパス (松江キャンパス)	6	日	
7	火	前期授業開始	7	木	月曜日授業振替日	7	日		7	火		7	金		7	月	
8	水		8	金	水曜日授業振替日	8	月		8	水		8	土		8	火	
9	木		9	土		9	火		9	木		9	日		9	水	
10	金		10	日		10	水		10	金		10	月		10	木	
11	土		11	月		11	木		11	土	授業予備日	11	火	山の日	11	金	
12	日	健康診断（新入生）	12	火		12	金		12	日		12	水		12	土	
13	月		13	水		13	土		13	月		13	木	夏季一斉休業 夏季休業開始	13	日	
14	火	履修登録期限 履修登録確認 健康診断（新入生）	14	木		14	日		14	火		14	金	夏季一斉休業	14	月	
15	水	健康診断（新入生）	15	金		15	月		15	水		15	土		15	火	
16	木	健康診断（新入生）	16	土		16	火		16	木		16	日		16	水	
17	金	健康診断（新入生）	17	日		17	水		17	金		17	月		17	木	
18	土		18	月		18	木		18	土		18	火		18	金	秋季学位授与式
19	日		19	火		19	金		19	日		19	水	成績登録期限	19	土	
20	月		20	水		20	土		20	月	海の日	20	木		20	日	
21	火		21	木		21	日		21	火	TOEIC試験日	21	金		21	月	敬老の日
22	水		22	金		22	月		22	水	定期試験 成績登録開始	22	土		22	火	国民の休日
23	木		23	土		23	火		23	木		23	日		23	水	秋分の日
24	金		24	日		24	水		24	金		24	月		24	木	
25	土		25	月		25	木		25	土		25	火		25	金	履修登録開始
26	日		26	火		26	金		26	日		26	水		26	土	
27	月		27	水		27	土		27	月		27	木	成績通知	27	日	
28	火	履修登録取消期間 (4/28～5/8)	28	木		28	日		28	火		28	金		28	月	
29	水	昭和の日	29	金		29	月		29	水		29	土		29	火	
30	木		30	土		30	火		30	木		30	日		30	水	夏季休業終了 前期終了
			31	日					31	金		31	月				

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1	木	後期授業開始 開学記念日	1	日		1	火		1	金	元日	1	月		1	月	
2	金		2	月		2	水		2	土	就業規則で定める休日	2	火		2	火	
3	土		3	火	文化の日	3	木		3	日	就業規則で定める休日 冬季休業終了	3	水		3	水	
4	日		4	水		4	金		4	月		4	木		4	木	
5	月		5	木		5	土		5	火		5	金		5	金	
6	火		6	金		6	日		6	水		6	土		6	土	
7	水		7	土	しまね大交流会	7	月		7	木		7	日		7	日	
8	木	履修登録期限 履修登録確認	8	日		8	火		8	金		8	月		8	月	
9	金		9	月		9	水		9	土	授業予備日	9	火		9	火	
10	土	大学祭準備日(松江)	10	火		10	木		10	日		10	水	成績登録期限	10	水	
11	日	大学祭（松江）	11	水	金曜日授業振替日	11	金		11	月	成人の日	11	木	建国記念の日	11	木	
12	月	大学祭（松江） スポーツの日	12	木		12	土		12	火		12	金		12	金	後期日程試験
13	火		13	金	臨時休業 へるん入試準備	13	日		13	水		13	土		13	土	
14	水		14	土	へるん入試	14	月		14	木	月曜日授業振替日	14	日		14	日	
15	木	月曜日授業振替日	15	日	へるん入試	15	火		15	金	臨時休業 大学入学共通テスト試験準備	15	月		15	月	学位授与式 (出雲キャンパス)
16	金		16	月		16	水		16	土	大学入学共通テスト	16	火		16	火	
17	土	大学祭（出雲）（仮）	17	火		17	木		17	日	大学入学共通テスト	17	水		17	水	
18	日	大学祭（出雲）（仮）	18	水		18	金		18	月		18	木		18	木	
19	月		19	木		19	土		19	火		19	金	成績通知	19	金	学位授与式 (松江キャンパス)
20	火		20	金		20	日		20	水		20	土		20	土	
21	水		21	土		21	月		21	木		21	日		21	日	春分の日
22	木		22	日		22	火		22	金	TOEIC試験日	22	月		22	月	振替休日
23	金	履修登録取消期間 (10/23～10/29)	23	月	勤労感謝の日	23	水		23	土		23	火	天皇誕生日	23	火	
24	土		24	火		24	木		24	日		24	水		24	水	
25	日		25	水		25	金		25	月	定期試験 成績登録開始	25	木	前期日程試験	25	木	
26	月		26	木		26	土	冬季休業開始	26	火		26	金		26	金	
27	火		27	金		27	日		27	水		27	土		27	土	
28	水		28	土		28	月		28	木		28	日		28	日	
29	木		29	日		29	火	就業規則で定める休日	29	金					29	月	
30	金		30	月		30	水	就業規則で定める休日	30	土	春季休業開始				30	火	
31	土					31	木	就業規則で定める休日	31	日					31	水	春季休業終了 後期終了

※出雲キャンパス用は別に定める。　※　令和9年度入学式は，4月2日(金)に実施する。
※7/11(土)および1/9(土)は，気象警報発令又は警報レベル4(避難指示)以上等により休講となった場合の授業予備日とする。
※7/21(火)から9/30(水)をギャップタームとする。
※各学期の成績は成績通知日以降，学務情報システムにより確認すること。
※履修登録取消期間は、各期授業開始より4週目の1週間に設定する。

２．　学生生活の心得・諸注意

学生生活の心得・諸注意

掲示・学務情報システム「Campus Square」・メールを確認する

学生に対する種々の連絡は、原則として所定の掲示板への掲示、学務情報システム「Campus Square」、メールを利用しお知らせします。

修学、履修関係、福利厚生、課外教育等、学生生活上の重要連絡を周知しますので、見落としのないよう気を付けてください。

なお、大学から付与されるメールアドレス（学生番号@med.shimane-u.ac.jp）は毎日必ず確認するよう習慣付けてください。

学生証は常に携帯する

「学生証」は本学の学生であることの証明書であるので、常に携帯し、医学部関係者の請求があった時は、いつでも提示しなければなりません。

また、学生証を汚損又は紛失したときは、直ちに学務課（教務担当）へ届け出るとともに、「学生証再交付願」により願い出て、直ちに再交付を受けてください。

なお、再交付にあたっては実費がかかります。

郵便物及び宅配物

個人宛の郵便物で、大学に配達されたものについては、学務課で一時保管後呼び出し（電話・メール等）をするので、該当の学生は取りに来てください。

なお、学生個人宛の郵便物は、自分の住所（アパート等）に配達されるよう、家族等に周知してください。

各種学生団体宛の郵便物等で、大学に配達されたものについては、学務課事務室内のサークル連絡ボックスに入れておくので、担当者を決め、毎日確認してください。

電話による呼び出し

学外からの学生個人に対する電話の呼び出しについては、緊急かつ重大な連絡と判断したものを除き、大学では一切取り次ぎをしないので、その旨、家族等に周知してください。

また、住所・電話番号等の問い合わせには応じません。

遺失、拾得物は学務課へ

学内で、金銭、学生証、その他の物品を遺失し又はこれらの物品を拾得したときは、直ちに学務課（学生支援担当）へ届け出てください。届けられた拾得物は、学務課事務室内「忘れ物保管庫」に一時保管します。

服　装　等

学生は、本学の品位を汚すことがないよう、常にその服装等に留意してください。また、医学部附属病院での実習、解剖学実習等では所定のネームプレートをつけなければならない場所があります。

マイナ保険証を携帯する

日常生活や各種行事での疾病及び不慮の災害に備えて、必ずマイナ健康保険証を身近に持っておいてください。

校舎利用

医学部校舎内は一部を除き土足を認めていますが、建物内に入る場合は、泥等で汚すことがないよう留意してください。大学敷地内（病院エリア含む）はすべて禁煙です。

学生用ロッカー使用

学生用ロッカーを医学科、看護学科の学生に貸与しています。貸与を希望する学生は、学務課（学生支援担当）で手続きを行ってください。

なお、ロッカーの鍵は紛失しないよう特に注意し、貸与期限を過ぎる前及び卒業する前までに必ず返却してください。（紛失の時は、実費にて弁償となります。）

学科・学年	設置場所	
医 学 科１～４年生	講　義　棟１階	設置場所は，「建物案内」を参照ください。
医 学 科４～６年生	臨床講義棟１階	
看護学科１～４年生	看護学科棟２階	

通学のルール

自動車通学の申請

学生が、自家用自動車を利用して構内に乗り入れをしようとするときは、必ず「駐車許可申請書」を学務課（学生支援担当）に提出し、「駐車許可証」の交付を受けてください。

許可期間を過ぎて利用することは出来ませんので、改めて申請してください。

なお、自動車を更新するなど申請時の内容に変更が生じるときは直ちに届け出てください。

（修理や車検により、登録車両ではない代車により構内駐車場を利用する場合は、医学部会計課施設総務担当（電話番号：0853-20-2549、Mail：fpd-ikikaku@office.shimane-u.ac.jp）まで連絡してください。）

※自己都合による登録車両ではない代車の乗り入れはできません。

駐車料金

駐車場を利用する学生は、駐車整備及び管理等を行うために必要な経費として、駐車料金の支払いが必要です。駐車料金の額は月額　１，０００円となります。

駐車料金の支払い方法は、駐車許可申請期間分を一括して恵雲会へ支払うこととなります。

駐車場所

駐車に当たっては、共用駐車場（詳細は後段「医学部諸規則等」の要項「駐車場配置図」を参照）を利用し、要項を遵守してください。悪質な要項違反の場合は駐車許可が取り消されるのみならず処分対象となりますので注意してください。

また、近隣の駐車場に不法に駐車して、苦情が寄せられる事がありますが、このようなことは絶対にしないでください。

駐輪場の使用

バイク、自転車については、専用の置場に駐輪するものとし、それ以外の場所への駐輪は禁じます。

交通事故等にあったら

自転車等を利用して通学するにあたっては、交通関係諸法規を遵守し、安全運転に留意してください。

また、事故の当事者となった場合は、警察及び消防へ連絡した後、速やかに学務課及び指導教員に連絡し、アドバイスを受けて適切な処置をしてください。次に記載の「学生事故報告書」を提出します。

「学生事故報告書」の提出

学生が、正課中及び課外活動中に負傷したときもしくは通学中に事故の当事者になったときは、「学生事故報告書」に所定の事項を記入し、指導教員の確認を受け学務課（学生支援担当）に提出してください。

感染症

学生が感染症（結核・インフルエンザ・ノロウイルス・百日咳・麻疹・風疹・ムンプス・水痘・新型コロナウイルス感染症等）の疑いがあるときは、登校せず、出雲保健管理センターへ連絡し、指示を受けてください。新型コロナウイルスに関する島根大学医学部出雲キャンパスからのお知らせを医学部ホームページにまとめています。

状況に応じて随時追加していきますので、最新の情報を確認するようにしてください。

海外へ行く時

学生が、海外へ行く場合には、必ず「海外渡航届」を 1 週間程度の余裕を持って、学務課（学生支援担当）へ提出します。

その他

次の事について、出雲キャンパス内で禁止です。

・喫煙　　・火気の使用　　・飲酒

島根大学ホームページ

https://www.shimane-u.ac.jp/

島根大学医学部ホームページ

https://www.med.shimane-u.ac.jp/index.html

３．　問い合わせ・各種申請

問合せ・各種申請

各種手続き窓口

月～金曜日　　８：３０～１８：１５

（国民の祝日に関する法律に定める日、夏季一斉休業日（８月１３日～８月１５日）、１２月２９日～１月３日を除く）

問い合わせ窓口

学務課は、学生支援担当、教育改革・教務担当、入試担当、大学院担当からなり、学生生活全般にわたって学生の皆さんのお世話をしています。各担当の主な学生関係業務は下記のとおりです。

種　別	概　　要	担　当
学生生活関係	・課外活動について申請・相談があるとき ・大学構内の駐車場を使用するとき ・奨学金について知りたいとき ・学生保険について知りたいとき ・学生ロッカーを借用したいとき ・掲示物を貼りたいとき ・大学の施設や物品を使用したいとき ・遺失物・拾得物があるとき ・国家試験について知りたいとき ・支援の相談があるとき	学務課 学生支援担当 0853-20-2093 0853-20-2088 0853-20-2084
教務関係	・成績を確認したいとき ・授業について確認したいとき ・シラバス・履修の相談をしたいとき ・休学・退学の相談をしたいとき ・公認欠席の連絡をしたいとき ※公欠以外の欠席は科目担当教員に直接連絡して下さい。 ・教室の使用をしたいとき	（学部学生） 学務課 教育改革・教務担当 （医学科） 0853-20-2085 （看護学科） 0853-20-2089 （大学院生） 大学院担当 0853-20-2086
授業料納入関係	・授業料の納入を確認したいとき	経理・調達課 0852-32-6058
健康関係	・休養室を利用したいとき ・負傷または発病で手当を要するとき ・病気や外傷などについての適切な医療機関の紹介 ・学生生活で遭遇する悩みがあるとき	出雲保健管理センター 0853-20-2099
ログイン ID パスワード関係	・統合認証システムのＩＤ・ＰＷを忘れたとき	情報ネットワークセンター 0853-20-2175

証明書自動発行機稼働時間

月～金曜日　８：３０～１８：１５

（国民の祝日に関する法律に定める日、夏季一斉休業日（８月１３日～８月１５日）、１２月２９日～１月３日を除く）

各種証明書は，附属図書館医学図書館 1 階ロビーに設置してある証明書自動発行機を利用して即時発行ができるものと、学務課窓口へ申し込むものとがあります。

なお，窓口に申し込んで発行される証明書については、即時発行ができないものもありますので、余裕を持って申し込んでください。

各種申請

●窓口または Forms で申し込むもの

種類	適　用	（　担　当　）
住所決定・変更届 学生カード記載事項変更届	入学時に登録した住所、電話番号、メールアドレス等に変更があったときは届け出が必要です。 これを怠ると緊急の連絡事項が生じたとき、連絡が取れず自身に不利を生じる場合がありますので速やかに提出してください。また、帰省先等の住所についても同様です。(収集した個人情報については、学内で管理体制がとられています。)	学生支援担当 大学院担当
身上異動届	氏名・本籍を変更する場合は、戸籍抄本等関係書類を添えて変更の届け出が必要です。	教育改革・教務担当 大学院担当
休学願	病気や経済的理由により修学できなくなった場合、海外留学する場合、留年により履修すべき科目がない場合などには、休学を申請することができます。 ○届け出前に必ず学務課　教育改革・教務担当または、大学院担当に相談してください。	教育改革・教務担当 大学院担当
復学願	許可された休学期間が終了するより前に復学しようとする時に、提出が必要です。 ○届け出前に必ず学務課　教育改革・教務担当または、大学院担当に相談してください。	教育改革・教務担当 大学院担当
欠席届	授業を欠席する場合は、欠席理由等を記入して各授業担当教員に提出してください。 なお、欠席期間（授業日）が７日間以上に及ぶ場合は、長期欠席となり、診断書等の提出が必要です。	教育改革・教務担当
公欠届	感染症や，忌引き等により授業を欠席する場合は欠席期間等を Forms より提出してください。 ○感染症の場合は受診したことが分かる書類（診断書等）忌引きの場合は会葬礼状等の提出が必要です。	教育改革・教務担当
転学届	他大学へ転学を希望する場合に提出が必要です。 ○届け出前に必ず学務課　教育改革・教務担当に相談してください。	教育改革・教務担当
退学願	退学を希望する場合に提出が必要です。 ○届け出前に必ず学務課　教育改革・教務担当または、大学院担当に相談してください。	教育改革・教務担当 大学院担当

授業科目履修届	選択科目や選択必修科目を履修する場合、所定の期間に提出してください。	教育改革・教務担当 大　学　院　担　当
授業科目履修変更・取消届	履修している授業科目を変更、または履修を取消す場合に提出が必要です。	教育改革・教務担当 大　学　院　担　当
追試験願	疾病・忌引等のやむをえない理由から定期試験を欠席した場合は、追試験の受験を申請することができます。	教育改革・教務担当
学生証再発行	学生証を破損、紛失した場合は、再発行の手続きをしてください。 再発行には、手数料１０００円かかります。	教育改革・教務担当 大　学　院　担　当
成績証明書	各担当窓口にて申し込んでください。	教育改革・教務担当 大　学　院　担　当
単位取得証明書 単位取得見込証明書	各担当窓口にて申し込んでください。	教育改革・教務担当 大　学　院　担　当
通学証明書	通学定期券の購入に必要です。証明範囲は住所の最寄駅（停留所）と大学の最寄駅（停留所）との間です。	学 生 支 援 担 当
海外渡航届	日本国外へ渡航する場合は、その目的、期間に関係なく、渡航前に届け出をしてください。	学 生 支 援 担 当
推薦書	「推薦書交付願」に必要書類を添付し、申し込んでください。（発行までに２週間程度の期間が必要です。）	学 生 支 援 担 当
駐車許可申請書	自家用自動車を利用して構内に乗り入れをしようとするときは申請書を提出してください。手続き後、「駐車許可証」の交付を受けてください。	学 生 支 援 担 当
学生事故報告書	正課中及び課外活動中に負傷したときもしくは通学中に事故の当事者になったときは、所定の事項を記入し、指導教員の確認を受け提出してください。	学 生 支 援 担 当
文書等掲示・配布願	医学部内において文章、ポスター等を掲示しようとするときは、当該の文章を添え，申請をしてください	学 生 支 援 担 当
学外活動願	学生団体が本学の名称を称し、学外活動を行う場合は、申請書を提出してください。	学 生 支 援 担 当
集会・行事開催願	学生又は学生団体が医学部内において集会を開催又は行事を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、申請書を提出してください。（7 日前まで）	学 生 支 援 担 当
出雲キャンパス体育施設使用願	出雲キャンパス体育施設を使用しようとする学生は、使用予定日の１週間前までに使用願を提出してください。	学 生 支 援 担 当
大学会館出雲使用願	島根大学大学会館出雲を使用しようとする学生は、使用予定日の１週間前までに使用願を提出してください。	学 生 支 援 担 当
出雲共用施設使用許可願	島根大学出雲共用施設を使用しようとする学生は、使用予定日の３日前までに使用願を提出してください。	学 生 支 援 担 当

※その他、規則に準じ申請書等の提出をしてください。

●自動発行機から発行するもの

在学証明書	・英文の証明書が必要な場合は、各担当に申し込んでください。	教育改革・教務担当 大　学　院　担　当
卒業（修了）証明書 卒業（修了）見込証明書	・英文の証明書が必要な場合は、各担当に申し込んでください。	教育改革・教務担当 大　学　院　担　当
学生旅客運賃割引証 （　学　割　証　）	・ＪＲ関係車船を利用し，片道 100 ㎞を超えて旅行する場合に使用できます。 ・有効期間は３カ月で、割引率は２割です。 ・発行枚数に制限はありませんが、学割証を使用するときは計画的に使用してください。 ・学割証によって乗車（船）するときは、必ず学生証を携帯してください。 ・隠岐汽船を利用する場合に使用できます。 ＊往路用、復路用がそれぞれ必要です。 ・次のような場合は、不正使用として、学割証の発行停止のみならず、刑事処分を受けることがありますので、注意してください。 (1)他人名義の学割証を使用して乗車（船）券を購入したとき。 (2)名義人が乗車（船）券を購入し、これを他人が使用したとき。 (3)無効の学割証で乗車（船）券を購入したとき。	学 生 支 援 担 当

4.　医学科・看護学科の方針等

島根大学医学部の使命

島根大学医学部は、『医の炎』と『医の扉』および医学部規則第１条の２をもって使命としている。これらの使命は、島根県のこれまでの医療の歴史と地域の実状を踏まえ、かつ島根医科大学開学の精神や島根大学との統合によって成立した島根大学医学部としての理念を継承するものである。

これらの使命のもと、具体的にどのような入学者を求めるかを定めるアドミッション・ポリシー（AP）、教育課程実施の方針を定めたカリキュラム・ポリシー（CP）、到達すべき知識・態度・技術を定めたコンピテンス・コンピテンシー、学士修得に必要な能力の方針を定めたディプロマ・ポリシー（DP）を策定し、広義での使命としている。

医学部規則抜粋
第１条の２　（教育上の目的）
医学部は，国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え，かつ，科学的探究心を持ち，医療，医学，看護学及び地域社会の発展に寄与し，人類の福祉に貢献し得る人材の育成を目的とする。

『医の炎』と『医の扉』の再定義

深瀬政市島根医科大学初代学長によって設置された石碑『医の炎』と『医の扉』には、本学医学部の目指すべき３つの理念が込められていると考え、下記の通り再定義する。

「人を見つめる」
生命の尊厳と患者さんの権利・人格の尊重を教育の柱とし、豊かな教養と高い倫理観を備え科学的な探究心と総合的な判断能力を培った、地域の医療と人類の福祉に貢献する医療人を養成することを目指す。

「地域と世界を見つめる」
住民の声に耳を傾け、地域と世界にある課題を学び、社会に開かれ、時代に応じたより良い教育・研究・診療を提供できる、柔軟な医学部を創る。

「未来につなげる」
私たちと一緒に『医の炎』を生涯燃やし続けて、地域から世界へ発信できる人材を育てる。

以上の理念に基づき、『医の扉』を拓く人材を育成する。

医学部学生行動規範

・私たちは、島根大学医学部の使命、『医の炎』および『医の扉』を深く理解し、本学の構成員として法令、学内規則および社会規範を遵守します。

・私たちは、勉学に励み、自ら研鑽して、ディプロマ・ポリシーに求められている知識と能力の修得に努力します。

・私たちは、学生同士、教職員、医療・保健・福祉従事者、患者、献体された方、およびその家族、地域に暮らすすべての人々を尊重し適切な行動をとります。社会の一員として、他者の人権、人格、個性を尊重し、あらゆる差別やハラスメントにつながる言動を行いません。

・私たちは、臨床実習及び臨地実習の対象となる全ての人々、献体された方、並びに大学に所属する全ての学生、教職員に関する個人情報の保護と守秘義務の履行を徹底し、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含めた情報発信などの情報管理に細心の注意を払います。

・私たちは、本学における学修並びに研究活動は社会からの負託を受けていることを理解して学修や研究に努めるとともに、正課外活動などを通して学生としての地域社会貢献並びに国際社会貢献に努力します。

島根大学医学部医学科

卒業認定・学位授与の方針　DP（ディプロマ・ポリシー）

◆人材育成目標（社会における顕在・潜在ニーズ，卒業生が身につけるべき資質・能力）

医学部医学科では、学士課程において以下に掲げる資質・能力を身につけた者に学士（医学）を授与します。

医療人としての適切な判断力・行動力

1. 豊かな人間性、幅広い教養と高い倫理観に基づいて物事を判断し、行動することができる。
2. 生命の尊厳及び患者の権利と人格尊重の重要性を理解し、患者の立場に立って行動することができる。
3. 医療安全の重要性を理解し、また、医師の義務や規則を遵守して行動することができる。

◆目標としての学修成果（学修成果として身につく具体的な資質・能力の項目）

No.	学修成果	全学 DP との対応
コミュニケーション能力		
4.	医療人に必要なコミュニケーション能力を身につけ、患者やその家族と良好な人間関係を築くことができる。	③
5.	多職種連携のチーム医療を理解し、相互を尊重し行動することができる。	③
問題解決・自己研鑽能力		
6.	未知の課題に対して、自ら積極的に解決を図ろうとすることができる。	⑤
7.	生涯にわたり自己研鑽に励むことができる。	①
知識を統合し活用する能力		
8.	基礎医学、社会医学及び臨床医学で修得した知識を統合し、医学・医療に関する事象を幅広い視野で考えることができる。	⑥
臨床能力（知識・技能・態度を統合し活用する能力）		
9.	修得した医学の知識をもとに、患者の病態から治療・ケアのアプローチまで概説することができる。	②
10.	基本的な知識、技能、態度を身につけ、患者を総合的に診察・診療することができる。	②
研究への志向力		
11.	研究心（リサーチマインド）を持って、真理を探究し、未知の分野を切り拓こうとすることができる。	⑤
グローバル化への志向力		
12.	海外の医療や異文化を理解し、グローバルな視点で物事を判断し行動することができる。	④

地域医療への志向力		
13.	地域医療が抱える諸問題に対して積極的に取組もうとすることができる。	④

◆DP と特に関わりが深い SDGs17 の目標（学士課程を通じた資質・能力の修得が、社会における SDGs のゴール達成とどのように関わるか）

SDG「3. すべての人に健康と福祉を」 医学部医学科の卒業者は、6 年間の段階的な一貫教育を通じ，医師になるために必要な知識，技能，態度を身につけており，地域の医療と人類の福祉に貢献できる基盤を有しています。

※全学 DP は島根大学 HP をご覧ください。

教育課程編成・実施の方針 CP（カリキュラム・ポリシー）

1．教育課程の編成方針

1．1 年次では、主として全学基礎教育を履修します。全学基礎教育は、現代社会が求める基礎的な資質・能力の成長を促すために、すべての学士課程に所属する学生が共通して学修する教育課程であり、「島大 STEAM 科目群」「ユニバーサル科目群」「地域創生科目群」「教養育成科目群」の 4 つの科目群に分かれます。医学部医学科においては，これらの科目群に設定されるほぼ全ての科目を必修としており，全学 CP が定める各科目群の目標への到達を促します。

2．医学科では、SDGs の目標とその達成への理解を促すため、全学基礎教育の「SDGs 入門（2 単位）」を必修科目として学修します。また、「基礎医学系」、「臨床基礎医学系」、「社会医学系」及び「臨床医学系」に区分される専門教育科目の学修を通じて、 SDGs の目標「3. すべての人に健康と福祉を」の達成に資する人材を育成します。さらに、全ての授業科目において、SDGs の 17 の目標との対応関係をシラバスに記載します。

3．医学科では、ディプロマ・ポリシーを達成するため 6 年間の段階的な一貫教育を通じ、医の倫理やプロフェッショナリズム及び、医師になるために必要な知識、技能、態度を身につけます。

4．医学科では、ディプロマ・ポリシーに包含されるコンピテンスを定め、それぞれ具体的な到達目標がコンピテンシーとして設定されています。その到達目標を達成できるようカリキュラムが構築されます。

5．医学科では、中核となる必修科目だけでなく、選択科目が豊富に設定され、自主性を重視した授業構成を医学科全体として行うことで、学生の学修意欲を刺激します。

6．基礎科学、基礎医学、臨床医学を統合した学修を目指した、領域ごとの垂直-水平的統合を推進します。

7．アクティブラーニングを積極的に導入し、生涯にわたって共に学ぶ姿勢を涵養します。

２．教育課程における教育・学修方法に関する方針教育課程の編成方針

① 各学年次におけるカリキュラムの方針

１．１ 年次には、「医療倫理・プロフェッショナリズム」、「行動科学」を含む教養育成科目のほか、基礎科目を履修し、豊かな教養を養うとともに、生命の尊厳や倫理観についての認識を深めます。また、医学部附属病院での早期体験実習を通じて、将来医師となるための動機付けを行います。「情報科学概論」や「数理・データサイエンス」にて、急速に発展する ICT (Information and Communication Technology)にいち早く対応できる知識と技能を身につけます。また、「組織学」「生化学」「免疫学」といった専門教育科目も開始されます。

２．２年次は、基礎医学系の「解剖学」「生化学」「生理学」「医科遺伝学」、臨床基礎医学系の「免疫学」「細菌学」など専門教育科目を履修し、臨床医学を修得し応用するための基本的な医学知識を修得します。

３．３年次には、「薬理学」「病理学」「ウイルス学」「放射線基礎医学」といった臨床基礎医学系の科目に加え、「法医学」「医事法制」「環境保健医学」などの社会医学系の科目を修得します。また、学生自らが希望する講座で研究や臨床の基本を学ぶ「研究室配属」を実施します。この間、医学研究に対する理解を深め、研究に対する姿勢（科学的探究心・リサーチマインド）を身につけます。

４．３年次から４年次にかけては、「医学チュートリアルコース」が開始されます。垂直-水平的統合の一環として、臓器別・系統別に 17 コースが設けられ、コースに関連する基礎医学、臨床基礎医学、社会医学を組み込んで、臨床医学への導入を学びます。また、自学自習の習慣や問題解決能力、主体性・リーダーシップ等の能力を身につけるために、PBL、TBL 教育が行われます。

５．４年次に、共用試験 CBT 及び医学系臨床実習前 OSCE（Pre-CC OSCE）を実施します。これらに合格すると、スチューデント・ドクターの称号が与えられ臨床実習を行うことができます。

６．４年次末から６年次にかけて、診療参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）を 72 週間にわたり実施します。学生は指導医のもとで、医療チームの一員として責任と主体性を持って実際の診療に参加します。これにより、実践的な臨床能力及びコミュニケーション能力を身につけ、また、多職種連携、チーム医療や医療倫理・医療安全、患者医師関係など幅広く臨床医学の基本や態度を学びます。また、この間に、課題抽出能力や問題解決能力及び生涯にわたって自己学修・研鑽に励む能力を養います。

７．臨床実習（72 週）のうち、16 週は総合診療・地域医療学、精神科神経科、産科婦人科、小児科の４つの診療科に関して４週連続の診療参加型臨床実習を行います。特に、総合診療実習のほとんどにおいて、島根県内の約 20 の地域医療機関の中から選択して、臨床実習を行います。それ以外の診療科は１週ずつローテートします。

８．６年次には、内科系診療科３つ、外科系診療科３つの計６つの診療科（計 24 週間）を選択して、4 週連続の診療参加型臨床実習を行います。また、4 週間のフレキシブル実習として、県外や海外の医療機関での研修も可能としています。また，医学系臨床実習後 OSCE（Post-CC OSCE）を実施します。

② 6年間一貫したコース構築について

1．1年次開講の地域医療学や、臨床実習内での総合診療・地域医療学では、地域医療への貢献についての動機付けを図ります。更に、全学年の希望者を対象に、地域医療体験実習を実施し、県内の医療機関で地域医療を体験します。

2．英語教育は1年次から6年次まで6年間一貫して実施し、医学英語の基礎から実践的な語学力向上を図ります。また、選択科目として、「アドバンスト・イングリッシュスキルコース」を設け、より高度な英語力の修得と異文化の理解を通じた国際的視野の涵養を図ります。海外の医療機関における実習に積極的に参加することで、国際性やグローバルな視点を身につけます。

3．また、学生が自主的に教員のもとで研究の基礎を学ぶ「医学研究の基礎」により、早期から研究について理解を深めるとともに、研究体験を通じて、科学的かつ理論的な思考力を身につけます。

3．学修成果の評価の方針

島根大学医学部医学科では、以下の点について、アセスメントポリシーを定めます。

1．定期試験等　2．公的試験　3．定期試験の受験資格　4．成績の評価
5．評価の基準　6．アンプロフェッショナルな行動の評価
7．臨床実習の評価　8．シラバス　9．追試験　10．再試験
11．成績評価の疑義　12．点検と改善

また、評価の基準を科目ごとに定め、ルーブリック等を用いて態度、知識、技能を含む評価を形成的、多面的に行います。

島根大学医学部医学科
コンピテンス・コンピテンシー

I. プロフェッショナリズム

能力の種類：「態度」

すべての医学生は卒業時に、医療専門職として必要な高い倫理観と豊かな人間性（患者に対する誠実さ、責任を含む）を修得し、患者のみならず社会からも信頼されるように行動することができる能力を有していることが求められる。

＜コンピテンシー＞

1. （社会的使命）医療専門職としての社会的使命を理解し、社会から信頼されるよう行動することができる。
2. （他者理解）他者に対して、誠実、公正に、かつ、思いやり、尊敬の気持ちをもって接することができる。
3. （説明責任）患者に対して、責任のある行動をとり、決定や行為の結果について説明できる。
4. （患者優先・利他）患者の価値観と権利を理解し、患者の立場に立って行動することができる。
5. （守秘義務）個人情報の守秘義務を遵守した適切な行動をすることができる。
6. （誠実性）医療に関連する企業との利益相反を理解し、医療者として適切な行動することができる。
7. （医・研究倫理）生命の尊厳及び医療・研究倫理を理解し、行動することができる。

II. コミュニケーション能力

能力の種類：「技能」＋「態度」

すべての医学生は卒業時に、患者やその家族及び同僚、医療チームの構成員と良好な人間関係を構築し、かつ、患者の健康や疾患に対する理解や治療に対する動機付けを促進するために必要なコミュニケーション能力を修得していることが求められる。

＜コンピテンシー＞

1. （他者理解：傾聴と共感）患者とその家族の悩みや心配を傾聴し、共感することができる。
2. （医療コミュニケーション）患者にわかりやすい言葉で説明し、健康や疾患に対する理解や治療に対する動機付けを促進することができる。
3. （チームワークとリーダーシップ）同僚や医療チームのメンバーの立場を理解しながら協調的態度で接し協働しながらリーダーシップを涵養することができる。

III. 問題解決能力

能力の種類：「技能」＋「態度」＋「知識」

すべての医学生は卒業時に、臨床的課題に対して自ら積極的に解決を図ることができる能力を修得していることが求められる。

＜コンピテンシー＞

1. （研究）基本的研究手技を実施でき、データを解析できる。
2. （情報収集と評価）最新の科学的情報を収集し、評価できる。
3. （科学的コミュニケーション）科学的思考に基づいた批判・討論・プレゼンテーションができる。
4. （EBM）科学的根拠に基づいた医療を理解し実践できる。
5. （臨床研究）臨床試験・治験に関わる知識を備え、その重要性を理解することができる。

IV. 医学知識

能力の種類：「知識」

すべての医学生は卒業時に、基礎医学、社会医学、行動科学および臨床医学で修得した知識を統合し、医学・医療に関する事象を幅広い視野で考えることができる能力を修得していることが求められる。

＜コンピテンシー＞

1. （人体の正常構造と機能）人体の正常構造と機能やさまざまな生命現象に関する知識を修得し、病態の理解に応用できる。
2. （臨床知識）頻度の高い疾患の症候・病態、診断と治療及び予防についての知識を修得し、臨床現場で応用できる。
3. （行動科学）行動科学に関する知識を修得し、患者や人に良い行動変容を促すよう行動することができる。
4. （社会医学）疫学・予防医学や保健・医療・福祉・介護制度など社会医学に関する知識を修得し、個人及び社会における健康・医療について考察することができる。
5. （法医学と関連法規）法医学及び関連法規に関する知識を修得し、人の死に関わる問題に適切に対応することができる。
6. （情報リテラシー）情報の質、意義を理解し、必要な情報を収集し適切に行動することができる。

V. 臨床能力

能力の種類：「技能」＋「態度」＋「知識」

すべての医学生は卒業時に、患者を適切に診察し、症候・病態から診断と治療立案へアプローチできる能力を修得していることが求められる。また、保健・医療・福祉・介護及び患者に関わる全ての人々の役割を理解し、連携することが求められる。また、患者中心の良質な医療の提供に配慮できることが求められる。

＜コンピテンシー＞

1. （基本的診察）医療面接、身体診察を適切に行うことができる。
2. （カルテ記載）病態の把握、診断や治療計画に必要な情報を正確に収集し、診療録を適切に記載できる。
3. （基本診療手技）基本的な医療手技・処置ができる。
4. （検査と結果解釈）目的に応じた検査方法を選択し、得られた結果を適切に解釈することができる。
5. （プレゼンテーション）回診、カンファレンスで適切に症例のプレゼンテーションができる。
6. （鑑別診断、臨床推論）患者の症候・病態から、診断へ結びつけるアプローチができる。
7. （問題解決）患者の問題点を抽出し、解決に向かって系統的にアプローチし、治療計画を立案できる。

VI. 医療の質と安全の管理

能力の種類：「態度」＋「知識」

すべての医学生は卒業時に、患者及び医療者における良質で安全な医療について理解し、配慮することができる能力を修得していることが求められる。

＜コンピテンシー＞

1. （医療安全）医療安全の重要性を理解し、患者中心の良質な医療提供に配慮することができる。
2. （ヒューマンエラー）ヒューマンエラーの生じるプロセスを理解し、予防することができる。
3. （有害事象の予防）医療行為に伴う有害事象と予防策を理解し実践できる。
4. （有害事象への対策）有害事象を発見し対策を理解し実践できる。
5. （医療安全の組織）医療安全における組織的な取り組みを理解できる。

VII. 国際性

能力の種類：「態度」＋「知識」

すべての医学生は卒業時に、海外の医療や異文化を理解し、グローバルな視点で物事を判断し行動できる能力を修得していることが求められる。

＜コンピテンシー＞

1. （国際的視野）多様な異文化を理解し、国際的視野に立って、医学、医療の問題について考えることができる。
2. （英語）英語を用いて他国の人とコミュニケーションがとれる。
3. （国際社会の健康問題）国際社会の健康問題を国際社会の一員として理解できる。

VIII. 地域医療への貢献（社会における医療の実践）

能力の種類：「態度」＋「知識」

すべての医学生は卒業時に、地域医療の実情や問題点を理解し、かつ、地域医療へ貢献しようとする高い動機付けを有していることが求められる。

＜コンピテンシー＞

1. （地域特有の医療）中山間地・離島を含む地域特有の医療を理解することができる。
2. （プライマリ・ケア）プライマリ・ケアの重要性を理解し、自らの動機付けを高めることができる。
3. （地域医療の問題点）地域医療が抱える諸問題（医師不足、アクセス、高齢化を含む）を理解し、その解決のために何をするべきかについて考察することができる。
4. （地域医療を担う使命感）地域医療を担う使命感と意欲を自ら向上させ、地域医療へ貢献しようとする動機付けを高めることができる。

IX. 科学的探求心

能力の種類：「技能」＋「態度」＋「知識」

すべての医学生は卒業時に、自ら積極的に科学的思考やリサーチマインドを持って真理を探究し続けることができる能力を修得していることが求められる。

＜コンピテンシー＞

1. （未知の課題への取り組み）未知・未解決の課題を見出し、その解決に積極的に取り組むことができる。

X. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

能力の種類：「態度」

すべての医学生は卒業時に、常に自らを内省し成長する能力，さらには他者の学修を支援する教育力を修得していることが求められる。

＜コンピテンシー＞

1. （教育法の習得）教育理論を理解し、自律して能動的に学修することができる。
2. （自己研鑽）自己を内省し、他の医療従事者と共に研鑽しながら生涯にわたって向上・成長することが（知識・技能・態度について）できる。

3.　（教育の実践）医学生を含む医療系学生、医療従事者、患者や地域住民に対して教育を実践することができる。

島根大学医学部看護学科

看護学科教育理念

生命の尊厳と人間愛を基調として、豊かな知性と科学的判断力および高度な看護の知識と技術を用いて、現代社会の多様で複雑な健康ニーズに対応することのできる看護専門職、将来、地域の看護をリードし得る人材を育成し、もって、社会における保健・医療・福祉の充実と発展に貢献することを教育の柱としています。

卒業認定・学位授与の方針 DP(ディプロマ・ポリシー)

◆人材育成の目的・学位授与の方針

➢ **人材育成目標（社会における顕在・潜在ニーズ、卒業生が身につけるべき資質・能力）**

医学部看護学科では、学士課程において以下に掲げる資質・能力を身につけた者に学士（看護学）を授与します。

1. 豊かな人間性と高い倫理観を備えるとともに、広い視野で科学的な思考に基づいた看護実践ができる
2. 社会の変化に柔軟に対応し、科学的な思考を基に、個人・集団・地域の健康課題を関係者及び関係機関と協働して解決できる
3. 自己を省察・評価し、主体的に看護学を探究する姿勢を身につけることができる

➢ **目標としての学修成果**

No.	学修成果	全学 DP との対応
1	豊かな人間性と高い倫理観を備え、人間、健康、社会・文化に対する深い理解と見識に基づいた全人的ケアリングを提供することができる。	①
2	科学的探究心に基づき、論理的に問題を解決できる。	②
3	高いモチベーションを持ち、主体的に学習に取り組む態度を身につけることができる。	①，⑥
4	広く国際的視点に立ち、最新の科学的知見を活用できる。	④，⑤
5	ライフサイクル、健康レベルに着目し、全ての人々の健康問題を査定し、対象に適した援助を提供することができる。	②，⑤
6	対象者の健康問題の解決のために、保健・医療・福祉の関連領域の専門職と協働できる。	③，⑤
7	超高齢化、過疎化、医療の偏在化等の進展する地域固有の健康問題に対応した看護活動を展開できる。	④，⑥

➢ DP と特に関わりが深い SDGs17 の目標（学士課程を通じた資質・能力の習得が、社会における SDGs のゴール達成とどのように関わるか）

SDG「3. 全ての人に健康と福祉を」

学士（看護学）取得者は、豊かな人間性と高い倫理観を備え、ライフサイクル、健康レベルに着目し、全ての人々の健康問題を査定し、対象に適した援助を提供する看護実践能力を修得しており、保健・医療分野で活躍できる基盤を有しています。

教育課程編成・実施の方針 CP(カリキュラム・ポリシー)

1. 教育課程の編成の方針

1. 1 年次～2 年次では、主として全学基礎教育を履修します。全学基礎教育は、現代社会が求める基礎的な資質・能力の成長を促すために、すべての学士課程に所属する学生が共通して学修する教育課程であり、「島大 STEAM 科目群」「ユニバーサル科目群」「地域創生科目群」「教養育成科目群」の 4 つの科目群に分かれており、全ての科目群において必修科目が設定されています。このほかに、選択科目として 4 つの科目群から幅広い分野の授業科目を選択履修し、全学 CP が定める各科目群の目標への到達を促します。
2. 医学部看護学科では、SDGs の目標とその達成への理解を促すため、全学基礎教育の「SDGs 入門（2 単位）」を必修科目として学修します。また、専門教育科目の「母性看護学概論(2 単位)」や「小児看護学概論（２単位）」、「成人看護学概論（２単位）」、「老年看護学概論(2 単位)」、「地域看護学活動論(2 単位)」等での学修を通じて、ライフサイクル、健康レベルに着目し、全ての人々の健康問題を査定し、対象に適した援助を提供するための知識・態度の基盤を修得することで、SDGs の目標「3. 全ての人に健康と福祉を」の達成に資する人材を育成します。さらに、全ての授業科目において、SDGs の 17 の目標との対応関係をシラバスに記載します。
3. 多様で複雑な健康問題に対応できる人材、将来、地域の看護をリードでき得る人材を育成する必要から、いわゆる統合教育を基盤とし、看護師の国家試験受験資格に係る科目を必修としています。
4. 超高齢化、過疎化、医療の偏在化等の進展する地域固有の健康問題に対応した事業を施策化できる人材を育成するため、選択制で保健師の国家試験受験資格を得ることのできる課程を設けています。
5. 保健・医療と連携・協働できる養護教諭を育成するため、選択制で、養護教諭 1 種免許を取得できる課程を設けています。

2. 教育課程における教育・学習方法に関する方針

看護専門職に求められる基本的能力を育成するために、以下のような構造化された教育課程を編成しています。

1. 1年次では主として全学基礎教育を履修します。全学基礎教育は「島大STEAM科目群」「ユニバーサル科目群」「地域創生科目群」「教養育成科目群」から構成されます。また、それぞれの科目群に対応する教育目標として「現代社会の求める新たなリテラシーを身に付ける」「国際社会で必要とされる基礎的知識・技能と地球規模の視野を身に付ける」「山陰地方の地域の問題解決に資する能力・資質を身に付ける」「豊かな人生の基盤となる幅広い教養を自己の興味・関心に応じて身に付ける」の4つを掲げており、現代社会が求める基礎的な知識・能力の成長を促します。また、国際的視点の涵養のために、海外研修を自由科目として設定しています。
2. 1年次の前期に初年次教育プログラム「看護学入門セミナー」を設けています。専門教育科目を履修する準備として、レポートの書き方や文献検索方法など、学ぶ技術に関する力を身につける他、専門教育への橋渡しになるような基礎的知識・態度を養います。
3. 1年次から2年次にかけて、人体の形態と機能や疾病、人間の心理に関する専門基礎科目を履修し、看護を学ぶために必要な基礎知識を身につけます。
4. 看護実践能力を養うために臨地実習は各年次に段階的に組み込んでおり1年次の早期から、地域活動を通じて交流し、地域の人々が生活している環境やライフスタイル、価値観を捉える視点を養う「早期地域看護学実習」を行います。
5. 1年次から2年次にかけての専門科目では、看護学の基盤となる講義科目、看護を提供するための援助技術を学ぶ演習科目、さらに「基礎看護学実習」を履修し、看護の基本を身につけます。
6. 2年次から、多様な健康問題への対応を学ぶため、幅広い看護の専門領域の概論・援助論を履修します。
7. 3年次以降はこれまでの学修をふまえて、病院、保育所、訪問看護ステーション等で看護の専門領域の実習を行い、実践能力を高めます。さらに4年次には、「看護学総合実習」や「看護管理実習」を行い、看護実践能力の統合を図ります。
8. 看護専門職としての研究マインドの育成のため、4年次の1年をかけて「卒業研究」に取り組みます。看護学のエビデンスを生み出す研究のプロセスについて、自ら研究課題を定めてデータを収集・分析し、発表会を経て、論文として集録にまとめます。
9. 1年次には必修科目の中で医学科との合同授業を行い、チーム医療の主な担い手としての態度を養います。また附属病院と連携して、病院の看護師が講義や演習に講師・ファシリテーターとして参加することによって、医療現場における最新の技術を学びます。
10. 保健師課程、養護教諭課程の選択者には、それぞれ免許取得に必要なカリキュラムを別途設けています。

3. 学修成果の評価の方針

1. 授業の成績評価は「成績の評価に関する取扱要項」にしたがって評価を行います。評価方法については、評価の観点とその割合を各授業科目のシラバスに明示し、多面的評価を行います。
2. 看護学科には4年間にわたる学修の成果を記録する「看護学実習web」と呼ばれる独自の評価システムがあります。ここには看護技術、実習到達度、実践能力到達度等が、自己評価と教員評価によって数値化されて表示されます。「看護学実習Web」は、自らの看護実践能力を分析し、以後の実習計画の参考とします。またポートフォリオとして活用することで自己教育力を育みます。
3. 成績評価について疑義があるときは、「成績の評価に関する取扱要項」や医学部で定められた手続きにしたがって、不服申し立てを行うことができます。

5.　学生の支援と保健について

学生の支援と保健について

支援関係

医学部では次のような学生支援体制を設けています。
何か「気になること」があれば、遠慮なく、利用してください。

医学部指導教員制度

医学科では、1 年生から 3 年生を、基礎医学系、臨床基礎医学系及び社会医学系の教授、准教授、講師または助教が担当し、4 年生から 6 年生を、臨床医学系及び附属病院の教授または准教授が担当して、学生生活、履修、修学等全般にわたって、相談・指導・助言等の支援をする体制を設けています。

看護学科では、1 年生から 3 年生を、看護学科教員（概ね学生 10 名に教員 1 名）が、４年生を、「卒業研究」担当教員が担当し、学生が意欲を持って学習を深め、有能な看護専門職として自立していくことができるように、個々の相談・指導・助言に応じることのできる支援体制を設けています。

学生相談

学生生活を過ごしていると、しばしば個人の力だけでは解決が難しい問題や悩みに出会います。出雲保健管理センターに併設されている学生相談室では、臨床心理士・公認心理師の資格をもったカウンセラーがあらゆる相談に応じています。相談で話したことは厳密に管理され、相談者の許可なく外に漏れることはありません。相談者の希望は最大限尊重します。必要に応じて、担当指導教員、学務課などとも連携し、相談者の希望に沿うよう解決を模索します。もしひとりで考えることがつらくなったら、まずは一度、相談に来てみてください。

内容	担当	連絡先
修学や進路のこと 学生生活全般について 対人関係について 心身の健康の悩み ハラスメントを受けたと思ったら	学生相談室	e-mail: cp.room@med.shimane-u.ac.jp 電話 ： ０８５３－８８－３１２７
	出雲保健管理センター	e-mail: healthizumo@med.shimane-u.ac.jp 電話 ： ０８５３－２０－２０９９
	学務課 学生支援担当	電話 ： ０８５３－２０－２０９３

出雲保健管理センター

出雲保健管理センターは、学生及び教職員の心身の健康の保持・増進を図ることを目的として設置されています。スタッフは医師、保健師、臨床心理士で次のような業務を行っています。
学生関係の主な業務は次のとおりです。

１．保健管理部門

１）定期健康診断
医学部の全学生に対して定期健康診断を実施します。身体測定、尿検査、血圧測定、胸部レントゲン撮影（必要な学年のみ）、内科診察を行います。必ず受診するようにお願いします。

２）応急処置
打撲、擦過傷、切傷など急なけがへの応急処置や生理痛、頭痛などの手当をいたします。

３）からだの健康相談
疲れやすい、胃腸の調子が悪いなど体の不調や健康に関する不安などの相談に医師、保健師が対応し、必要時、近隣の医療機関についての情報を提供します。
※救急対応や業務等で医師が不在の事もありますのでご了承ください。

４）こころの健康相談
心や体の悩みや困りごとについて、保健師や心理士が相談に応じます。「迷ったらとりあえず聞きに来てみる」という相談窓口です。相談の内容や希望に応じて、保健師が対応するか、心理士が対応するか決めていきます。まずはお気軽にお問合せください。自身の悩みや不安についてはもちろん、「友達が心配…」という友達についての相談についても受け付けています。
電話かメール、もしくはHPのフォームからの予約をおすすめしますが、やむを得ない場合は、窓口にお越しください。必要に応じて、医療機関への紹介状作成（要予約）や、定期的な学生相談室でのカウンセリング対応等を行います。

５）休養室の利用
休養室を１部屋準備しています。体調不良時の休養にご利用ください。

６）ヘルスチェック
身長・体重自動測定器、血圧計を常時使用できるよう準備しています。必要時、血圧計の貸し出しもしているのでご自分の健康チェックに役立ててください。

７）救急バッグ貸し出し
部活動や学校イベントの際、救急バッグを貸し出しています。

８）健康診断証明書、意見書等の作成
奨学金申請や病院見学等の際に健康診断証明書を作成いたします。必要時は早めの申し込みをお願いします。なお、定期健康診断を受けていない場合は自費で健康診断を受けていただく場合もありますので定期健康診断は必ず受けるようにお願いします。

２．感染管理部門

島根大学（以下、「本学」）では、入学後すぐに地域医療実習や早期体験実習など、多くの実習が予定されています。そのため、入学予定の皆さんに対し、医療機関で麻疹、風疹、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の抗体価検査、およびＢ型肝炎のＳ抗原・Ｓ抗体価検査、Ｃ型肝炎の抗体価検査を受けていただくようお願いしています。これらの抗体価が基準を満たない場合、あるいはワクチン接種をしていない場合は、地域医療実習や早期体験実習などの患者さんと接する実習はできません。

本学では、指定の基準値を満たさない場合は、必要に応じて早期に予防接種を受けていただくことにしています。自身を感染症から守り、他者への感染拡大を防ぐために、何卒ご協力をお願いいたします。
なお、血中抗体価が基準値未満であるが、アレルギー体質や自己免疫疾患、免疫抑制剤使用などの理由によりワクチン接種ができない場合には、その旨を必ず医師に「ワクチン接種実施証明書」に記載してもらい提出していただくことで対応を検討いたします。

１）小児４種感染症(麻疹・風疹・ムンプス・水痘)追加ワクチン接種について
入学前に実施された抗体価検査結果が基準値未満の場合は、各自でワクチン接種を受けてください。
接種医に「ワクチン接種実施証明書」を記入してもらい、6月末日までに出雲保健管理センターへ１回目の「ワクチン接種実施証明書（コピー)」を提出してください。
※抗体価陰性(2.0未満)の方は、２回接種が必要となります。本学では、２回目の接種時期は１回目より２年程度空けて接種するよう推奨しているので該当の方は、２回目接種後、速やかに「ワクチン接種実施証明書（コピー)」を提出してください。

２）Ｂ型肝炎ワクチン接種について
Ｂ型肝炎ウイルスは血液媒介感染をする病原体としては最も感染力が強いと言われています。小さな外傷や皮膚炎など障害された皮膚への暴露でも感染が成立する場合があるため実習前にきちんと抗体をつけておく必要があります。入学前に実施された抗体価検査結果でHBs抗原陰性およびHBs抗体陰性(10mIU/ml未満)であった場合、保健管理センターにてＢ型肝炎ワクチン接種を行います。費用は自己負担となり約8000円(3回分)です。
Ｂ型肝炎ワクチン接種は、３回で１シリーズの予防接種であり、３回接種することが大切です。
接種予定日：１回目１年生時の６月頃、２回目１年生時の７月頃、３回目１年生時の12月頃を予定しています。
１シリーズ目接種終了後、採血(自己負担)を実施し、HBs抗体陽性(10mlU/ml以上)であれば免疫獲得とみなします。HBs抗体陰性(10mlU/ml未満)の場合は、2シリーズ目の接種が必要となります。(自己負担)
２シリーズ目接種も大学で集団接種の予定です。

【提出物】入学時に「感染管理健康調査票（コピー)」「入学時健康調査票Ⅰ・Ⅱ(原本)」「同意書(原本)」を必ず提出してください。「ワクチン接種実施証明書(コピー)」は必ず６月末日までに出雲保健管理センターまで提出をしてください。

３）インフルエンザワクチン接種について
臨床実習・臨地実習・国家試験を行う学生(看護学科３・４年生、医学科４・５・６年生)の希望者を対象にインフルエンザワクチン接種を実施しています。費用は、個人負担となります。

４）新型コロナウイルス感染症について
島根大学医学部は附属病院が隣接していることから基本的な感染予防対策を確実に行っていく必要があります。そのことを忘れないでください。
対応詳細は、医学部HP＞COVID-19への対応＞新型コロナウイルスに対する対応について(出雲キャンパス)を参照してください。

【出雲保健管理センター 利用に関する注意事項】
・利用時間
平日の午前9時00分～午後5時00分にご利用いただけます。
※土日・祝日、夏季一斉休業（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

・連絡方法について
お知らせは、原則として メール配信 と ホームページの掲載 によって行います。

・来所について（体調不良時）
感染拡大防止のため、発熱など風邪症状がある場合は来所をご遠慮ください。
その際は、電話またはメールでお問い合わせをお願いします。

6.　授業料の納入・奨学金等

授業料の納入・奨学金等

授業料の納入

２０２６年度授業料

	年　　額	半期毎の金額	
学部生	５３５，８００円	前期分	２６７，９００円
		後期分	２６７，９００円
大学院生	５３５，８００円	前期分	２６７，９００円
		後期分	２６７，９００円

●在学中に授業料の改正が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

●長期履修が許可されている場合には、授業料の額が異なります。

納入について

口座振替	銀行振込等
口座振替による納入が原則です。（手数料無料） 大学へ届け出のあった指定口座から、振替指定日に引き落としを行います。 取り扱い金融機関は、山陰合同銀行またはゆうちょ銀行です。 ●振替指定日 前期分/５月２５日 後期分/１１月２５日 ●振替指定日の前営業日までに届出口座に入金してください。 ●上記振替指定日が休日等の場合は、翌営業日となります。	口座振替の手続きが所定の期日までに間に合わなかった場合、または手続きをされなかった場合は、請求書を保証人または本人宛に送付します。 ●請求書送付時期 前期分/５月上旬 後期分/１１月上旬 ●納入方法 請求書に記載の納入期限までにお近くの金融機関で振り込んでください。 手数料は依頼人（学生）負担です。

●口座振替の周知については、学内所定の場所への掲示により行い、その都度文書による通知はしません。

●授業料免除申請者は、選考決定されるまでの間は口座からの引き落とし、請求書の発行は行いません。

●納入期限までに納入しなかった場合は、本人または保証人宛に督促を行いますが、督促してもなお未納の場合は、学則に基づき除籍となりますので、注意してください。

授業料免除

2020 年度から国の高等教育の修学支援新制度により、日本学生支援機構の給付型奨学金の支給対象者は、入学料免除、授業料免除を受けることができます。

制度の詳細（文部科学省 HP）　https://www.mext.go.jp/kyufu

島根大学授業料等奨学融資制度

この制度は、授業料及び入学料の支払いに困らないよう学生支援の一つとして設けたもので、学生本人

が提携銀行である山陰合同銀行から、入学料相当額及び当該期の授業料相当額の融資を受け、卒業後返済する制度です。ただし、大学及び銀行の審査があります。
①在学中の返済は、元金据置の上、利息は大学が奨学援助金として銀行へ支払います。
②日本学生支援機構等の奨学金を受ける場合も利用できます。
③卒業後、山陰両県に居住または山陰両県内の病院等に就職する場合は、利率の優遇措置が設けられています。

奨学金

日本学生支援機構奨学金（貸与・給付）

□申込手続（貸与・給付）

	募 集 時 期	対　　象　　者
定期採用	４月（貸与・給付） ９月（給付）	申込資格および学力・家計基準を満たしている者
緊急採用 臨時採用	随時	家計支持者（父母等）の死亡・失職，災害等により，家計が急変した者

※申請資格や学力・家計基準，奨学金の概要等は，日本学生支援機構のホームページで確認してください。

（学部：貸与）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/daigaku/index.html

（学部：給付）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html

（大学院）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/in/index.html

※年１回，毎年４月に募集を行います。募集は掲示により通知します。また、年間を通して緊急・応急採用制度があり、家計の急変等により奨学金が必要になった場合は学務課に相談してください。

□貸与・給付中の手続

採用時に配布する「奨学金のしおり」に記載されています。

□返還時の手続き

返還説明会の前に配布する「返還のてびき」に記載されています。

※なお，重要な手続や説明会については，掲示により通知します。

地方公共医団体等の奨学金

地方公共団体または民間団体による奨学金の募集は，各団体が直接募集をするものと大学を通じて募集するものがあります。募集に関する資料は学務課内で閲覧することができます。

なお，日本学生支援機構奨学金と重複して貸与または給付を受けることができない場合がありますので，申し込みにあたっては資格条件等には十分に注意してください。

島根大学独自の奨学金

□キャンパス間連携プログラム奨学金

学生が自分の所属以外のキャンパスで研究等を実施する場合に，奨学金を給付します。申込について

は，指導教員の先生に確認してください。

＜対象となる研究等＞●大学院医理工農連携プログラム

□大学院学生に対する学会発表等に関する奨学金

大学院生が学会等で研究成果の発表等を行う際の費用の一部として奨学金を給付します。申込については，指導教員の先生に確認してください。

□夢チャレンジ奨学金

学部１年生で経済的理由により修学が困難な学生に対して、入学後の経済的負担の軽減のため、奨学金を支給します。

【奨学金に関する相談，問い合わせ先】

医学部学務課学生支援担当　　電話　０８５３－２０－２０８４

電話　０８５３－２０－２０８８

7.　学生の保険・厚生施設等

学生の保険

（１）学生教育研究災害傷害保険（※医学部学生は、全員加入しています。）

この保険は、学生の教育研究中等の災害事故に対する補償救済の制度です。

※契約内容の詳細は入学時に配布された「しおり」を参照してください。

○掛金と保険期間

保険期間・掛金 学科	１年間	２年間	３年間	４年間	５年間	６年間
医　学　科	1,020 円	1,790 円	2,650 円	3,370 円	4,130 円	4,800 円
看　護　学　科	1,020 円	1,790 円	2,650 円	3,370 円		

○保険金が支払われる場合

担保範囲	内　　容
正　課　中	講義、実験、実習、演習又は実技などの授業中とそれらに関する研究活動を行っている間
学校行事中	入学式、オリエンテーション、卒業式など大学が主催する学校行事の間
大学施設内にいる間	授業間の休憩中あるいは昼休み中など、上記以外で大学の施設内にいる間
課外活動中	学内又は学外で大学の定める手続きで活動している間
通学中等	正課又は学校行事や課外活動のために、住居と学校施設との間の通学、又は学校施設等相互間の移動中
接触感染予防	病院等で行う臨床実習中に接触感染予防措置を受けた場合

○保険金の種類及び金額

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中 学校行事中	2,000 万円	120 万円～ 3,000 万円	3,000 円～30 万円 （治療日数１日からが対象）	１日につき 4,000 円
大学施設内 課外活動中 通学中等	1,000 万円	60 万円～ 1,500 万円	6,000 円～30 万円 （課外活動以外の学校施設内の事故及び通学中の事故は治療日数４日以上 課外活動は治療日数14 日以上からが対象）	１日につき 4,000 円

臨床実習中	（接触感染予防保険金）	１事故につき１５，０００円 （定額払い）	

（注）ア．死亡、後遺傷害保険金は、事故の日から１８０日以内に死亡し又は障害が生じたときに支給されます。

イ．入院加算金は、１８０日を限度として支給されます。

（２）学研災付帯賠償責任保険（医学生教育研究賠償責任保険）（※医学部学生は、全員加入しています。）

この保険は、学生が教育研究活動中に万が一他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、賠償責任を負った場合に備えての制度です。医学部の学生は、医学生教育研究賠償責任保険に加入します。

※契約内容の詳細は入学時に配布された「しおり」を参照してください。

○補償対象となる活動範囲

担保範囲	内　　容
医学生教育研究賠償責任保険	医学部での正課、学校行事、大学が教育活動の一環として位置付ける国内でのインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復途中が対象です。（学生の臨床実習、看護実習等も対象になります。）

○補償金額と保険料

（補償金額）

対人賠償と対物賠償併せて１事故につき１億円限度（免責金額０円）

（保険料）

医学生教育研究賠償責任保険	５００円（年額）

（注）複数年加入の場合は、@５００円×加入年数の保険料となります。

○災害を被ったときの措置

災害を被った時は、速やかに学務課へ報告してください。以後の手続きは担当者が指示します。この報告が遅れると保険料が支払われないことがあります。

また、専門資格（医師免許、看護師免許等）を取得している学生の臨床実習・看護実習等の医療関連実習については、以下の要件を満たす場合に限り対象となります。

①正課中の医療関連実習であること。

②その専門資格に関わる行為を業務（アルバイトその他恒常的に行うものを含む）として行っている間の事故でないこと。

（３）学研災付帯学生生活総合保険　※任意加入保険

この保険は、前記 (1)、(2) で補償する範囲以外の学生生活を２４時間、常時補償する制度です。学生本人のケガ、病気（治療費用保険金）、賠償責任、救援者費用、感染予防費用（接触感染や針刺し等）の５つの補償で学生生活　をサポートするものです。パンフレットは学務課に置いてあります。

加入を希望する学生は学生生活総合保険相談デスク（℡０１２０－８１１－８０６）へ直接問い合わせてください。

（４）学研災付帯海外留学保険　※任意加入保険

大学が承認した派遣留学等に参加する際に前記 (1) (2) での海外における補償を手厚くするものです。

加入を希望する人は、対象となる派遣留学等に参加する前に、総務課　国際交流推進室または、学務課　学生支援担当へ相談してください。

厚生施設等

アパート等の情報提供

大学近隣に所在するアパート等の情報提供・斡旋は、大学としては行っていませんが、大学内に設置されている「財団法人恵雲会」（TEL0853-20-2176）が行っています。なお、契約に当たっては、必ず物件の下見をするようにしてください。

アルバイト

アルバイトは、学生生活の中心が勉学であることを十分に認識したうえで必要最小限に留めるよう心掛け、無理のない範囲で行ってください。

家庭教師、その他一般アルバイトは、島根大学生活協同組合（島大生協）で紹介しています。

電話　０８５３－３１－６３２２

厚生施設

医学部には、大学会館出雲の中に、生協が運営する食堂、ショップ、書籍コーナーがあります。各施設の営業時間等の概要は、次のとおりです。

ア　食　　堂・ショップ（１階）

食堂はカフェテリア方式（自分の好きなメニューを選ぶ）です。

また、ショップでは、文具類、カタログ及びインターネットショッピングによる購入、共済受付業務ならびに島根大学オリジナルグッズの販売等を行っています。

営業時間は，次のとおりです。

・食堂

月曜日～金曜日

１１時００分～１９時３０分

※ただし、時期により短縮営業となります。

・ショップ

月曜日～金曜日

８時００分～１７時００分

※ただし、時期により短縮営業となります。

イ　書籍コーナー（２階）

書籍（教科書、専門書、雑誌等）の販売を行っています。

営業時間は、次のとおりです。

月曜日～金曜日

９時３０分～１７時００分

※ただし、時期により短縮営業となります。

※　解剖実習関係用品及び白衣等のクリーニングについては、生協の売店で取り扱っています。

国民年金

①制度

国民年金は、老後の生活保障や障害になったときの保障を行うことを目的とした制度で、学生の皆さんも２０歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務づけられています。

②加入手続き

国民年金の加入は、住民票を登録している市区町村役場の国民年金の窓口で「資格取得」の手続きを行ってください。

③保険料の納付

国民年金の保険料は、国から送られてくる「国民年金保険料納付案内書」で納めることになります。なお、保険料は申し出により親元から納めることもできます。また、保険料の納め忘れを防止するため、口座振替や一定期間分まとめて納めると割引になる前納制度があります。

④学生納付特例制度

学生納付特例制度は、届出（申請）をして承認を受ければ在学期間中の保険料が猶与される制度です。対象者は２０歳以上の大学生（大学院生）であって、学生本人の所得のみで判定されます。

なお、詳しいことは、市区町村の国民年金担当窓口へお問い合わせください。

8.　課外活動関係

課外活動関係

学生団体の設立

学生が課外活動を行うため、学内において団体を結成するときは、あらかじめ顧問教員を定め、医学部長の承認を得なければなりません。ただし、学生が自主的な活動を目的とした有志団体（グループ）を結成するときはこの限りではありません。（但し、有志団体であっても島根大学医学部の名称を使用する者については届け出と承認が必要です。）

医学部においては、学生団体の設立等について次の手続きが必要です。

ア　新たに学生団体を結成しようとするときは、「学生団体設立願」に所定の事項を記入し、「構成員名簿」を添付のうえ申請してください。

イ　学生団体が活動を継続しようとするときは、毎年２月末日までに、「学生団体更新願」に所定の事項を記入のうえ提出してください。また、新入生を含めた「構成員名簿」は５月末日までに提出してください。

ウ　学生団体設立願の記載事項を変更しようとするときは、「学生団体変更願」を、学生団体を解散しようとするときは、「学生団体解散届」をそれぞれ提出してください。

学外団体への加入又は参加

学生団体が、学外団体に加入しようとするときは、「学外団体加入願」を提出し医学部長の承認を得なければなりません。学外団体によっては確認手続を必要とする場合があるので、事前に相談してください。

学外における課外活動

学生団体が学外において大会、練習、合宿等を行い又は参加する場合は、「学外活動願」を必ず提出し学生委員長の承認を得なければなりません。

「学外活動願」に参加者名簿を添えて、事前に提出してください。

学生の集会、掲示等

研究会、発表会、団体の部会等の集会や催しを行う場合、あるいはこれらの集会や催しの周知を図るために掲示等を行う場合には、研究・教育環境の保全と秩序を維持するため、「島根大学医学部学生規則」を遵守しなければなりません。

その主要点は次のとおりです。

ア　学生又は学生の団体が、学内外、集会又は行事を開催するときは、「集会・行事開催願」を開催の７日前までに提出し、教務学生委員長の許可を得なければなりません。

イ　学生又は学生の団体が、学内外において募金若しくは署名行為をしようとするときは、アに準じた手続きにより教務学生委員長の承認を得なければなりません。

ウ　学生又は学生の団体が、学内外において販売等金銭上の収受や行為をしようとするときは、アに準じた手続きにより教務学生委員長の承認を得なければなりません。

エ　学生又は学生の団体が、学内外において文書、ポスター等を掲示しようとするときは、該当文書等を添えた「文書掲示・配布願」を教務学生委員長に提出し、その許可を受けなければなりません。また、文書、ポスター等には、掲示しようとする者が学生の団体であるときは、団体名並びに掲示責任者の学年及び氏名を、その他の者であるときは掲示責任者の学年及び氏名を明記し、学内においては大きさは「５５㎝×４１㎝」（新聞紙１ページ大）以下として、指

定された学生用掲示板に掲示しなければなりません。

なお、掲示の期間は、原則１０日間以内とし、掲示の期間を経過したものは、学生、学生団体の責任者において速やかに撤去してください。

課外活動の成績報告等

学生又は学生団体が、各種大会等に参加した場合は、「課外活動成績報告書（※課外活動報告書）」にプログラム等を添えて、大会等終了後速やかに提出してください。

学内諸施設の利用

ア　島根大学出雲キャンパス体育施設

体育施設には、体育館、武道場（柔道場、剣道場、弓道場）、陸上競技場（インフィールドはサッカーコート・ラグビーコート併用）、野球場、テニスコート（６面）、水泳プール（７コース５０ｍ）があります。

これらの体育施設（水泳プールを除く。）を使用する場合は、使用予定日の１週間前（休日を除く）までに「出雲キャンパス体育施設使用願」を提出し、医学部長の許可を受けて使用することができます。

使用を許可する時間は、原則として、午前８時３０分から午後７時までとし、日曜日、土曜日、祝日、８月１３日～１５日、年末年始（１２月２８日～１月４日）を除く日とします。

また、体育施設、物品等をき損し、若しくは滅失したときは、直ちに届け出るとともに、故意又は重大な過失による場合は、その損害を弁償しなければなりません。

イ　島根大学出雲キャンパス水泳プール

水泳プールを使用する場合は、事前に医学部長の許可を受けなければなりません。ただし、学生団体が課外活動として使用する場合は、５月末日までに、その期間の「出雲キャンパスプール使用願」を提出し、医学部長の許可を受けて使用することができます。

なお、使用を許可する期間及び時間、手続き等は、掲示により別途お知らせします。

ウ　島根大学大学会館出雲及び島根大学出雲課外活動共用施設

学生及び職員の福利厚生そして学生が課外活動を通じ、社会生活に必要な自律性及び協調性を養うことを目的としています。

これらの施設を使用する場合は、使用の３日前（休日を除く）までに「島根大学大学会館使用願」及び「出雲共用施設使用許可願」を提出し、医学部長の許可を受けなければなりません。ただし、学生の団体が課外活動として学生団体連絡室及び共同部室を使用する場合は、年度の初めにその期間の使用計画書を提出し、医学部長の許可を受けて使用することができます。

使用を許可する時間は、原則として、午前８時３０分から午後８時３０分までとし、日曜日、土曜日、祝日、８月１３日～１５日、年末年始（１２月２８日～１月４日）を除く日とします。

サークル施設、設備等を滅失し、もしくはき損したときは、直ちに届け出るとともに、故意又は過失による場合は、その損害を弁償しなければなりません。

課外活動団体

令和８年３月現在、設立されている課外活動団体は次のとおりです。

≪正式承認団体≫

区分	団　体　名	団　体　名	団　体　名
体育系	サッカー部	馬術部	フラッグフットボール部
	山岳部	合気道部	剣道部
	バトミントン部	テニス同好会	準硬式野球部
	バレーボール部	弓道部	硬式庭球部
	空手道部	陸上競技部	バスケットボール部
	少林寺拳法部	ダンス部	卓球部
	ソフトテニス部	SMFC（Shimane Medical Futsal）フットサルサークル	水泳部
	ラグビー部	島根大学医学部柔道部	ゴルフ部
文化系	地域医療研究会	合唱部	農園クラブ
	芸術倶楽部	陶芸部（桂医窯）	写真部
	シュールカメラート管弦楽団	ガーデニングクラブ	国際交流サークル ～IFMSA-Shimane ～
	茶道部	手話サークル	フローラ室内楽団
	軽音楽部	Jazz 研究会	キンダーフロイント
	SCOP（Skill Conquest and output program）	島根大学ボードゲームサークル フェレータ	とりかへばや ～映画、マンガ、アニメから考えるジェンダーと心～
	ピアノ・エレクトーン部 COLORS	島根大学医ゼミサークル「おろぴょん」	

≪任意承認団体≫

	団　体　名	団　体　名	団　体　名
任意承認団体	在宅ボランティアサークル「えすこに」	てごほ～む	島根大学医学部 競技かるた会
	IZUMO intercollegiate cocktail & wine サークル	島根大学医学部創作クラブ天華	釣り部
	島根大学ボディビルディング部		

交流行事

体育系課外活動団体が参加しているものに「西日本医科学生総合体育大会」があります。この大会は、西日本所在の大学医学部医学科学生の交流を深めるため、学生の手によって自主的に運営されている体育大会です。夏休み時期に４地区ブロック輪番制で行われています。本学部は、昭和５２年度（第２９回）大会から参加しています。また、近年は「コメディカルの大会」も盛んになってきており、看護学科生も多数参加し交流を行っています。

スポーツ安全保険

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う団体やグループ（社会教育関係団体）を対象とした各種保険があります。

この保険は、傷害保険、賠償責任保険、共済見舞金制度を組み合わせたものもあり、万一の事故に備えてこの制度に加入し、活動に専念することも大切です。

詳細は各保険会社の資料を参照し検討して下さい。

その他

学生表彰

学業成績が特に優秀であり、他の学生の模範となると認められた者、学術研究において、特に顕著な業績をあげたと認められる者又は、課外活動、社会活動で特に顕著な成績や社会的評価を受けた学生、団体に対して学長が表彰する制度が設けられています。

ビビットポイント

みなさんに配布した学生証（IC カード）には、 正課以外のボランティア活動、サークル活動等に対してそれぞれポイントが付与され、図書や学用品に交換できるシステムがあります。

なお、活動ごとの付与ポイント等詳細については、「ビビットカードご利用案内」、または正課外活動ホームページ（URL：http://shiengp2.jn.shimane-u.ac.jp/）をご覧ください。

※　「ビビット」とは、島根大学のマスコットキャラクターの愛称です。

9.　医学図書館利用案内

附属図書館医学図書館利用案内

(1) 開館時間

・月 ～ 金　　9：00～20：00
・土・日曜、祝休日　　10：00～16：00
※8 月・3 月は 9：00～17：00

(2) 休館日

・8 月・3 月の土・日曜、祝休日
・夏期一斉休業期間（8 月 13 日～15 日）
・年末年始（12 月 28 日～1 月 3 日）
※その他臨時に休館する場合があります。
※最新の情報は掲示や Web ページでお知らせします。

(3) 入館

２階閲覧室入口には入館管理システム（ゲート）が設置してあります。入館の際にはゲートのカードリーダーに一人ずつ学生証をかざして認証を受けてください。

(4) 開館時間外の図書館の利用（24時間利用）

上記の開館時間外も医学部の学生は図書館を利用できます。入口の自動ドア横のカードリーダーに学生証をかざすとロックが解除されます。

(5) 図書館資料の利用

ア 館内閲覧

２階閲覧室及び１階書庫は、書架から自由に資料を取り出して閲覧できます。閲覧を終えた資料は、元の書架に戻してください。

［図書］

2階閲覧室、1階及び3階書庫にあります。医学・看護学分野の図書は、米国国立医学図書館分類法（NLMC）によって、それ以外の図書は、日本十進分類法（NDC）によって分類し、その記号順に配架しています。

［雑誌］

2階閲覧室、1階及び2階書庫に年代別に配置しています。それぞれ和文と欧文に分け、雑誌名のアルファベット順に配架しています。

［新聞］

1階の新聞コーナーにあります。バックナンバーは3ヶ月分を保存しています。

［視聴覚資料］

2階閲覧室のマルチメディアコーナー及び1階書庫にあります。これらの資料は、2階視聴覚ブースで視聴することができます。

イ 館外貸出

［貸出］

カウンター前の自動貸出装置を使って手続きをしてください。学生証が必要です。貸出手続きをしないで持ち出すと、出口(ゲート)でブザーが鳴ります。

・貸出冊数　合計 10 冊
・貸出期間　図書　7日間
　　雑誌　2 日間　（新着雑誌を除く）

［返却］

開館時間内はカウンターへ、閉館時は閲覧室入口横の返却ポストへ返却してください。
返却が遅れると、遅れた日数だけ貸出停止となります。

［貸出延長］

貸出期限内であれば、次の予約がない場合に限り1回だけ貸出期間の延長ができます。 自動貸出装置で手続きを行ってください。また、MyOPAC（後述）から手続きすることもできます。

［貸出予約］

借りたい本が貸出中の時は予約ができます。OPAC で検索し「予約」ボタンから手続きをしてください。予約した図書が返却されたらメールで連絡しますので、あらかじめ MyOPAC でメールアドレスを登録しておいてください。

ウ　電子資料の利用

大学が契約している電子ジャーナルやデータベースなどを利用することができます。リストが附属図書館 Web ページ上にあります。学内ネットワークに接続してご利用ください。

エ　館内資料の複写

コピー機(電子マネー、コイン式)をご利用ください。
「文献複写申込書」を提出のうえ、次の点を守ってください。
・図書館備え付けの資料のみを複写すること。
・調査、研究、学修を目的とすること。
・著作物の一部分のみを複写すること。
・一人につき 1 部のみを複写すること。

（6）ネットワークの利用について

2 階閲覧室、セミナー室では学内ネットワークの Wi-Fi に接続することができます。

（7）施設の利用

ア　セミナー室（2階）

2 名以上のグループで使用できる部屋です。グループ学修を行うことができます。

イ　自由閲覧室（3階）

自修室です。静かな環境で学修ができます。

（8）レファレンスサービス

図書館の利用方法や資料の探し方などについての困りごとがあればお気軽にカウンター職員にお尋ねください。
・この図書・雑誌は図書館にあるのか　　・このテーマの資料はどうやって探せばいいのか
・OPAC やデータベースの使い方が分からない

（9）ガイダンス

図書館では次のような様々なガイダンスを行っています。少人数でも開催しますので、お気軽に

お申込みください。

・図書館ツアー

・図書館の蔵書検索、文献データベースや電子ジャーナルの使い方などの講習

(10) Web 上でのサービス

島根大学附属図書館 Web ページ(https://www.lib.shimane-u.ac.jp/)から様々なサービスを提供しています。

ア 蔵書検索(OPAC: Online Public Access Catalog)

島根大学で所蔵する図書や雑誌を検索することができます。

イ 電子ジャーナル(E-Journal)・電子ブック(E-Book)

本学で契約している電子ジャーナルや電子ブックについて、検索して利用することができます。

ウ データベース

学修・研究に必要な論文などを検索するためのデータベースである、医中誌 Web(日本の医学文献)や PubMed(海外医学文献)をはじめ、多くのデータベースを利用することができます。

エ 電子ジャーナル等の自宅からの利用

上述の電子ジャーナルや電子ブック、データベースの多くは、学内のネットワークからアクセスする必要がありますが、VPN 接続サービスを利用すると、自宅などの学外からでも利用することができます。詳細は総合情報処理センターの Web ページを参照してください。

オ 学外文献複写・貸借の申し込み

学内で所蔵していない文献のコピーや図書現物を、全国の大学図書館等から取り寄せることができます。MyOPAC から申し込んでください。取り寄せには費用がかかります。

カ 本館(松江キャンパス)からの図書の取り寄せ

松江キャンパスにある附属図書館本館で所蔵している図書を、OPAC の「予約」機能を使って医学図書館に無料で取り寄せができます。ただし雑誌及び研究室に所蔵されている図書は対象外です。

キ 県内図書館からの図書の取り寄せ

島根県内の公共図書館・大学図書館・高等専門学校図書館から図書を無料で取り寄せができます。Web 上の申込フォームから申し込んでください。

ク MyOPAC

来館しなくても借りている図書の貸出期間の延長や予約状況の確認ができるほか、他大学図書館からの文献の取り寄せ申し込み、図書の購入リクエストなどができます。島根大学統合認証システムの ID、パスワードでログインします。

(11) 本館(松江キャンパス)の利用

松江キャンパスの本館を利用することができます。医学図書館の資料は、医学関連分野に特

化していますが、本館では幅広い分野の専門資料や教養書を数多く所蔵しています。本館への入館及び資料の貸出には学生証が必要ですので必ず携帯してください。

(12) 他大学図書館の利用

他大学の図書館を利用したいときは、必要に応じて紹介状を発行しますので、カウンターへ申し込んでください。

※ 利用上の注意

医学図書館の利用にあたっては、下記事項を遵守してください。

- ■ 館内では静粛を保ち、他の利用者に配慮しましょう。
- ■ 資料は大切に取り扱い、利用後は必ず元の書架に戻してください。
- ■ PC 及びネットワークは、使用上のルールとマナーを守って利用してください。
- ■ 館内での飲食は原則禁止です。水分補給は蓋で密閉できる飲み物に限り認めますが、飲むとき以外はカバンの中に入れてください。
- ■ 館内での携帯電話の通話はご遠慮ください。
- ■ 自分の荷物は放置せず、退館時に持ち帰ってください。
- ■ 火災等の事故の恐れがある行為は禁止です。

10.　松江キャンパスについて

松江キャンパスについて

松江キャンパスにおける履修、利用できる機器・施設等についてお知らせします。

証明書自動発行機について

学生センターの１階ロビーに、医学部学生も利用できる証明書自動発行機が設置してあります。操作方法は出雲キャンパスの機器と同じです。

利用時間は、土曜日、日曜日、祝日、夏季一斉休業期間（８月１３日～１５日）、年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く、午前８時１５分から午後５時までです。

掲示板について

授業関係に関する内容については、学務情報システムの掲示板に掲示します。なお、本学 HP から閲覧することも可能です。医学部学生に関係する掲示もありますので、見落としのないようにしてください。

福利厚生施設について

①　福利厚生施設

大学会館、学生食堂島根電工 Sogno（ソーニョ）、学生食堂 Nicora（ニコラ）、コンビニ ニコラストア（ニコラ）、Bakery&Café アセット（大学会館内）、カフェ ViViCa（学生支援センター内）、ショップ（大学会館内）等があります。

②　大学会館の利用申し込み方法

島根大学ホームページから予約できます。

「学生生活」 → 「課外活動施設」 → 「大学会館（松江キャンパス）予約システム（学内限定）」

※予約システムには、松江キャンパスのネットワークから入れます。

※詳細は、松江キャンパス学生支援課学生生活支援グループへお問い合わせください。（電話：0852-32-9764）

③　会食等で食堂を予約する場合

食堂へ申し込んでください。連絡先電話番号（島根大学生活協同組合：0852-32-6245）

松江保健管理センターについて

学生センターと教養講義室棟１号館の間にあります。

■利用時間

【開所時間】　平日　8:30～18:00

【受付時間】　学生相談（医師・カウンセラーによる心の相談）：9:00～17:00
内科相談（医師による健康相談、診察）：9:00～17:00
健康相談（保健師による健康相談）：9:00～17:00
診断書・意見書作成（医師の診察後に発行）：9:00～17:00
・事前に必ず電話もしくはメールで予約をおねがいします。
・救急対応や業務等で医師が不在の事もあります。
・風邪症状がある場合は診察やカウンセリングを受けることが出来ませんので、ご注意下さい。

【休　　診】　土曜・日曜・祝日、8 月 13 日～15 日、年末年始及び夜間
（業務の都合により変更有）

【連 絡 先】　電　話：0852-32-6568
メール：health@soc.shimane-u.ac.jp

松江キャンパスマップ

1. 本部棟
2. 車庫
3. 教育学部棟
4. 外国語教育センター（1階）
5. 教師教育研究センター（G階）
6. 教育支援センター（1階）
7. 大学教育センター（教育推進担当）（2階）
8. 学生センター
9. 松江保健管理センター・学生相談室
10. 教養講義室棟1号館
11. 教養講義室棟2号館
12. 大学食堂 島根電工ソーニョ
13. 大学食堂 ニコラ／コンビニ ニコラストア
14. 課外活動共用施設
15. スキー倉庫
16. プール棟
17. アーチェリー場
18. 弓道場
19. 大学会館松江
20. 第2体育館
21. 附属図書館
22. 法文学部棟
23. エスチュアリー研究センター（1階）
24. 総合理工学部1号館
25. 総合理工学部2号館
26. 国際センター（1階）
27. 総合理工学部3号館
28. 人間科学部棟
29. 総合博物館（1階）
30. 総合理工学部情報科学棟
31. 総合理工学部1号館（大学院棟）
32. 守衛室・中央監視棟
33. 環境安全施設
34. 学生市民交流ハウスFLAT
35. 総合情報処理センター
36. 総合科学研究支援センター 遺伝子機能解析部門（RI実験施設）
37. 生物資源科学部1号館
38. 生物資源科学部2号館
39. 生物資源科学部3号館
40. 水利実験室
41. 農業機械実験室
42. 林産加工場・実験動物飼育施設
43. 製材加工室
44. 温室
45. 圃場
46. 動物実験飼育室
47. テニスコート
48. 第1体育館
49. トレーニングセンター
50. 武道館
51. 体育器具庫
52. 運動場
53. 野球場
54. 学生支援センター
55. 大学教育センター（キャリア担当）
56. 障がい学生支援室（2階）
57. 大学ホール
58. 次世代たたら協創センター
59. 材料エネルギー学部棟
60. 産学協創インキュベーションセンター

エレベーター　多目的トイレ

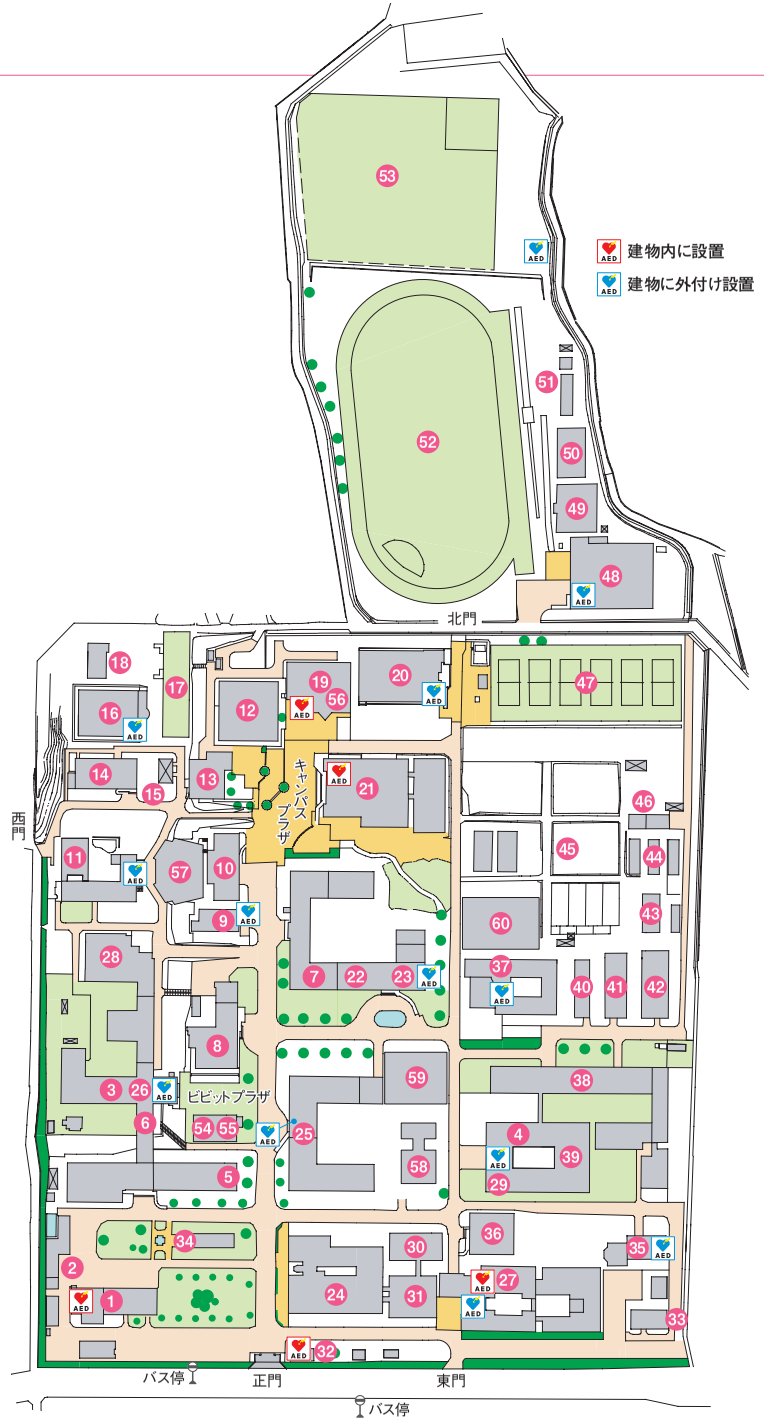

11.　医学部諸規則等

医学部規則

［平成１６年４月１日制定］
［平成１６年島大医学部規則第１号］

（趣旨）

第１条　島根大学医学部（以下「本学部」という。）における組織，修業年限，在学年限，教育課程，履修方法，課程修了の認定等については，学則（平成１６年島大学則第２号）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（教育上の目的）

第１条の２　医学部は，国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え，かつ，科学的探究心を持ち，医療，医学，看護学及び地域社会の発展に寄与し，人類の福祉に貢献し得る人材の育成を目的とする。

（学科）

第２条　本学部に医学科及び看護学科を置く。

（附属施設）

第２条の２　本学部に次の附属施設を置く。

一　情報ネットワークセンター

二　統合腎疾患制御研究・開発センター

（講座）

第３条　本学部に講座を置く。

２　医学科の講座を，教育及び研究を円滑に運営するため，基礎医学系，臨床基礎医学系，社会医学系及び臨床医学系の４系列に分ける。

３　前項に規定する基礎医学系，臨床基礎医学系及び社会医学系を基礎系と称し，臨床医学系を臨床系と称する。

４　講座及び第２項の講座系列は，別表に掲げるとおりとする。

（附属教育研究施設）

第４条　本学部に，附属の教育研究施設として附属病院を置く。

（編入学者，再入学者及び転入学者の修業年限）

第５条　学則第９条第２項の規定により入学を許可された医学科３年次編入学者の修業年限は，４年とする。

２　学則第９条の２の規定により入学を許可された医学科２年次編入学者の修業年限は，５年とする。

３　学則第１０条第２項及び第１２条の規定により入学を許可された者の修業年限は，当該志願者の合否を決定するときに，教授会の議を経て決定する。

（在学年限）

第６条　医学科の在学年限は，１２年を超えることができない。ただし，各年次にあっては，３年を限度とし，次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

一　２年次　１年次及び２年次を通算して５年

二　３年次　１年次から３年次を通算して７年

三　４年次　１年次から４年次を通算して９年

四　５年次　１年次から５年次を通算して１１年

五　６年次　１年次から６年次を通算して１２年

２　看護学科の在学年限は，８年を超えることができない。

３　医学科３年次編入学者の在学年限は，８年を超えることができない。ただし，各年次にあっては，３年を限度とし，次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

一　４年次　３年次から４年次を通算して５年

二　５年次　３年次から５年次を通算して７年

三　６年次　３年次から６年次を通算して８年

４　医学科２年次編入学者の在学年限は，１０年を超えることができない。

ただし，各年次にあっては，３年を限度とし，次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

一　３年次　２年次から３年次を通算して５年

二　４年次　２年次から４年次を通算して７年

三　５年次　２年次から５年次を通算して９年

四　６年次　２年次から６年次を通算して１０年

５　学則第１０条第２項及び第１２条の規定により入学を許可された者の在学年限の通算については，別に定める。

（教育課程）

第７条　本学部の授業科目は，全学基礎教育科目及び専門教育科目とする。

２　医学科の授業科目の名称，単位数又は時間数及び履修年次並びに必修科目，選択科目又は自由科目の別は，別に定める。

３　看護学科の授業科目の名称，単位数及び履修年次並びに必修科目，選択科目又は自由科目の別は，別に定める。

４　前２項に定める履修年次の授業科目以外の授業科目の履修については，別に定める。

（単位の計算方法）

第８条　全学基礎教育科目及び医学科専門教育科目のうちの専門基礎科目並びに看護学科の専門教育科目に属する授業科目の単位の計算方法は，別に定める。

（編入学者，再入学者及び転入学者の入学前の既修得単位の取扱い）

第９条　学則第９条から第１２条までの規定により入学を許可された者の入学前の既修得単位の認定については，医学部長は，その全部又は一部を本学部において修得した単位

として認定することができる。

（授業科目履修の認定）

第１０条　医学科の授業科目履修の認定は，試験その他の審査により，各学年末に行う。

２　看護学科の授業科目履修の認定は，試験その他の審査により，各学期末に行う。

３　前２項の試験及び審査の方法並びに成績の評価については，別に定める。

（課程修了の認定）

第１１条　医学科の課程修了の認定は，医学科に６年以上在学し，所定の授業科目を所定の区分に従い履修し，試験に合格した者について，教授会の議を経て行う。

２　看護学科の課程修了の認定は，看護学科に４年以上在学し，所定の授業科目を所定の区分および単位数に従い修得した者について，教授会の議を経て行う。

３　医学科３年次編入学者の課程修了の認定は，医学科に４年以上在学し，所定の授業科目を所定の区分に従い履修し，試験に合格した者について，教授会の議を経て行う。

４　医学科２年次編入学者の課程修了の認定は，医学科に５年以上在学し，所定の授業科目を所定の区分に従い履修し，試験に合格した者について，教授会の議を経て行う。

（履修に関するその他の事項）

第１２条　第５条から前条までに定めるもののほか，履修に関し必要な事項は別に定める。

（関連教育病院）

第１３条　医学部長は，本学部における臨床教育を充実させるため，必要に応じ関連教育病院を定めることができる。

（公開講座）

第１４条　社会人の教養を高め，文化の向上に資するため，本学部に公開講座を開設することができる。

附　則

１　この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　島根大学学則（平成１６年学則第２号）附則第２項の規定に基づき，平成１５年９月３０日において島根医科大学医学部（以下「旧島根医科大学医学部」という。）に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成１６年４月以降に在学者の所属する年次に編入学，転入学又は再入学する者（以下「編入学者等」という。）が旧島根医科大学医学部を卒業するために必要であった教育課程の履修は島根大学医学部が行うものとし，在学者及び編入学者等の教育課程に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成１８年１月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成１９年４月１日から施行する。

2　平成１８年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成２１年４月１日から施行する。

2　平成２０年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成２２年１１月１０日から施行する。

附　則

この規則は，平成２３年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成２３年７月６日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成２４年４月１日から施行する。

2　平成２３年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２４年４月１日から施行する。

2　平成２３年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成２４年７月４日から施行し，平成２４年７月１日から適用する。

附　則

1　この規則は，平成２５年４月１日から施行する。

2　平成２４年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する

者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規則は，平成２６年２月７日から施行する。ただし，別表の地域・老年看護学の規定は，平成２６年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の島根大学医学部規則別表の地域医療政策学の規定は，平成２６年２月１日から適用する。

附　則

この規則は，平成２７年１２月２日から施行し，平成２７年７月１日から適用する。

附　則

この規則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成２９年２月６日から施行し，改正後の島根大学医学部規則別表のリハビリテーション医学講座の規定は，平成２９年２月２日から適用する。

附　則

この規則は，平成３０年１月５日から施行する。

附　則

１　この規則は，令和２年４月１日から施行する。

２　令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，令和３年１月１日から施行する。

附　則

１　この規則は，令和３年６月２日から施行し，令和３年４月１日から適用する。

２　令和２年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規則は，令和４年４月１日から施行する。

２　令和３年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，令和３年７月７日から施行する。

附　則

この規則は，令和３年１０月６日から施行し，令和３年１０月１日から適用する。

附　則

この規則は，令和５年１月１１日から施行し，令和５年１月５日から適用する。

附　則

この規則は，令和５年７月５日から施行する。

附　則

この規則は，令和６年４月１日から施行する。

別表

講　座	
（医学科）	
基礎医学系	解剖学
	生理学
	生化学
	生命科学
臨床基礎医学系	薬理学
	病理学
	微生物学
	免疫学
	第一生命メンタルヘルスケア共同研究講座
社会医学系	法医学
	環境保健医学
	医療情報学
	医学英語教育学
臨床医学系	内科学
	皮膚科学
	小児科学
	外科学
	整形外科学
	脳神経外科学
	泌尿器科学
	精神医学
	産科婦人科学
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学
	眼科学
	放射線医学
	麻酔科学
	緩和ケア
	歯科口腔外科学
	臨床検査医学
	救急医学
	先進医療電磁工学（共同研究講座）
	Acute Care Surgery
	リハビリテーション医学
	地域医療教育学
	地域医療支援学
	総合医療学
	地域医療政策学
（看護学科）	基礎看護学
	臨床看護学
	地域・老年看護学

大学院医学系研究科規則

［平成１６年４月１日制定］
［平成１６年島大医学部規則第２号］

（趣旨）

第１条　島根大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）に関する事項については，大学院学則（平成１６年島大学則第３号）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（教育上の目的）

第１条の２　研究科は，医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究することによって，医学と看護学の更なる発展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とし，第２条に定める各専攻については，次の各号に掲げるとおりとする。

一　医科学専攻博士課程は，医学の専門領域及び関連領域で自立して独創的研究活動を行うに足る高度の研究能力，豊かな学識と人間性を備えた教育，研究の指導的役割を担う人材の育成を図るとともに，医療に求められる高度な専門知識・技術及び研究能力を備えた臨床医の育成を目的とする。

二　看護学専攻博士後期課程は，高水準で独創的な超高齢看護学研究を自立して実施し，超高齢看護学の発展に寄与できる教育研究者の育成を目的とする。

三　医科学専攻修士課程は、医学部医学科以外出身の者に，総合的・学際的サイエンスとしての医科学の視点を付与し，島根大学及び地域における独自の研究・教育の実績を，教育・訓練を通じて学生に還元することによって，老年・若年人口対策、医食同源等の分野に関わる研究・教育，社会事業・企業活動などに，医科学の基礎と専門知識を持って携わることのできる人材の育成を目的とする。

四　看護学専攻博士前期課程は，豊かな人間性と幅広い視野を基盤として科学的な視点から看護学の学識を教授研究し，卓越した看護実践能力と創造的な研究能力を持つ人材の育成を目的とする。

（課程及び専攻）

第２条　研究科の課程は，博士課程及び修士課程とする。

２　博士課程に，次の専攻及びコースを置く。

医科学専攻

研究者育成コース，高度臨床医育成コース，がん専門医療人育成コース，総合診療・地域医療コース

看護学専攻博士後期課程

３　修士課程に，次の専攻及びコースを置く。

医科学専攻

総合医科学コース，がん専門薬剤師養成コース，地域医療支援コーディネータ養成コース，医療シミュレータ教育指導者養成コース，地域包括ケア人材養成コース（医

療経営重点）

看護学専攻博士前期課程

看護援助学コース，看護管理学コース，地域・在宅看護学コース，母子看護学コース，がん・成人看護学コース，高齢者看護学コース，がん看護ＣＮＳコース，老人看護ＣＮＳコース，助産学コース

（教育及び研究における教員組織）

第２条の２　研究科の教育及び研究における教員組織は，本学の教授，准教授，講師及び助教のうち，研究科における研究指導教員又は担当教員の資格を有し，研究科教授会が認めた者をもって編成する。

（特別教育プログラム）

第３条　研究科医科学専攻博士課程に，医療過疎解消のためのグローバル地域医療学人材育成プログラムを置く。

（教育方法及び指導教員）

第４条　研究科における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

２　前項の研究指導を行うため，学生ごとに所属する専攻の教員のうちから指導教員を置く。

３　前項の指導教員のほかに，副指導教員を置くことができる。

（研究指導計画及び研究・研修実績報告）

第４条の２　指導教員は，一年間の研究指導の計画を学生にあらかじめ明示するために，学生ごとに学位論文等の作成に対する研究指導計画書を作成し，研究科長に提出しなければならない。

２　学生は，一年間の研究・研修の実績について，年度末に研究・研修実績報告書を作成し，指導教員の確認の後，研究科長に提出しなければならない。

（授業科目及び履修単位数）

第５条　博士課程における専攻の授業科目及び履修単位数は，別表第１，別表第２及び別表第５のとおりとする。

２　修士課程における専攻の授業科目及び履修単位数は，別表第３及び別表第４のとおりとする。

３　大学院学則第２１条又は第３７条の規定に該当する者のうち，別表第１，別表第２，別表第３又は別表第４に定める授業科目の授業を当該年次に履修できない者は，研究科長の許可を得て，当該年次を変更し，履修することができる。

（単位の計算）

第６条　授業科目の単位は，１単位４５時間の学修を必要とする内容とし，次に掲げる基準によるものとする。

一　講義及び演習については，１５時間から３０時間の授業をもって１単位とする。

二　実験及び実習については，３０時間から４５時間の授業をもって１単位とする。

２　一の授業科目について，講義，演習，実験及び実習のうち二以上の方法の併用により

行う場合については，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して１５時間から４５時間の授業をもって１単位とする。

（他の大学の大学院等における研究指導）

第７条　学生は，他の大学の大学院又は研究所等において，必要な研究指導を受けることができる。ただし，研究指導を受ける期間は，修士課程については１年を，博士課程については２年を超えることができない。

２　前項に定めるもののほか，他の大学の大学院又は研究所等における研究指導については，別に定める。

（授業科目の選定等）

第８条　履修する授業料目の選定は，指導教員の指示に従うものとする。

２　博士課程において，指導教員は，教育研究上必要と認めるときは，学生に他の専攻の授業科目を履修させることができる。

３　前項の規定により履修した授業料目について修得した単位は，１０単位を限度として，第１５条第１項に定める課程修了の要件となる単位に充当することができる。

（単位修得の認定）

第９条　各授業科目の単位修得の認定は，試験又は研究報告により行う。

（転入学等の場合の取扱い）

第１０条　大学院学則第１２条から第１４条までの規定により，転入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに修学年限，在学年限については，医科学専攻博士課程委員会，看護学専攻博士後期課程委員会，医科学専攻修士課程委員会又は看護学専攻博士前期課程委員会の議を経て研究科長が決定する。

（他の大学の大学院における授業科目の履修等）

第１１条　学生は，指導教員の指導により他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修することができる。

２　前項の規定により修得した単位は，１０単位を限度として，研究科において修得したものとみなす。

３　前２項に定めるもののほか，他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）における授業科目の履修については，別に定める。

（社会人学生に対する教育方法の特例）

第１２条　研究科教授会が教育上特別の必要があると認めたときは，夜間その他特定の時間又は時期に授業及び研究指導を行うことができる。

（履修に関するその他の事項）

第１３条　第４条から第１１条までに定めるもののほか，授業科目の履修に関し，必要な事項は別に定める。

（学位論文等）

第１４条　学生は，指導教員の承認を得て，所定の期日までに，学位論文又は特定の研究についての成果（以下「学位論文等」という。）を研究科長に提出しなければならない。

２　学位論文等の審査及び最終試験に関する事項については，別に定める。

（課程修了の要件）

第１５条　医科学専攻博士課程の修了の要件は，大学院に４年以上在学し，別表第１又は別表第５に定める授業科目について３０単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究実績を上げた者については，３年以上在学すれば足りるものとする。

２　看護学専攻博士後期課程の修了の要件は，大学院に３年以上在学し，別表第２に定める授業科目について１６単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究実績を上げた者については，２年以上在学すれば足りるものとする。

３　修士課程の修了の要件は，大学院に２年以上在学し，別表第３及び別表第４に定める授業科目について３０単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究実績を上げた者については，１年以上在学すれば足りるものとする。

（組織的研修等）

第１６条　研究科は，授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため，組織的な研修及び研究を実施するものとする。

附　則

１　この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　島根大学大学院学則（平成１６島大学則第３号）附則第２項の規定に基づき，平成１５年９月３０日において島根医科大学大学院医学系研究科（以下「旧島根医科大学大学院医学系研究科」という。）に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成１６年４月以降に在学者の所属する年次に再入学又は転入学する者（以下「再入学者等」という。）が，旧島根医科大学大学院医学系研究科を修了するために必要であった教育課程の履修は，島根大学大学院医学系研究科が行うものとし，在学者及び再入学者等の教育課程に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規則は，平成１８年４月１日から施行する。

２　平成１７年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

３　前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成１７年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第３に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

４　前項の規定に基づき履修した授業科目について修得した単位は，島根大学大学院医学系研究科規則第１１条第２項に規定する単位としては認定しないものとする。

附　則

１　この規則は，平成１９年４月１日から施行する。
２　平成１８年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１及び別表第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成１８年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１及び別表第３に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。
４　前項の規定に基づき履修した別表第３の授業科目について修得した単位は，島根大学大学院医学系研究科規則第１１条第２項に規定する単位としては認定しないものとする。

附　則

１　この規則は，平成２０年４月１日から施行する。
２　平成１９年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１及び別表第２の規定にかかわらず，なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成１９年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

附　則

この規則は，平成２０年１０月８日から施行し，改正後の第２条の２の規定については，平成２０年８月１日から適用する。

附　則

１　この規則は，平成２１年４月１日から施行する。
２　平成２０年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１，第２及び別表第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成２０年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１，第２及び別表第３に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。
４　前項の規定に基づき履修した別表第３の授業科目について修得した単位は，島根大学大学院医学系研究科規則第１１条第２項に規定する単位としては認定しないものとする。

附　則

この規則は，平成２１年５月１３日から施行し、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則第１条の２の規定は，平成２１年４月１日から適用する。

附　則

１　この規則は，平成２３年４月１日から施行する。
２　平成２２年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成２２年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第３に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

4　前項の規定に基づき履修した授業科目について修得した単位は，島根大学大学院医学系研究科規則第１１条第２項に規定する単位としては認定しないものとする。

附　則

1　この規則は，平成２５年４月１日から施行する。

2　平成２４年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成２４年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

附　則

1　この規則は，平成２６年４月１日から施行する。

2　平成２５年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成２５年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

附　則

1　この規則は，平成２７年４月１日から施行する。

2　平成２６年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第２の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成２６年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第２に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

附　則

この規則は，平成２７年４月８日から施行し，平成２７年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。

2　平成２７年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１及び別表第４の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成２７年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１に規定する＊印

を付した授業科目を加えることができる。

4　前項の規定に基づき履修した別表第１の授業科目について修得した単位は，島根大学大学院医学系研究科規則第１１条第１項に規定する単位としては認定しないものとする。

附　則

この規則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成２９年４月１日から施行する。

2　この規則による改正前の島根大学大学院医学系研究科規則別表第３の規定に基づき，平成２８年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学又は再入学する者を含む。）が履修した同表の授業科目について修得した単位は，島根大学大学院医学系研究科規則第１１条第３項に規定する単位として認定するものとする。

附　則

1　この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

2　平成２９年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１，別表第３及び別表第４の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成２９年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第３及び別表第４に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

4　前項の規定に基づき履修した別表第３及び別表第４の授業科目について修得した単位は，島根大学大学院医学系研究科規則第１１条第１項に規定する単位としては認定しないものとする。

附　則

この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

2　平成３０年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第４の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成３０年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第４に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

4　前項の規定に基づき履修した別表第４の授業科目について修得した単位は，島根大学大学院医学系研究科規則第１１条第３項に規定する単位としては認定しないものとする。

附　則

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

2　令和元年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第４の規

定にかかわらず，なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる令和元年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第４に規定する＊印を付した授業科目を加えることができる。

4　前項の規定に基づき履修した別表第４の授業科目について修得した単位は，島根大学大学院医学系研究科規則第１１条第３項に規定する単位としては認定しないものとする。

附　則

1　この規則は，令和２年４月１日から施行する。

2　令和元年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和２年４月１日から施行する。

2　令和元年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第４の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，令和３年１月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，令和３年４月１日から施行する。

2　令和２年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の大学院医学系研究科規則別表第１及び別表第４の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和４年４月１日から施行する。

2　令和３年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の大学院医学系研究科規則別表第１及び別表第４の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，令和４年７月６日から施行し，令和４年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は，令和５年４月１日から施行する。

2　令和４年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の大学院医学系研究科規則別表第１，別表第２，別表第４及び別表第５の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和６年４月１日から施行する。

2　令和５年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履

修については，この規則による改正後の大学院医学系研究科規則別表第１の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる令和５年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第１に規定する＊１印を付した授業科目を加えることができる。

附　則

1　この規則は，令和７年４月１日から施行する。

2　令和６年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の大学院医学系研究科規則別表第３，別表第４及び別表第５の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第１（第１５条第１項関係）

科目区分	授業科目	がん専門医療人育成コースの専門科目	医理工農連携プログラム開設科目	授業を行う年次	単位数	
					講義演習	実験実習
必修科目	医学総合研究特論Ⅰ			1･2	1	
	医学総合研究特論Ⅱ			1･2	1	
選択必修科目	基礎医科学			1･2	1	2
	応用医科学			1･2	1	2
	臨床医科学			1･2	1	2
	臨床腫瘍学総論			1･2	2	1
選択科目	細胞生物学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	細胞生物学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	組織・器官系の構造と機能Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	組織・器官系の構造と機能Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	組織・器官系の構造と機能Ⅲ			1･2･3･4	2	3
	器官系の病態構造Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	器官系の病態構造Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	器官系の病態構造Ⅲ			1･2･3･4	2	3
	器官系の病態構造Ⅳ			1･2･3･4	2	3
	発生生物学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	発生生物学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	先天異常Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	先天異常Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	老化Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	老化Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	老化Ⅲ			1･2･3･4	2	3
	発癌Ⅰ	○		1･2･3･4	2	3
	発癌Ⅱ	○		1･2･3･4	2	3
	腫瘍生物学Ⅰ	○		1･2･3･4	2	3
	腫瘍生物学Ⅱ	○		1･2･3･4	2	3
	腫瘍生物学Ⅲ	○		1･2･3･4	2	3
	腫瘍生物学Ⅳ	○		1･2･3･4	2	3
	臨床腫瘍学Ⅰ	○		1･2･3･4	2	3
	臨床腫瘍学Ⅱ	○		1･2･3･4	2	3
	臨床腫瘍学Ⅲ	○		1･2･3･4	2	3
	臨床腫瘍学Ⅳ	○		1･2･3･4	2	3
	臨床腫瘍学Ⅴ	○		1･2･3･4	2	3

選択科目	臨床腫瘍学Ⅵ	○		1･2･3･4	2	3
	地域がん治療学	○		1･2･3･4	2	3
	口腔腫瘍学	○		1･2･3･4	2	3
	がん医療社会学	○		1･2･3･4	2	3
	緩和ケア学	○		1･2･3･4	2	3
	分子機能学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	分子機能学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	細胞機能学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	細胞機能学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	細胞内情報制御学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	細胞内情報制御学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	神経科学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	神経科学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	神経科学Ⅲ			1･2･3･4	2	3
	神経科学Ⅳ			1･2･3･4	2	3
	細胞間情報伝達学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	細胞間情報伝達学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	細胞間情報伝達学Ⅲ			1･2･3･4	2	3
	内分泌・代謝学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	内分泌・代謝学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	内分泌・代謝学Ⅲ			1･2･3･4	2	3
	生体システム学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	生体システム学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	生体機能測定学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	生体機能測定学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	生体機能測定学Ⅲ			1･2･3･4	2	3
	分子病態学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	分子病態学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	分子病態学Ⅲ			1･2･3･4	2	3
	臓器病態学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	臓器病態学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	臓器病態学Ⅲ			1･2･3･4	2	3
	生体病態学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	生体病態学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	生体病態学Ⅲ			1･2･3･4	2	3
	生体病態学Ⅳ			1･2･3･4	2	3
	薬物動態学Ⅰ	○		1･2･3･4	2	3
	薬物動態学Ⅱ	○		1･2･3･4	2	3

選択科目	基礎免疫学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	基礎免疫学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	臨床免疫学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	臨床免疫学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	腫瘍免疫学Ⅰ	○		1･2･3･4	2	3
	腫瘍免疫学Ⅱ	○		1･2･3･4	2	3
	移植免疫学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	移植免疫学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	感染症学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	感染症学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	感染症学Ⅲ			1･2･3･4	2	3
	細胞間相互作用Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	中毒学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	中毒学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	個人識別学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	個人識別学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	環境医学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	環境医学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	医学・医療情報学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	医学・医療情報学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	総合診療・地域医療学			1･2･3･4	2	3
	医療疫学・統計学			1･2･3･4	2	3
	＊Sustainability science and SDGs			1･2･3･4	2	
	＊Science for a sustainable society and future Earth			1･2･3･4	1	
	＊特別実践研究（PBL型授業）			1･2･3･4	2	
	＊1 ジョブ型研究インターンシップ			1･2･3･4	2	
	医療のための光工学		○	1･2･3･4	2	3
	機能性物質・食品の医療応用と環境影響		○	1･2･3･4	2	3
	臨床医学と社会・環境医学への高度情報学・数学への応用		○	1･2･3･4	2	3
	理工医学のための生物材料学及び放射線		○	1･2･3･4	2	3
	知的財産と社会連携		○	1･2･3･4	2	3
（備考）	研究者育成コース，高度臨床医育成コース及びがん専門医療人育成コースは，必修科目２単位，選択必修科目３単位及び選択科目２５単位を含む計３０単位以上を修得する。ただし，がん専門医療人育成コースの選択科目は，専門科目２５単位を含むものとする。 総合診療・地域医療コースは，必修科目２単位，選択必修科目３単位及び総合診療・地域医療学及び医療疫学・統計学を含む選択科目２５単位を含む計３０単位以上を修得する。 次世代研究者挑戦的研究プログラムの育成生は，＊印の授業科目を修得する。					

別表第２（第１５条第２項関係）

区分	授業科目名	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門科目	超高齢看護開発特講	1（前）	2		必修科目14単位修得すること
	安全ケアシステム開発特講	1（前）	2		
	研究方法特講	1（前）	2		
	超高齢看護学研究演習	1（通）	2		
	超高齢看護学特別研究	1・2・3	6		
関連科目	地域がん治療学	1（後）		2	選択科目から2単位以上修得すること
	がん医療社会学	1（後）		2	
	緩和ケア学	1（後）		2	
	環境医学Ⅰ	1（後）		2	
	環境医学Ⅱ	1（後）		2	
	医学・医療情報学Ⅰ	1（後）		2	
	総合診療・地域医療学	1（後）		2	
	臨床医学と社会・環境医学への高度情報学・数学の応用	1（後）		2	
	知的財産と社会連携	1（後）		2	
	機能性物質・食品の医療応用と環境影響	1（後）		2	
修了に必要な単位数		16単位			

別表第３（第１５条第３項関係）

（１）総合医科学コース

授　業　科　目	医理工農連携プログラム開設科目	授業を行う年次	単位数			必修・選択の別
			講義	演習	実験実習	
生命科学概論		1	1			必　修
人体形態学		1	2			必　修
人体機能学		1	2			必　修
病理病態学		1	2			必　修
社会医学		1	2			必　修
医の倫理学		1	2			必　修
臨床医学概論		1	2			必　修
医科学演習		１・２		3		必　修
医科学特別研究		１・２		6		必　修
老年医学		１・２	2			選　択
リハビリテーション医学		１・２	2			選　択
先天代謝異常学・臨床遺伝学		１・２	2			選　択
胎児・生殖医学		１・２	2			選　択
発生工学・実験動物学		１・２	2			選　択
再生医学・組織工学		１・２	2			選　択
医食同源の科学		１・２	2			選　択
母子保健・教育		１・２	2			選　択
医療情報学		１・２	2			選　択
精神神経科学		１・２	2			選　択
生活環境と健康の科学		１・２	2			選　択
環境生理学		１・２	2			選　択
免疫学（生体防御システム学）		１・２	2			選　択
生体情報伝達学		１・２	2			選　択
病態生理に基づいた薬物治療学		１・２	2			選　択
腫瘍の発生・増殖とその制御		１・２	2			選　択
抗悪性腫瘍薬の臨床薬物動態学		１・２	2			選　択
地域医療学		１・２	2			選　択
医療社会学		１・２	2			選　択
持続性科学とSDGs		１・２	2			選　択
医療のための光工学の基礎	○	１・２	2			選　択
機能性物質・食品の応用の基礎	○	１・２	2			選　択
医生物学への数学・情報科学の接点	○	１・２	2			選　択
臨床・社会・環境医学と高度情報学の接点	○	１・２	2			選　択
理工医学のための生物材料学の基礎	○	１・２	2			選　択
放射線の医療応用と同位元素の水環境への影響Ｉ	○	１・２	2			選　択
発明の権利化と社会貢献	○	１・２	2			選　択
研究と倫理		１・２	1			選　択
学際プレゼンテーション入門		１・２	1			選　択
研究力とキャリアデザイン		１・２	1			選　択
PBLアドバンス		１・２	1			選　択
大学院連携科目（別に定める）		１・２				選　択

（備考）　全授業科目のうち，必修科目２２単位及び選択科目から４科目以上で８単位以上計３０単位以上を修得する。

別表第３（第１５条第３項関係）

（２）がん専門薬剤師養成コース

授　業　科　目	医理工農連携プログラム開設科目	授業を行う年次	単位数			必修・選択の別
			講義	演習	実験実習	
生命科学概論		1	1			必　修
人体形態学		1	2			必　修
人体機能学		1	2			必　修
病理病態学		1	2			必　修
社会医学		1	2			必　修
医の倫理学		1	2			必　修
臨床医学概論		1	2			必　修
病態生理に基づいた薬物治療学		1	2			必　修
腫瘍の発生・増殖とその制御		1	2			必　修
抗悪性腫瘍薬の臨床薬物動態学		1	2			必　修
医科学演習		１・２		3		必　修
医科学特別研究		１・２		6		必　修
老年医学		１・２	2			選　択
リハビリテーション医学		１・２	2			選　択
先天代謝異常学・臨床遺伝学		１・２	2			選　択
胎児・生殖医学		１・２	2			選　択
発生工学・実験動物学		１・２	2			選　択
再生医学・組織工学		１・２	2			選　択
医食同源の科学		１・２	2			選　択
母子保健・教育		１・２	2			選　択
医療情報学		１・２	2			選　択
精神神経科学		１・２	2			選　択
生活環境と健康の科学		１・２	2			選　択
環境生理学		１・２	2			選　択
免疫学（生体防御システム学）		１・２	2			選　択
生体情報伝達学		１・２	2			選　択
地域医療学		１・２	2			選　択
医療社会学		１・２	2			選　択
持続性科学とSDGs		１・２	2			選　択
医療のための光工学の基礎	○	１・２	2			選　択
機能性物質・食品の応用の基礎	○	１・２	2			選　択
医生物学への数学・情報科学の接点	○	１・２	2			選　択
臨床・社会・環境医学と高度情報学の接点	○	１・２	2			選　択
理工医学のための生物材料学の基礎	○	１・２	2			選　択
放射線の医療応用と同位元素の水環境への影響Ⅰ	○	１・２	2			選　択
発明の権利化と社会貢献	○	１・２	2			選　択
研究と倫理		１・２	1			選　択
学際プレゼンテーション入門		１・２	1			選　択
研究力とキャリアデザイン		１・２	1			選　択
PBLアドバンス		１・２	1			選　択
大学院連携科目（別に定める）		１・２				選　択

（備考）　全授業科目のうち，必修科目２８単位及び選択科目から１科目以上で２単位以上計３０単位以上を修得する。

別表第３（第１５条第３項関係）

（３）地域医療支援コーディネータ養成コース

授　業　科　目	医理工農連携プログラム開設科目	授業を行う年次	単位数			必修・選択の別
			講義	演習	実験実習	
生命科学概論		１・２	1			必　修
臨床医学概論		１・２	2			必　修
地域医療学		１・２	2			必　修
医療社会学		１・２	2			必　修
地域医療実習Ⅰ		１・２			4	必　修
地域医療実習Ⅱ		１・２			4	必　修
地域医療学特別研究		１・２		5		必　修
人体形態学		１・２	2			選　択
人体機能学		１・２	2			選　択
病理病態学		１・２	2			選　択
社会医学		１・２	2			選　択
医の倫理学		１・２	2			選　択
老年医学		１・２	2			選　択
リハビリテーション医学		１・２	2			選　択
先天代謝異常学・臨床遺伝学		１・２	2			選　択
胎児・生殖医学		１・２	2			選　択
発生工学・実験動物学		１・２	2			選　択
再生医学・組織工学		１・２	2			選　択
医食同源の科学		１・２	2			選　択
母子保健・教育		１・２	2			選　択
医療情報学		１・２	2			選　択
精神神経科学		１・２	2			選　択
生活環境と健康の科学		１・２	2			選　択
環境生理学		１・２	2			選　択
免疫学（生体防御システム学）		１・２	2			選　択
生体情報伝達学		１・２	2			選　択
病態生理に基づいた薬物治療学		１・２	2			選　択
腫瘍の発生・増殖とその制御		１・２	2			選　択
抗悪性腫瘍薬の臨床薬物動態学		１・２	2			選　択
持続性科学とSDGs		１・２	2			選　択
医療のための光工学の基礎	○	１・２	2			選　択
機能性物質・食品の応用の基礎	○	１・２	2			選　択
医生物学への数学・情報科学の接点	○	１・２	2			選　択
臨床・社会・環境医学と高度情報学の接点	○	１・２	2			選　択
理工医学のための生物材料学の基礎	○	１・２	2			選　択
放射線の医療応用と同位元素の水環境への影響Ⅰ	○	１・２	2			選　択
発明の権利化と社会貢献	○	１・２	2			選　択
研究と倫理		１・２	1			選　択
学際プレゼンテーション入門		１・２	1			選　択
研究力とキャリアデザイン		１・２	1			選　択
PBLアドバンス		１・２	1			選　択
大学院連携科目（別に定める）		１・２				選　択

（備考）　全授業科目のうち，必修科目２０単位及び選択科目から５科目以上で１０単位以上計３０単位以上を修得する。

別表第３（第１５条第３項関係）

（４）医療シミュレータ教育指導者養成コース

授　業　科　目	医理工農連携プログラム開設科目	授業を行う年次	単位数			必修・選択の別
			講義	演習	実験実習	
生命科学概論		１・２	1			必　修
臨床医学概論		１・２	2			必　修
地域医療学		１・２	2			必　修
医療社会学		１・２	2			必　修
シミュレータ教育実習Ⅰ		１・２			6	必　修
シミュレータ教育実習Ⅱ		１・２			6	必　修
シミュレータ教育特別研究		１・２		5		必　修
人体形態学		１・２	2			選　択
人体機能学		１・２	2			選　択
病理病態学		１・２	2			選　択
社会医学		１・２	2			選　択
医の倫理学		１・２	2			選　択
老年医学		１・２	2			選　択
リハビリテーション医学		１・２	2			選　択
先天代謝異常学・臨床遺伝学		１・２	2			選　択
胎児・生殖医学		１・２	2			選　択
発生工学・実験動物学		１・２	2			選　択
再生医学・組織工学		１・２	2			選　択
医食同源の科学		１・２	2			選　択
母子保健・教育		１・２	2			選　択
医療情報学		１・２	2			選　択
精神神経科学		１・２	2			選　択
生活環境と健康の科学		１・２	2			選　択
環境生理学		１・２	2			選　択
免疫学（生体防御システム学）		１・２	2			選　択
生体情報伝達学		１・２	2			選　択
病態生理に基づいた薬物治療学		１・２	2			選　択
腫瘍の発生・増殖とその制御		１・２	2			選　択
抗悪性腫瘍薬の臨床薬物動態学		１・２	2			選　択
持続性科学とSDGs		１・２	2			選　択
医療のための光工学の基礎	○	１・２	2			選　択
機能性物質・食品の応用の基礎	○	１・２	2			選　択
医生物学と数学・情報科学の接点	○	１・２	2			選　択
臨床・社会・環境医学と高度情報学の接点	○	１・２	2			選　択
理工医学のための生物材料学の基礎	○	１・２	2			選　択
放射線の医療応用と同位元素の水環境への影響Ⅰ	○	１・２	2			選　択
発明の権利化と社会貢献	○	１・２	2			選　択
研究と倫理		１・２	1			選　択
学際プレゼンテーション入門		１・２	1			選　択
研究力とキャリアデザイン		１・２	1			選　択
PBLアドバンス		１・２	1			選　択
大学院連携科目（別に定める）		１・２				選　択

（備考）　全授業科目のうち，必修科目２４単位及び選択科目から３科目以上で６単位以上
計３０単位以上を修得する。

別表第３（第１５条第３項関係）

（５）地域包括ケア人材養成コース（医療経営重点）

授　業　科　目	医理工農連携プログラム開設科目	授業を行う年次	単位数			必修・選択の別
			講義	演習	実験実習	
地域医療学		１・２	２			必　修
医療社会学		１・２	２			必　修
医療経営学		１・２	２			必　修
医療管理学		１・２	２			必　修
地域包括ケア実習Ⅰ		１・２			３	必　修
地域包括ケア実習Ⅱ		１・２			３	必　修
地域包括ケア特別研究		１・２		４		必　修
生命科学概論		１・２	１			選　択
人体形態学		１・２	２			選　択
人体機能学		１・２	２			選　択
病理病態学		１・２	２			選　択
社会医学		１・２	２			選　択
医の倫理学		１・２	２			選　択
臨床医学概論		１・２	２			選　択
老年医学		１・２	２			選　択
リハビリテーション医学		１・２	２			選　択
先天代謝異常学・臨床遺伝学		１・２	２			選　択
胎児・生殖医学		１・２	２			選　択
発生工学・実験動物学		１・２	２			選　択
再生医学・組織工学		１・２	２			選　択
医食同源の科学		１・２	２			選　択
母子保健・教育		１・２	２			選　択
医療情報学		１・２	２			選　択
精神神経科学		１・２	２			選　択
生活環境と健康の科学		１・２	２			選　択
環境生理学		１・２	２			選　択
免疫学（生体防御システム学）		１・２	２			選　択
生体情報伝達学		１・２	２			選　択
病態生理に基づいた薬物治療学		１・２	２			選　択
腫瘍の発生・増殖とその制御		１・２	２			選　択
抗悪性腫瘍薬の臨床薬物動態学		１・２	２			選　択
持続性科学とSDGs		１・２	２			選　択
医療のための光工学の基礎	○	１・２	２			選　択
機能性物質・食品の応用の基礎	○	１・２	２			選　択
医生物学と数学・情報科学の接点	○	１・２	２			選　択
臨床・社会・環境医学と高度情報学の接点	○	１・２	２			選　択
理工医学のための生物材料学の基礎	○	１・２	２			選　択
放射線の医療応用と同位元素の水環境への影響Ⅰ	○	１・２	２			選　択
発明の権利化と社会貢献	○	１・２	２			選　択
研究と倫理		１・２	１			選　択
学際プレゼンテーション入門		１・２	１			選　択
研究力とキャリアデザイン		１・２	１			選　択
PBLアドバンス		１・２	１			選　択
大学院連携科目（別に定める）		１・２				選　択

（備考）　全授業科目のうち，必修科目１８単位及び選択科目から６科目以上で１２単位以上計３０単位以上を修得する。

別表第４（第１５条第３項関係）

（１） 看護援助学コース，看護管理学コース，地域・在宅看護学コース，母子看護学コース，がん・成人看護学コース，高齢者看護学コース

授業科目等		開講年次	単位数 講義	単位数 演習	摘　　要
専門必修科目	看護援助学特論	1	2		看護援助学コース必修
	看護援助学演習	1		2	
	看護管理学特論	1	2		看護管理学コース必修
	看護管理学演習	1		2	
	地域・在宅看護学特論	1	2		地域・在宅看護学コース必修
	地域・在宅看護学演習	1		2	
	母子看護学特論	1	2		母子看護学コース必修
	母子看護学演習	1		2	
	がん看護学特論	1	2		がん・成人看護学コース必修
	がん看護学演習	1		2	
	高齢者看護学特論	1	2		高齢者看護学コース必修
	高齢者看護学演習	1		2	
	助産学特論	1	2		
	看護学特別研究	2		8	全コース必修
専門選択科目	リスクマネジメント論	1・2	2		
	看護人材育成論	1・2	2		
	看護情報管理論	1・2	2		
	保健医療福祉政策論	1・2	2		
	老年疾患治療論	1・2	2		
	認知症看護論	1・2	2		
	がん看護病態生理治療学	1・2	2		
	がん看護学援助論	1・2	2		
	がん薬物療法看護論	1・2	2		
	緩和ケア論	1・2	2		
	フィジカルアセスメント	1・2	2		
	病態生理学	1・2	2		
	臨床薬理学	1・2	2		
	助産フィジカルアセストメント方法論	1・2		2	
	女性の精神保健学	1	1		
	異文化コミュニケーション論	1	1		
基盤科目	家族看護援助論	1・2	2		
	看護理論	1・2	2		
	看護倫理	1・2	2		
	コンサルテーション論	1・2	2		
	看護研究方法演習	1・2		2	
大学院選択科目	研究と倫理	1・2	1		大学院共通科目
	学際プレゼンテーション入門	1・2	1		
	研究力とキャリアデザイン	1・2	1		
	PBLアドバンス	1・2	1		
	大学院連携科目（別に定める）	1・2			

（備考）
基盤科目は，８単位以上，専門必修科目は，各コースの特論２単位及び演習２単位並びに看護学特別研究８単位の計１２単位，専攻するコース以外の専門必修科目の特論及び専門選択科目から１０単位以上，合計３０単位以上を修得しなければならない。

別表第４（第１５条第３項関係）

（２） がん看護CNSコース

授業科目等		必修	選択必修	開講年次	単位数 講義	単位数 演習	単位数 実習	摘　要
専門必修科目	看護援助学特論			1	2			
	看護管理学特論		○	1	2			
	地域・在宅看護学特論			1	2			
	母子看護学特論			1	2			
	高齢者看護学特論			1	2			
	助産学特論			1	2			
	がん看護学特論	○		1	2			
	がん看護学演習	○		1		2		
	がん薬物療法看護援助論	○		1・2	2			
	緩和ケア演習	○		1		2		
	がん看護学実習Ⅰ	○		1			2	
	がん看護学実習Ⅱ	○		1			2	
	がん看護学実習Ⅲ	○		2			2	
	がん看護学実習Ⅳ	○		2			2	
	がん看護学実習Ⅴ	○		2			2	
	看護学課題研究	○		2		4		
専門選択科目	リスクマネジメント論			1・2	2			
	看護人材育成論		○	1・2	2			
	看護情報管理論			1・2	2			
	保健医療福祉政策論			1・2	2			
	老年疾患治療論			1・2	2			
	認知症看護論			1・2	2			
	がん看護病態生理治療学	○		1・2	2			
	がん看護学援助論	○		1・2	2			
	がん薬物療法看護論	○		1・2	2			
	緩和ケア論	○		1・2	2			
	フィジカルアセスメント	○		1・2	2			
	病態生理学	○		1・2	2			
	臨床薬理学	○		1・2	2			
	助産フィジカルアセストメント方法論			1・2		2		
	女性の精神保健学			1	1			
	異文化コミュニケーション論			1	1			
基盤科目	家族看護援助論			1・2	2			
	看護理論		○	1・2	2			
	看護倫理		○	1・2	2			
	コンサルテーション論		○	1・2	2			
	看護研究方法演習		○	1・2		2		
大学院選択科目	研究と倫理			1・2	1			大学院共通科目
	学際プレゼンテーション入門			1・2	1			
	研究力とキャリアデザイン			1・2	1			
	PBLアドバンス			1・2	1			
	大学院連携科目（別に定める）			1・2				

（備考）
必修科目３６単位及び選択必修科目８単位以上、合計４４単位以上を修得しなければならない。

別表第４（第１５条第３項関係）

（３） 老人看護CNSコース

授業科目等		必修	選択必修	開講年次	単位数			摘　要
					講義	演習	実習	
専門必修科目	看護援助学特論			1	2			
	看護管理学特論		○	1	2			
	地域・在宅看護学特論			1	2			
	母子看護学特論			1	2			
	がん看護学特論			1	2			
	助産学特論			1	2			
	高齢者看護学特論	○		1	2			
	高齢者看護学演習	○		1		2		
	高齢者アセスメント論	○		1	2			
	老年高度看護実践論	○		1	2			
	高齢者サポートシステム論	○		1	1			
	老年慢性期ケア演習	○		1		2		
	高齢者看護学実習Ⅰ	○		1			6	
	高齢者看護学実習Ⅱ	○		2			4	
	看護学課題研究	○		2		4		
専門選択科目	リスクマネジメント論			1・2	2			
	看護人材育成論		○	1・2	2			
	看護情報管理論			1・2	2			
	保健医療福祉政策論	○		1・2	2			
	老年疾患治療論	○		1・2	2			
	認知症看護論	○		1・2	2			
	がん看護病態生理治療学			1・2	2			
	がん看護学援助論			1・2	2			
	がん薬物療法看護論			1・2	2			
	緩和ケア論			1・2	2			
	フィジカルアセスメント	○		1・2	2			
	病態生理学	○		1・2	2			
	臨床薬理学	○		1・2	2			
	助産フィジカルアセストメント方法論			1・2		2		
	女性の精神保健学			1	1			
	異文化コミュニケーション論			1	1			
基盤科目	家族看護援助論			1・2	2			
	看護理論		○	1・2	2			
	看護倫理		○	1・2	2			
	コンサルテーション論		○	1・2	2			
	看護研究方法演習		○	1・2		2		
大学院選択科目	研究と倫理			1・2	1			大学院共通科目
	学際プレゼンテーション入門			1・2	1			
	研究力とキャリアデザイン			1・2	1			
	PBLアドバンス			1・2	1			
	大学院連携科目（別に定める）			1・2				

（備考）
必修科目３７単位及び選択必修科目８単位以上、合計４５単位以上を修得しなければならない。

別表第４（第１５条第３項関係）

（４） 助産学コース

授業科目等		必修	選択必修	開講年次	単位数 講義	単位数 演習	単位数 実習	摘　要
専門必修科目	看護援助学特論			1	2			
	看護管理学特論			1	2			
	地域・在宅看護学特論			1	2			
	母子看護学特論			1	2			
	がん看護学特論			1	2			
	高齢者看護学特論			1	2			
	助産学特論	○		1	2			
	助産学演習	○		1		2		
	生殖器病態生理学	○		1	1			
	助産薬理学	○		1	1			
	女性の健康教育学	○		1・2		2		
	地域母子保健学	○		1	1			
	妊娠期助産診断・技術学	○		1		1		
	分娩期助産診断・技術学	○		1		2		
	産褥・新生児期助産診断・技術学	○		1		2		
	助産臨床推論	○		1	1			
	助産管理学	○		1・2	2			
	助産学実習Ⅰ	○		1			9	
	助産学実習Ⅱ	○		1			2	
	地域助産学実習	○		1・2			6	
	地域助産学演習	○		2		3		
	看護学課題研究	○		1・2	4			
専門選択科目	リスクマネジメント論			1・2	2			
	看護人材育成論			1・2	2			
	看護情報管理論	○		1・2	2			
	保健医療福祉政策論			1・2	2			
	重症者フィジカルアセスメント方法論			1・2	2			
	高齢者看護実践論			1・2	2			
	認知症看護論			1・2	2			
	高齢者在宅ケアシステム論			1・2	2			
	がん看護病態生理治療学			1・2	2			
	がん看護学援助論			1・2	2			
	がん薬物療法看護論			1・2	2			
	緩和ケア論			1・2	2			
	フィジカルアセスメント	○		1	2			
	病態生理学	○		1	2			
	臨床薬理学	○		1	2			
	助産フィジカルアセスメント方法論	○		1・2		2		
	女性の精神保健学	○		1	1			
	異文化コミュニケーション論	○		1	1			
基盤科目	家族看護援助論		○	1・2	2			
	看護理論		○	1・2	2			
	看護倫理		○	1・2	2			
	コンサルテーション論		○	1・2	2			
	看護研究方法演習		○	1・2		2		
大学院選択科目	研究と倫理			1・2	1			大学院共通科目
	学際プレゼンテーション入門			1・2	1			
	研究力とキャリアデザイン			1・2	1			
	PBLアドバンス			1・2	1			
	大学院連携科目（別に定める）			1・2				

（備考）
必修科目５３単位及び選択必修科目８単位以上、合計６１単位以上を修得しなければならない。

別表第５（第１５条第１項関係）

医療過疎解消のためのグローバル地域医療学人材育成プログラム

科目区分	授業科目	地域医学研究コース（A）	地域医療人コース（B）	授業を行う年次	単位数	
					講義演習	実験実習
必修科目	医学総合研究特論Ⅰ			1･2	1	
	医学総合研究特論Ⅱ			1･2	1	
	Sustainability science and SDGs			1･2･3･4	2	
	英語による発表			1･2･3･4	2	
	特別実習			1･2･3･4		1
選択必修科目	基礎医科学	(○)		1･2	1	2
	応用医科学	(○)		1･2	1	2
	臨床医科学		(○)	1･2	1	2
	臨床腫瘍学総論	(○)	(○)	1･2	2	1
	感染症学Ⅰ	○		1･2･3･4	2	3
	基礎免疫学Ⅰ	○		1･2･3･4	2	3
	環境医学Ⅱ		○	1･2･3･4	2	3
	総合診療・地域医療学		○	1･2･3･4	2	3
選択科目	抗体やワクチンによる感染症の予防・診断・治療			1･2･3･4	2	3
	臨床免疫学Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	腫瘍免疫学Ⅰ			1･2･3･4	2	3
	地域がん治療学			1･2･3･4	2	3
	器官系の病態構造Ⅱ			1･2･3･4	2	3
	＊Science for a sustainable society and future Earth			1･2･3･4	1	
	【医理工農連携】					
	医療のための光工学			1･2･3･4	2	3
	機能性物質・食品の医療応用と環境影響			1･2･3･4	2	3
	臨床医学と社会・環境医学への高度情報学・数学の応用			1･2･3･4	2	3
	理工医学のための生物材料学及び放射線			1･2･3･4	2	3
（備考）	必修科目７単位，選択必修科目１３単位［○を付した２科目及び，（○）を付した３科目（コースＡ）または２科目（コースＢ）から１科目を修得すること］，選択科目１０単位を含む計３０単位以上を修得する。					

医学部医学科授業科目履修規程

［平成１６年４月１日制定］
［平成１６年島大医学部規則第３８号］

（趣旨）

第１条　この規程は，医学部規則（平成１６年島大医学部規則第１号。以下「学部規則」という。）に定めるもののほか，医学部医学科の授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

（授業科目の名称等）

第２条　医学部医学科の授業科目の名称，単位数又は時間数及び履修年次並びに必修科目，選択科目又は自由科目の別は，別表第１，別表第２－１及び別表第２－２に掲げるとおりとする。

（課程修了の要件）

第３条　学部規則第１１条第１項に定める課程修了のための授業科目の区分等は別表第３に掲げるとおりとする。

２　学部規則第１１条第３項に定める課程修了のための授業科目の区分等は別表第４－１に掲げるとおりとする。

３　学部規則第１１条第４項に定める課程修了のための授業科目の区分等は別表第４－２に掲げるとおりとする。

（授業科目履修届）

第４条　学生は，別表第１，別表第２－１又は別表第２－２に掲げる授業科目のうち，必修科目以外の授業科目を履修しようとする場合は，授業科目履修届（別記様式第１号。以下「履修届」という。）を所定の期日までに，医学部長に提出しなければならない。

２　履修登録の取消しについては，別に定める。

３　卒業要件単位として１年次１学期において履修できる選択必修科目及び選択科目の単位数は，１４単位を上限とする。ただし，集中講義科目及び不定期開講科目については，この規定にかかわらず履修できるものとする。

４　累積ＧＰＡ（履修登録した科目のうち，教育職員免許状取得のための授業科目のうち科目コードの頭文字がＸの科目，履修の認定を受けた科目，及び成績の判定が合否のみの科目を除く科目について，成績の評価を，秀を４点，優を３点，良を２点，可を１点，不可を０点に置き換え，置き換えた点数に各科目の単位数を乗じて得られた点数の総和を，各科目の単位数の合計で除した点数）が３．０以上の学生にあっては，前項に定める履修登録の上限単位数を超えて，１８単位まで履修できるものとする。

（授業の方法）

第５条　授業は，講義，演習，実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併

用により行うものとする。

２　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

（単位の計算方法）

第６条　全学基礎教育科目及び専門教育科目のうちの専門基礎科目に属する各授業科目の単位数は，１単位の履修時間を教室内及び教室外を併せて４５時間とし，次の各号に定める基準により計算するものとする。

一　講義については，教室内における１時間の講義に対して教室外における２時間の準備のための学修を必要とするものとし，１５時間の講義をもって１単位とする。

二　演習については，教室内における２時間の演習に対して教室外における１時間の準備のための学修を必要とするものとし，３０時間の演習をもって１単位とする。

三　実験・実習及び実技については，学修は，すべて実験室等で行われるものとし，３０時間から４５時間の実験・実習及び実技をもって１単位とする。

（定期試験等）

第７条　１年次に開講する全学基礎教育科目及び専門教育科目のうちの専門基礎科目に属する授業科目の定期試験は，当該授業が終了する学期末に期間を定めて実施する。ただし，２学期又はそれ以上の学期にわたる授業科目については，原則として，各学期の終わりに定期試験に準じた中間試験を行う。

２　２年次に開講する全学基礎教育科目の定期試験は，当該授業が終了する学期末に期間を定めて実施する。

３　２年次及び３年次に開講する専門教育科目のうちの専門基礎科目に属する授業科目の定期試験及び基礎医学系，臨床基礎医学系，社会医学系及び臨床医学系に属する授業科目（臨床実習を除く。）の定期試験は，各授業科目の担当教員又はコース責任者が期日を定めて実施する。

４　特別系に属する授業科目の定期試験は，各授業科目の担当教員が期日を定めて実施する。

５　臨床医学系に属する授業科目のうち，５年次及び６年次に開設する授業科目（臨床実習）の定期試験は，期間を定めて実施する。

（受験資格）

第８条　出席時間数が授業時間数の３分の２に達しない授業科目については，当該授業科目に係る定期試験を受験することができない。

（成績評価）

第９条　成績の評価は，試験の成績に平素の学修及び出席状況を考慮し，秀，優，良，可

及び不可とし，秀，優，良及び可を合格とする。

２　評価の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

一　秀　　１００点満点法による１００点から９０点まで

二　優　　１００点満点法による８９点から８０点まで

三　良　　１００点満点法による７９点から７０点まで

四　可　　１００点満点法による６９点から６０点まで

五　不可　１００点満点法による５９点以下

（追試験）

第１０条　忌引，疾病，その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は，当該授業科目について追試験を受けることができる。

２　前項の追試験を受けようとする者は，追試験願（別記様式第３号）に疾病の場合は医師の診断書，その他の場合は，証明書又は理由書を添え，所定の期日までに医学部長に提出し，その許可を受けなければならない。

３　追試験は，１回限りとし，期間を定めて行う。

（再試験）

第１１条　成績が合格点に達しなかった者については，当該授業科目について，再試験を行うことがある。

２　再試験は，１回限りとし，期間を定めて行う。

３　再試験の成績の評価は，６０点を限度とする。

（進級等の条件）

第１２条　別表第５に掲げる各年次における授業科目について，単位を修得又は履修の認定を受けなければ進級又は卒業することができない。

２　医学科３年次編入学者にあっては，別表第６－１に掲げる各年次における授業科目について，単位を修得又は履修の認定を受けなければ進級又は卒業することができない。

３　医学科２年次編入学者にあっては，別表第６－２に掲げる各年次における授業科目について，単位を修得又は履修の認定を受けなければ進級又は卒業することができない。

４　学則第１０条第２項，第１１条及び第１２条の規定により入学を許可された者にあっては，別に定める。

（留年者の再履修）

第１３条　前条により進級又は卒業が認められなかった者（以下「留年者」という。）は，不合格又は無効とされた授業科目を再度履修（以下「再履修」という。）しなければならない。

２　再履修は，授業科目の担当教員の指示により，原則として１年を単位として行う。

３　留年者は，授業科目履修届（再履修及び履修年次特例による履修）（別記様式第５号）を所定の期日までに医学部長に提出しなければならない。

（留年者の再履修方法）

第１４条　留年者の再履修方法は，次に定めるところによる。

一　英語又は専門基礎科目に属する英語の授業科目（実用英語演習Ⅰ，実用英語演習Ⅱ）を再履修する場合，授業時間が他の授業科目の授業時間と重複するときは，学期を変更して履修することができる。

二　６年次の留年者は，不合格科目を含む当該年次における臨床実習を再履修しなければならない。

（履修年次の特例）

第１５条　学部規則第７条第４項に定める履修年次の授業科目以外の授業科目を履修することができる場合は，次のとおりとする。

一　１年次の留年者が，２年次開講の専門教育科目のうちの専門基礎科目に属する授業科目及び次に掲げる授業科目を履修する場合

区　　分	授　　業　　科　　目
基礎医学系	医科遺伝学

二　１年次に留年した２年次の学生及び２年次の留年者が，３年次開講の次に掲げる授業科目を履修する場合

区　　分	授　　業　　科　　目
専門基礎科目	英語論文読解演習
臨床基礎医学系	病理学，放射線基礎医学
社会医学系	法医学，医事法制

三　第１８条の審査により入学前の既修得単位等の認定を受けた者が，次の授業科目を履修する場合

イ　１年次　２年次開講の専門教育科目のうちの専門基礎科目に属する授業科目及び次に掲げる授業科目

区　　分	授　　業　　科　　目
基礎医学系	医科遺伝学

ロ　２年次　３年次開講の次に掲げる授業科目

区　　分	授　　業　　科　　目
専門基礎科目	英語論文読解演習
臨床基礎医学系	病理学，放射線基礎医学
社会医学系	法医学，医事法制

２　前項により履修をしようとする者は，授業料目履修届（再履修及び履修年次特例によ

る履修）（別記様式第５号）を医学部長に提出し，許可を得るものとする。

３　第１項に掲げる場合及び授業科目の外，留年，履修規程改正等により履修年次において授業科目を受講することが困難となった場合，その他特に必要と認められる場合は，教務学生委員会委員長の承認により，履修年次以外における履修を許可されることがある。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第１６条　学則第３２条に定める履修をしようとする者は，あらかじめ授業科目担当教員の承認を得て，履修等申請書（別記様式第７号）を医学部長に提出し，許可を得るものとする。

２　前項の履修等を修了した者は，成績証明書及び単位修得証明書を提出するものとする。

（大学以外の教育施設等における学修）

第１７条　学則第３３条に定める学修をしようとする者は，あらかじめ授業科目担当教員の承認を得て，履修等申請書（別記様式第７号）を医学部長に提出するものとする。

２　前項の学修により単位の認定を受けようとする者は，当該学修の修了証書の写等を提出し，審査を受けなければならない。

（入学前の既修得単位等の認定）

第１８条　学則第３４条に定める入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は，既修得単位等認定申請書（別記様式第８号）を医学部長に提出し，審査を受けなければならない。

（認定通知）

第１９条　医学部長は，第１７条第２項及び前条の審査結果を認定通知書（別記様式第９号）により申請者に通知するものとする。

（細目）

第２０条　この規程に定めるもののほか，授業科目の履修に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　平成１５年９月３０日において島根医科大学医学部医学科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成１６年４月以降に在学者の所属する年次に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則の規定にかかわらず，別に定めるところによる。

附　則

この規則は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は，平成１９年４月１日から施行する。

2　平成１８年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，改正後の規則別表第１の専門教育科目の表中臨床医学系及び特別系，別表第２の専門教育科目の表中特別系，別表第５の表中５年次臨床医学系及び別表第６の授業科目については，平成１９年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は，平成２０年４月１日から施行する。

2　平成１９年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，平成２０年４月１日に４年次以下に在学する者にあっては，改正後の規則別表第１の専門教育科目の表中臨床医学系，別表第２の専門教育科目の表中臨床医学系を平成２０年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は，平成２１年１月１日から施行する。

2　平成２０年度医学科４年次以上に在学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２１年４月１日から施行する。

2　平成２０年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２２年１月１日から施行する。

2　平成２１年度医学科４年次以上に在学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２３年１月５日から施行する。

2　平成２２年度医学科４年次以上に在学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２３年４月１日から施行する。

2　平成２１年度以前の入学者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，別表１専門基礎科目，専門教育科目，別表３及び別表５については，なお従前の例による。

3　平成２２年度以前の医学科３年次編入学者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，別表２専門教育科目，別表４

及び別表６については，なお従前の例による。

附　則

１　この規則は，平成２３年７月６日から施行する。

２　平成２３年度医学科３年次以上に在学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，改正後の規則別表第１及び別表第２の専門教育科目の表中特別系については，平成２３年７月６日から適用する。

附　則

この規則は，平成２４年１月１１日から施行する。

附　則

１　この規則は，平成２４年４月１日から施行する。

２　平成２３年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規則は，平成２４年４月１日から施行する。

２　平成２３年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規則は，平成２５年４月１日から施行する。

２　平成２５年度医学科４年次以上に在籍する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，別表第１専門基礎科目，別表第２専門基礎科目，別表４専門基礎科目，別表第５専門基礎科目，別表６専門基礎科目については，なお従前の例による。

３　平成２５年度医学科５年次以上に在籍する者及び平成２４年度４年次留年者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，別表第１及び別表第２の専門教育科目の臨床医学系・医学チュートリアル並びに別表第３及び第４の臨床医学系については，なお従前の例による。ただし，平成２４年度４年次留年者を除く平成２５年度４年次に在籍する者にあっては，平成２５年１月２５日から適用する。

４　平成２５年度医学科６年次に在籍する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，別表第１及び別表第２の専門教育科目の臨床医学系・臨床実習並びに別表３及び別表第４の専門教育科目・臨床医学系については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２５年４月１日から施行する。
2　平成２４年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２６年４月１日から施行する。
2　平成２４年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２７年４月１日から施行する。
2　平成２４年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成２８年１月１日から施行する。
2　平成２４年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。
3　平成２７年度医学科４年次以上に在籍する者及び平成２７年度４年次留年者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，別表第１及び別表第２の専門教育科目の社会医学系，臨床医学系・医学チュートリアル及び臨床実習並びに別表第３及び別表第４の社会医学系及び臨床医学系については，なお従前の例による。ただし，平成２７年度４年次留年者を除く平成２８年度４年次に在籍する者にあっては，平成２８年１月１日から適用する。

附　則

1　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。
2　平成２７年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。
2　平成２７年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定

にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２９年１月１日から施行する。

2　平成２５年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　平成２８年度医学科４年次以上に在籍する者及び平成２８年度４年次留年者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，別表第１及び別表第２の専門教育科目の臨床医学系・医学チュートリアル及び臨床実習並びに別表第３及び別表第４の臨床医学系については，なお従前の例による。ただし，平成２９年度４年次留年者を除く平成２９年度４年次に在籍する者にあっては，平成２９年１月１日から適用する。

附　則

1　この規則は，平成２９年４月１日から施行する。

2　平成２８年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

2　平成２９年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成３１年４月１日から施行する。

2　平成３０年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和２年４月１日から施行する。

2　令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，令和３年１月１日から施行する。

附　則

1　この規程は，令和３年４月１日から施行する。

2　令和２年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部医学科授業科目履修規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和４年４月１日から施行する。

2　令和３年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部医学科授業科目履修規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和５年４月１日から施行する。

2　令和４年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部医学科授業科目履修規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和６年４月１日から施行する。

2　令和５年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部医学科授業科目履修規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和７年４月１日から施行する。

2　令和６年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部医学科授業科目履修規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和８年４月１日から施行する。

2　令和７年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部医学科授業科目履修規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第１（第２条，第４条関係）

全学基礎教育科目

科目区分			授業科目名	履修年次・単位数				要修得単位数	履修区分	履修の方法及び履修上の注意
				１年次		２年次				
				前期	後期	前期	後期			
全学基礎教育科目	島大STEAM科目群		情報科学	2				8	必修	
			数理・データサイエンス	2						
			分子細胞生物学Ⅰ	2						
			分子細胞生物学Ⅱ		2					
	ユニバーサル科目群	英語	英語ⅠA	1				6	必修	
			英語ⅠB		1					
			英語ⅡA	1						
			英語ⅡB		1					
			基礎医学英語Ⅰ	1						
			基礎医学英語Ⅱ		1					
		初修外国語	ドイツ語Ⅰ	2				2	選択必修	
			フランス語Ⅰ	2						
			中国語Ⅰ	2						
			韓国・朝鮮語Ⅰ	2						
			医療倫理・プロフェッショナリズム	2				6	必修	
			行動科学	2						
			SDGs入門	2						
	地域創生科目群		地域医療学Ⅰ		2			4	必修	
			地域医療学Ⅱ			1				
			早期体験実習	1						
			地域医療と地方創生	2					選択	
	教養育成科目群		健康科学概論		2			8	必修	
			健康スポーツ	2						
			医科基礎生物学	2						
			医科基礎化学	2						
			人間行動論	2					選択	
			（その他の選択科目）							
	計							34		

＊上記の科目のほか，各科目群の科目を選択科目として履修することができる。

＊全学開放科目を選択科目として履修することができる。

専門教育科目

（専門基礎科目）

科目区分	授業科目名	履修年次・単位数												履修区分
		1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門基礎科目	生体物質科学		2											必修
	自然科学実習		2											
	情報学・統計学演習		1											
	医学英語Ⅰ				0.5									
	医学英語Ⅱ					0.5								
	実用英語演習Ⅰ			0.5										
	実用英語演習Ⅱ				0.5									
	英語論文読解演習					0.2								
	計	5		1.5		0.7								

（基礎医学系）

科目区分	授業科目名		履修年次・時間数												履修区分
			1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎医学系	生化学	講義				80									必修
		実習		72											
	医科遺伝学				15										
	組織学			64											
	解剖学Ⅰ				128										
	解剖学Ⅱ				120										
	生理学Ⅰ				48										
	生理学Ⅱ				40										
	計		136		431										

専門教育科目

（臨床基礎医学系，社会医学系，臨床医学系）

科目区分	授業科目名		履修年次・時間数												履修区分
			１年次		２年次		３年次		４年次		５年次		６年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
臨床基礎医学系	免疫学	基礎		28											必修
		展開				15									
	薬理学	基礎					68								
	臨床薬理学						20								
	細菌学					29									
	ウイルス学						22								
	微生物学	実習					16								
	病理学						42								
	放射線基礎医学						10								
	計		28		44		178								
社会医学系	環境保健医学Ⅰ						15								必修
	環境保健医学Ⅱ						15								
	法医学						13								
	医事法制						7								
	計						50								
臨床医学系	医学チュートリアル	総合診療・地域医療						30							必修
		呼吸器・感染症						90							
		循環器						60							
		消化器						90							
		内分泌・代謝・乳腺						60							
		血液・造血器						60							
		神経						90							
		腎・尿路						60							
		膠原病							30						
		ｱﾚﾙｷﾞｰ・皮膚							30						
		運動器							30						
		感覚器							60						
		麻酔・救急・Acute Care Surgery							90						
		周産期・女性生殖器							45						
		成長・発達							45						
		精神・行動							30						
		腫瘍・緩和ｹｱ・老年学							90						
		環境保健医学実習						30							
		病理実習						60							
		ＰＢＬ						90							
		診察診断学・共用試験								120					
	臨床実習Ⅰ（入門プログラム，学年末試験を含む）									1,920					
	臨床実習Ⅱ（卒業試験を含む）											1,120			
	計						4,330								

専門教育科目

（特別系）

科目区分	授業科目名			履修年次・時間数												履修区分
				１年次		２年次		３年次		４年次		５年次		６年次		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
特別系	研究室配属								150							必修
	地域医療体験実習Ⅰ＊			20												自由
	地域医療体験実習Ⅱ＊			20												
	医学研究の基礎			120												
	医療におけるSDGs					15										
	アドバンスト・イングリッシュスキルコース＊＊	上級TOEICｾﾐﾅｰⅠ		20												
		上級TOEICｾﾐﾅｰⅡ		20												
		ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾘﾃﾗｼｰｾﾐﾅｰⅠ		20												
		ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾘﾃﾗｼｰｾﾐﾅｰⅡ		20												
		海外留学セミナー		20												
		臨床英語		20												
		ｱｶﾃﾞﾐｯｸｲﾝｸﾞﾘｯｼｭA		20												
		ｱｶﾃﾞﾐｯｸｲﾝｸﾞﾘｯｼｭB		20												
		海外研修A		40												
		海外研修B		40												
		海外研修C		40												
	高度総合診療力修得コース	総合診療専攻医体感コース	総合診療のｺｱｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰ（座学・臨床実習・経験症例の発表）	40												
			しまね総合診療医の集い	15												
		総合診療医によるﾙ育成コース臨床ｽｷ	臨床ｽｷﾙ育成ｾﾐﾅｰ	20												
		総合診療医によるﾝエコーコースハンズオ	ﾊﾝｽﾞｵﾝｴｺｰｾﾐﾅｰⅠ	20												
			ﾊﾝｽﾞｵﾝｴｺｰｾﾐﾅｰⅡ							20						
		臨床研究コース（学会発表・論文作成）		15												
		胸部画像コース								15						
	計			750												

＊ 地域人材育成コースに所属する学生は，地域医療体験実習Ⅰまたは地域医療体験実習Ⅱのいずれかの科目を修得しなければならない。

＊＊ アドバンスト・イングリッシュスキルコース科目群から合計120時間以上履修した学生には「アドバンストイングリッシュスキルコース修了認定書（Certificate for Advanced English Skills）」を授与する。

別表第２－１（第２条，第４条関係）　【３年次編入関係】

専門教育科目（基礎医学系，臨床基礎医学系，社会医学系，臨床医学系）

科目区分	授業科目名		履修年次・時間数								履修区分
			３年次		４年次		５年次		６年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎医学系	解剖学Ⅰ		128								必修
	解剖学Ⅱ		120								
	計		248								
臨床基礎医学系	臨床薬理学		20								必修
	病理学		42								
	放射線基礎医学		10								
	計		72								
社会医学系	環境保健医学Ⅰ		15								必修
	環境保健医学Ⅱ		15								
	法医学		13								
	医事法制		7								
	計		50								
臨床医学系	医学チュートリアル	総合診療・地域医療		30							必修
		呼吸器・感染症		90							
		循環器		60							
		消化器		90							
		内分泌・代謝・乳腺		60							
		血液・造血器		60							
		神経		90							
		腎・尿路		60							
		膠原病			30						
		ｱﾚﾙｷﾞｰ・皮膚			30						
		運動器			30						
		感覚器			60						
		麻酔・救急・Acute Care Surgery			90						
		周産期・女性生殖器			45						
		成長・発達			45						
		精神・行動			30						
		腫瘍・緩和ｹｱ・老年学			90						
		環境保健医学実習		30							
		病理実習		60							
		ＰＢＬ		90							
		診察診断学・共用試験				120					
	臨床実習Ⅰ（入門プログラム，学年末試験を含む）					1,920					
	臨床実習Ⅱ（卒業試験を含む）							1,120			
	計		4,330								

専門教育科目

（特別系）

科目区分	授業科目名			履修年次・時間数												履修区分
				１年次		２年次		３年次		４年次		５年次		６年次		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
特別系	研究室配属							150								自由
	地域医療体験実習Ⅰ＊			20												
	地域医療体験実習Ⅱ＊			20												
	医学研究の基礎			120												
	医療におけるSDGs					15										
	アドバンスト・イングリッシュスキルコース＊＊	上級TOEICｾﾐﾅｰⅠ		20												
		上級TOEICｾﾐﾅｰⅡ		20												
		ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾘﾃﾗｼｰｾﾐﾅｰⅠ		20												
		ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾘﾃﾗｼｰｾﾐﾅｰⅡ		20												
		海外留学セミナー		20												
		臨床英語		20												
		ｱｶﾃﾞﾐｯｸｲﾝｸﾞﾘｯｼｭA		20												
		ｱｶﾃﾞﾐｯｸｲﾝｸﾞﾘｯｼｭB		20												
		海外研修A		40												
		海外研修B		40												
		海外研修C		40												
	高度総合診療力修得コース	総合診療専攻医 体感コース	総合診療のｺｱｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰ（座学・臨床実習・経験症例の発表）	40												
			しまね総合診療医の集い	15												
		総合診療医による臨床スキル育成コース	臨床ｽｷﾙ育成ｾﾐﾅｰ	20												
		総合診療医によるハンズオンエコーコース	ﾊﾝｽﾞｵﾝｴｺｰｾﾐﾅｰⅠ	20												
			ﾊﾝｽﾞｵﾝｴｺｰｾﾐﾅｰⅡ							20						
		臨床研究コース（学会発表・論文作成）		15												
		胸部画像コース								15						
	計			750												

＊ 地域人材育成コースに所属する学生は，地域医療体験実習Ⅰまたは地域医療体験実習Ⅱのいずれかの科目を修得しなければならない。

＊＊ アドバンスト・イングリッシュスキルコース科目群から合計120時間以上履修した学生には「アドバンストイングリッシュスキルコース修了認定書（Certificate for Advanced English Skills）」を授与する。

別表第２－２（第２条，第４条関係）　【２年次編入関係】

全学基礎教育科目

科目区分		授業科目名	履修年次・単位数										履修区分
			２年次		３年次		４年次		５年次		６年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
全学基礎教育科目	島大STEAM科目群	分子細胞生物学Ⅰ	2										必修
		計	2										

専門教育科目

（専門基礎科目）

科目区分	授業科目名	履修年次・単位数										履修区分
		２年次		３年次		４年次		５年次		６年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門基礎科目	医学英語Ⅰ		0.5									必修
	医学英語Ⅱ			0.5								
	実用英語演習Ⅰ	0.5										
	実用英語演習Ⅱ		0.5									
	英語論文読解演習			0.2								
	計	1.5		0.7								

（基礎医学系）

科目区分	授業科目名		履修年次・時間数										履修区分
			２年次		３年次		４年次		５年次		６年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎医学系	生化学	講義		80									必修
		実習		72									
	医科遺伝学		15										
	組織学			64									
	解剖学Ⅰ		128										
	解剖学Ⅱ		120										
	生理学Ⅰ		48										
	生理学Ⅱ		40										
	計		567										

（臨床基礎医学系，社会医学系，臨床医学系）

科目区分	授業科目名		履修年次・時間数										履修区分
			２年次		３年次		４年次		５年次		６年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
臨床基礎医学系	免疫学	基礎		28									必修
		展開		15									
	薬理学	基礎			68								
	臨床薬理学				20								
	細菌学			29									
	ウイルス学				22								
	微生物学	実習			16								
	病理学				42								
	放射線基礎医学				10								
	計		72		178								
社会医学系	環境保健医学Ⅰ				15								必修
	環境保健医学Ⅱ				15								
	法医学				13								
	医事法制				7								
	計				50								
臨床医学系	医学チュートリアル	総合診療・地域医療				30							必修
		呼吸器・感染症				90							
		循環器				60							
		消化器				90							
		内分泌・代謝・乳腺				60							
		血液・造血器				60							
		神経				90							
		腎・尿路				60							
		膠原病					30						
		ｱﾚﾙｷﾞｰ・皮膚					30						
		運動器					30						
		感覚器					60						
		麻酔・救急・Acute Care Surgery					90						
		周産期・女性生殖器					45						
		成長・発達					45						
		精神・行動					30						
		腫瘍・緩和ｹｱ・老年学					90						
		環境保健医学実習				30							
		病理実習				60							
		ＰＢＬ				90							
		診察診断学・共用試験						120					
	臨床実習Ⅰ（入門プログラム，学年末試験を含む）							1,920					
	臨床実習Ⅱ（卒業試験を含む）									1,120			
	計				4,330								

専門教育科目

（特別系）

科目区分	授業科目名			履修年次・時間数												履修区分
				１年次		２年次		３年次		４年次		５年次		６年次		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
特別系	研究室配属								150							必修
	地域医療体験実習Ⅰ＊			20												自由
	地域医療体験実習Ⅱ＊			20												
	医学研究の基礎			120												
	医療におけるSDGs					15										
	アドバンスト・イングリッシュスキルコース＊＊	上級TOEICｾﾐﾅｰⅠ		20												
		上級TOEICｾﾐﾅｰⅡ		20												
		ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾘﾃﾗｼｰｾﾐﾅｰⅠ		20												
		ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾘﾃﾗｼｰｾﾐﾅｰⅡ		20												
		海外留学セミナー		20												
		臨床英語		20												
		ｱｶﾃﾞﾐｯｸｲﾝｸﾞﾘｯｼｭA		20												
		ｱｶﾃﾞﾐｯｸｲﾝｸﾞﾘｯｼｭB		20												
		海外研修A		40												
		海外研修B		40												
		海外研修C		40												
	高度総合診療力修得コース	総合診療専攻医 体感コース	総合診療のｺｱｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰ（座学・臨床実習・経験症例の発表）	40												
			しまね総合診療医の集い	15												
		総合診療医に よる臨床ｽｷﾙ育成コース	臨床ｽｷﾙ育成ｾﾐﾅｰ	20												
		総合診療医に よるﾊﾝｽﾞｵﾝｴｺｰｺｰｽ	ﾊﾝｽﾞｵﾝｴｺｰｾﾐﾅｰⅠ	20												
			ﾊﾝｽﾞｵﾝｴｺｰｾﾐﾅｰⅡ							20						
		臨床研究コース（学会発表・論文作成）		15												
		胸部画像コース								15						
	計			750												

＊ 地域人材育成コースに所属する学生は，地域医療体験実習Ⅰまたは地域医療体験実習Ⅱのいずれかの科目を修得しなければならない。

＊＊ アドバンスト・イングリッシュスキルコース科目群から合計120時間以上履修した学生には「アドバンストイングリッシュスキルコース修了認定書（Certificate for Advanced English Skills）」を授与する。

別表第３（第３条関係）

授業科目の種類			単位数又は時間数	
全学基礎教育科目	島大STEAM科目群		8単位	
	ユニバーサル科目群	英語	6単位	
		初修外国語	2単位	
			6単位	
	地域創生科目群		4単位	
	教養育成科目群		必修科目 8単位	計8単位
専門教育科目	専門基礎科目		7.2単位	
	基礎医学系		567時間	
	臨床基礎医学系		250時間	
	社会医学系		50時間	
	臨床医学系		4,330時間	
	特別系		150時間	

別表第４－１（第３条関係）

授業科目の種類		単位数又は時間数
専門教育科目	基礎医学系	248時間
	臨床基礎医学系	72時間
	社会医学系	50時間
	臨床医学系	4,330時間

別表第４－２（第３条関係）

授業科目の種類		単位数又は時間数
全学基礎教育科目	島大STEAM科目群	2単位
専門教育科目	専門基礎科目	2.2単位
	基礎医学系	567時間
	臨床基礎医学系	250時間
	社会医学系	50時間
	臨床医学系	4,330時間
	特別系	150時間

別表第５（第１２条第１項関係）

年次	授業科目の種類		単位数又は科目名等
１年次	全学基礎教育科目	島大STEAM科目群	8単位
		ユニバーサル科目群	14単位
		地域創生科目群	3単位
		教養育成科目群	8単位
	専門教育科目	専門基礎科目	5単位
		基礎医学系	生化学（実習），組織学
		臨床基礎医学系	免疫学（基礎）
２年次	全学基礎教育科目	地域創生科目群	1単位
	専門教育科目	専門基礎科目	1.5単位
		基礎医学系	生化学（講義），医科遺伝学，解剖学Ⅰ・Ⅱ，生理学Ⅰ，生理学Ⅱ
		臨床基礎医学系	免疫学（展開），細菌学
３年次	専門教育科目	専門基礎科目	0.7単位
		臨床基礎医学系	ウイルス学，微生物学実習，薬理学（基礎），臨床薬理学，病理学，放射線基礎医学
		社会医学系	環境保健医学Ⅰ・Ⅱ，法医学，医事法制
		臨床医学系	医学チュートリアル（総合診療・地域医療，呼吸器・感染症，循環器，消化器，内分泌・代謝・乳腺，血液・造血器，神経）
		特別系	研究室配属
４年次	専門教育科目	臨床医学系	医学チュートリアル（腎・尿路，膠原病，アレルギー・皮膚，運動器，感覚器，麻酔・救急・Ａｃｕｔｅ Ｃａｒｅ Ｓｕｒｇｅｒｙ，周産期・女性生殖器，成長・発達，精神・行動，腫瘍・緩和ケア・老年学，環境保健医学実習，病理実習，ＰＢＬ，診察診断学・共用試験）
５年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅰ（入門プログラム，学年末試験を含む）
６年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅱ（卒業試験を含む）

別表第６－１（第１２条第２項関係）

年次	授業科目の種類		単位数又は科目名等
３年次	専門教育科目	基礎医学系	解剖学Ⅰ・Ⅱ
		臨床基礎医学系	臨床薬理学，病理学，放射線基礎医学
		社会医学系	環境保健医学Ⅰ・Ⅱ，法医学，医事法制
		臨床医学系	医学チュートリアル（総合診療・地域医療，呼吸器・感染症，循環器，消化器，内分泌・代謝・乳腺，血液・造血器，神経）
４年次	専門教育科目	臨床医学系	医学チュートリアル（腎・尿路，膠原病，アレルギー・皮膚，運動器，感覚器，麻酔・救急・Ａｃｕｔｅ Ｃａｒｅ Ｓｕｒｇｅｒｙ，周産期・女性生殖器，成長・発達，精神・行動，腫瘍・緩和ケア・老年学，環境保健医学実習，病理実習，ＰＢＬ，診察診断学・共用試験）
５年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅰ（入門プログラム，学年末試験を含む）
６年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅱ（卒業試験を含む）

別表第６－２（第１２条第３項関係）

年次	授業科目の種類		単位数又は科目名等
２年次	全学基礎教育科目	島大STEAM科目群	2単位
	専門教育科目	専門基礎科目	1.5単位
		基礎医学系	生化学（講義），生化学（実習），医科遺伝学，組織学，解剖学Ⅰ・Ⅱ，生理学Ⅰ，生理学Ⅱ
		臨床基礎医学系	免疫学（基礎），免疫学（展開），細菌学
３年次	専門教育科目	専門基礎科目	0.7単位
		臨床基礎医学系	ウイルス学，微生物学実習，薬理学（基礎），臨床薬理学，病理学，放射線基礎医学
		社会医学系	環境保健医学Ⅰ・Ⅱ，法医学，医事法制
		臨床医学系	医学チュートリアル（総合診療・地域医療，呼吸器・感染症，循環器，消化器，内分泌・代謝・乳腺，血液・造血器，神経）
		特別系	研究室配属
４年次	専門教育科目	臨床医学系	医学チュートリアル（腎・尿路，膠原病，アレルギー・皮膚，運動器，感覚器，麻酔・救急・Ａｃｕｔｅ Ｃａｒｅ Ｓｕｒｇｅｒｙ，周産期・女性生殖器，成長・発達，精神・行動，腫瘍・緩和ケア・老年学，環境保健医学実習，病理実習，ＰＢＬ，診察診断学・共用試験）
５年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅰ（入門プログラム，学年末試験を含む）
６年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅱ（卒業試験を含む）

別記様式第１号（第４条関係）

授業科目履修届
（令和　　年度）

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　殿

医学部医学科　　第　　学年

学生番号

（自署）氏　　名

下記の授業科目を履修したいので，お届けします。

記

区　　分		授 業 科 目
全学基礎教育科目	出雲キャンパス開講	
	松江キャンパス開講	
専門教育科目（特別系）		

別記様式第３号（第１０条関係）

追試験願（令和　　年度　　期）

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　　殿

医学部医学科

学生番号

（自署）氏名

次の理由により下記授業科目の追試験を受験したいので，許可くださるようお願いします。

理由

記

授業科目	担当教員	授業科目	担当教員

備考　１　疾病の場合は，医師の診断書を添付すること。
　　２　理由は，具体的に詳記し，必要な場合は証明書を添付すること。

別記様式第７号（第１６条，第１７条関係）

指導教員印

履修等申請書

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　　殿

学科　　医学部医学科
学生番号
(自署)氏名

学則第３２条に定める履修
学則第３３条に定める学修　　をしたいので，下記のとおり申請します。

他の大学等において履修又は学修する授業科目等					医学部で履修したものとみなす授業科目		
大学等名	授業科目等名	単位又は時間数等	履修期間	備考	授業科目名	単位又は時間数等	授業科目担当教員承認印
			年　月～　年　月				
			年　月～　年　月				
			年　月～　年　月				
			年　月～　年　月				
			年　月～　年　月				
			年　月～　年　月				
添付書類							

注　学則第３３条に定める学修をしようとする者は，授業科目等の内容が分かるもの（シラバスの写等）を添付すること。

別記様式第５号（第１３条，第１５条関係）

授業科目履修届（再履修及び履修年次特例による履修）
（令和　　年度）

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　殿

医学部医学科　　第　　学年
学生番号
（自署）氏　　名

下記の授業科目を履修したいので，お届けします。

記

再履修する科目　　□　あり（別紙未修得科目一覧表のとおり）　　□　なし

履修年次特例により履修する科目　　□　あり（下表のとおり）　　□　なし

開講年次	開講期	授業科目
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	

指導教員印	保健管理ｾﾝﾀｰ印
	※

注）指導教員及び保健管理センター教員の承認を得てから届け出ること。
※保健管理センターについては留年する者のみ。

別記様式第８号（第１８条関係）

年　　月　　日

既修得単位等認定申請書

島根大学医学部長　殿

医学部医学科
学生番号
氏　　名

下記の通り既修得単位の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

本学で修得した単位として認定を受けようとする授業科目名

（添付書類）
1 大学等の成績証明書
2 履修した授業科目の内容がわかるもの（シラバス等）

別記様式第９号（第１９条関係）

○○○○認定通知書

医学科　　第　　学年

殿

申請のあったことについて，下記のとおり決定したので通知する。

記

授業科目名	単位又は時間数等	結果
○○○○	○単位 （○○時間）	認定する
○○○	……	認定しない

令和　　年　　月　　日
島根大学医学部長　○○　○

医学部看護学科授業科目履修規程

［平成１６年４月１日制定］
［平成１６年島大医学部規則第３９号］

（趣旨）

第１条　この規程は，医学部規則（平成１６年島大医学部規則第１号。以下「学部規則」という。）に定めるもののほか，医学部看護学科の授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

（授業科目の名称等）

第２条　医学部看護学科の授業科目の名称，単位数及び履修年次並びに必修科目，選択科目又は自由科目の別は，別表第１に掲げるとおりとする。

（授業科目履修届）

第３条　学生は，別表第１に掲げる授業科目のうち，必修科目以外の授業科目を履修しようとする場合は，授業科目履修届（別記様式第１号。以下「履修届」という。）を所定の期日までに，医学部長に提出しなければならない。

２　履修登録の取消しについては，別に定める。

３　卒業要件単位として１年次１学期において履修できる科目の単位数は，３０単位を上限とする。ただし，集中講義科目及び不定期開講科目については，この規定にかかわらず履修できるものとする。

４　累積ＧＰＡ（履修登録した科目のうち，教育職員免許状取得のための授業科目のうち科目コードの頭文字がＸの科目，履修の認定を受けた科目，及び成績の判定が合否のみの科目を除く科目について，成績の評価を，秀を４点，優を３点，良を２点，可を１点，不可を０点に置き換え，置き換えた点数に各科目の単位数を乗じて得られた点数の総和を，各科目の単位数の合計で除した点数）が３．０以上の学生にあっては，前項に定める履修登録の上限単位数を超えて，３４単位まで履修できるものとする。

（授業の方法）

第４条　授業は，講義，演習，実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

（単位の計算方法）

第５条　各授業科目の単位数は，１単位の履修時間を４５時間の学修を必要とする内容を

もって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の各号に定める基準により計算するものとする。

一　講義については，教室内における１時間の講義に対して教室外における２時間の準備のための学修を必要とするものとし，１５時間の講義をもって１単位とする。

二　演習については，教室内における２時間の演習に対して教室外における１時間の準備のための学修を必要とするものとし，３０時間の演習をもって１単位とする。

三　実験・実習及び実技については，３０時間から４５時間の実験・実習及び実技をもって１単位とする。

（定期試験等）

第６条　定期試験は，各年次の学期末に特別の期間を定めて実施する。

（受験資格）

第７条　出席時間数が授業時間数の３分の２に達しない授業科目については，当該授業科目に係る定期試験を受験することができない。

（成績評価）

第８条　成績の評価は，試験の成績に平素の学修及び出席状況を考慮し，秀，優，良，可及び不可とし，秀，優，良及び可を合格とする。

２　評価の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

一　秀　　１００点満点法による１００点から９０点まで

二　優　　１００点満点法による８９点から８０点まで

三　良　　１００点満点法による７９点から７０点まで

四　可　　１００点満点法による６９点から６０点まで

五　不可　１００点満点法による５９点以下

（追試験）

第９条　忌引，疾病，その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は，当該授業科目について追試験を受けることができる。

２　前項の追試験を受けようとする者は，追試験願（別記様式第３号）に疾病の場合は医師の診断書，その他の場合は，証明書又は理由書を添え，所定の期日までに医学部長に提出し，その許可を受けなければならない。

３　追試験は，１回限りとし，期間を定めて行う。

（再試験）

第１０条　成績が合格点に達しなかった者については，当該授業科目について，再試験を行うことがある。

２　再試験は，１回限りとし，期間を定めて行う。

３　再試験の成績の評価は，６０点を限度とする。

（進級の条件）

第１１条　１年次及び２年次修了までに履修すべき授業科目のうち，それぞれ３科目以上

未履修科目がある場合は進級できない。

（留年者の再履修）

第１２条　前条により進級が認められなかった者又は学部規則第１１条の規定により全課程の修了を認定された者以外の者（以下「留年者」という。）は，不合格又は無効とされた授業科目を再度履修（以下「再履修」という。）しなければならない。

２　再履修は，授業科目の担当教員の指示により，原則として１年を単位として行う。

３　留年者は，授業科目履修届（留年者用）（別記様式第５号）を所定の期日までに医学部長に提出しなければならない。ただし，提出にあたっては，その内容につき，あらかじめ授業科目の担当教員（嘱託講師の担当する授業科目にあっては，指導教員）の承認を得なければならない。

第１３条　留年者が英語を再履修する場合，授業時間が他の授業科目の授業時間と重複するときは，担当教員を変更し，又は学期を変更して履修することができる。ただし，担当教員が外国人教師であった場合は，原則として外国人教師以外の教員に変更することができない。

（履修年次の特例）

第１４条　学部規則第７条第４項に定める履修年次の授業科目以外の授業科目を履修することができる場合は，次のとおりとする。

一　２年次から４年次の学生が，当該年次以前開講の未修得科目を履修する場合

二　第１７条第１項の審査により入学前の既修得単位等の認定を受けた者が，次に定めるところにより次年次開講科目を履修する場合

イ　１年次　２年次開講の全学基礎教育科目及び専門教育科目の専門基礎科目に属する授業科目

２　前項第１号及び第２号の履修をしようとする者は，あらかじめ授業担当教員の承認を得て，授業科目履修届（特例用）（別記様式第６号）を医学部長に提出し，許可を得るものとする。

３　第１項第３号の履修をしようとする者は，あらかじめ指導教員の承認を得て，授業科目履修届（特例用）（別記様式第６号）を医学部長に提出し，許可を得るものとする

４　第１項により履修した授業科目の履修の認定は，各学期末に行う。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第１５条　学則第３２条に定める履修をしようとする者は，あらかじめ授業科目担当教員の承認を得て，履修等申請書（別記様式第７号）を医学部長に提出し，許可を得るものとする。

２　前項の履修等を修了した者は，成績証明書及び単位修得証明書を提出するものとする。

（大学以外の教育施設等における学修）

第１６条　学則第３３条に定める学修をしようとする者は，あらかじめ授業科目担当教員の承認を得て，履修等申請書（別記様式第７号）を医学部長に提出するものとする。

２　前項の学修により単位の認定を受けようとする者は，当該学修の修了証書の写等を提出し，審査を受けなければならない。

（入学前の既修得単位等の認定）

第１７条　学則第３４条に定める入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は，既修得単位等認定申請書（別記様式第８号）を医学部長に提出し，審査を受けなければならない。

（認定通知）

第１８条　医学部長は，第１６条第２項及び前条第１項の審査結果を認定通知書（別記様式第９号）により申請者に通知するものとする。

（教育職員免許状取得のための履修方法）

第１９条　学則第３７条に定める教育職員免許状取得のための，全学基礎教育科目，養護及び教職に関する科目の履修については，別表第２に掲げるとおりとする。

（細目）

第２０条　この規程に定めるもののほか，授業科目の履修に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　平成１５年９月３０日において島根医科大学医学部看護学科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成１６年４月以降に在学者の所属する年次に編入学，転入学又は再入学する者にあっては，この規則の規定にかかわらず，別に定めるところによる。

附　則

１　この規則は，平成１９年４月１日から施行する。

２　平成１８年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，従前の例による。

附　則

１　この規則は，平成２０年４月１日から施行する。

２　平成１９年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，従前の例による。

附　則

１　この規則は，平成２１年４月１日から施行する。

２　平成２０年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成２３年７月６日から施行する。

2　平成２０年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，別に定めるところによる。

附　則

1　この規則は，平成２４年４月１日から施行する。

2　平成２３年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２５年４月１日から施行する。

2　平成２４年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２６年４月１日から施行する。

2　平成２４年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２６年４月１日から施行する。

2　平成２５年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。

2　平成２７年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成２９年４月１日から施行する。

2　平成２８年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

2　平成２９年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者にあっては，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成３１年４月１日から施行する。

2　平成３０年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成３１年４月１日から施行する。

2　平成３０年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和２年４月１日から施行する。

2　令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規則は，令和３年１月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，令和３年４月１日から施行する。

2　令和２年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和４年４月１日から施行する。

2　令和３年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部看護学科授業科目履修規程別表第１及び別表第２の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規程は，令和４年４月１日から施行する。

2　令和３年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部看護学科授業科目履修規程の規定にかかわ

らず，なお従前の例による。

附　則

この規程は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は，令和６年４月１日から施行する。

2　令和５年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部看護学科授業科目履修規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規程は，令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条，第３条関係）

区分	科目群		授業科目名	必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		備　考
							前	後	前	後	前	後	前	後	
全学基礎教育科目	島大STEAM科目群	数理・データサイエンス	数理・データサイエンス	2			2								必修科目8単位を修得すること。
		情報科学	情報科学	2				2							
			細胞生物学	2			2								
			生物有機化学	2			2								
	ユニバーサル科目群	英語	英語ⅠA	1			1								必修科目6単位を修得すること。
			英語ⅠB	1				1							
			英語ⅡA	1			1								
			英語ⅡB	1				1							
			看護英語Ⅰ	1					1						
			看護英語Ⅱ	1						1					
		初修外国語	ドイツ語Ⅰ		2		2								ドイツ語Ⅰ，フランス語Ⅰ，中国語Ⅰ，韓国・朝鮮語Ⅰは選択必修科目で，いずれか２単位を修得すること。 ＊ドイツ語Ⅱ，フランス語Ⅱ，中国語Ⅱ，韓国・朝鮮語Ⅱは選択科目で，前期で履修したⅠと同一科目を履修できる。２単位は最大認定単位数で，１単位のみの履修も可。
			ドイツ語Ⅱ			2*		2*							
			フランス語Ⅰ		2		2								
			フランス語Ⅱ			2*		2*							
			中国語Ⅰ		2		2								
			中国語Ⅱ			2*		2*							
			韓国・朝鮮語Ⅰ		2		2								
			韓国・朝鮮語Ⅱ			2*		2*							
			人間心理Ⅰ	2			2								必修科目6単位を修得すること。
			生命科学の歴史と倫理	2			2								
			SDGs入門	2			2								
	地域創生科目群		地域医療学Ⅰ	2				2							必修科目4単位を修得すること。
			公衆衛生学	2			2								
	教養育成科目群		健康スポーツ	2			2								必修科目4単位を修得すること。 ＊養護教諭希望者は「日本国憲法」は必修。
			健康・スポーツ科学概論Ⅰ	2				2							

＊各科目群の科目及び全学開放科目を選択科目として履修することができる。

別表第１（第2条，第3条関係）

区分	科目	授業科目名	必修	選択	自由	1年次		2年次		3年次		4年次		備　考
						前	後	前	後	前	後	前	後	
専門教育科目	専門基礎科目	人間心理Ⅱ		2			2							必修科目２２単位を修得すること。
		感染と免疫	2				2							
		形態と機能Ⅰ	2			2								
		形態と機能Ⅱ	2				2							
		栄養と代謝	2				2							
		病理学の基礎	2					2						
		保健医療福祉行政論	2						2					
		社会福祉論		2		2								
		薬理と薬剤	2					2						
		疾病論Ⅰ	2					2						
		疾病論Ⅱ	2					2						
		疾病論Ⅲ	2					2						
		疫学・保健統計	2						2					
		上級TOEICセミナーⅠ			0.5									
		上級TOEICセミナーⅡ			0.5									
		グローバルリテラシーセミナーⅠ			0.5									
		グローバルリテラシーセミナーⅡ			0.5									
		海外留学セミナー			0.5									
		アカデミックイングリッシュＡ			0.5									
		アカデミックイングリッシュＢ			0.5									
		臨床英語			0.5									
		海外研修Ａ			1									
		海外研修Ｂ			1									
		海外研修Ｃ			1									

別表第１（第2条，第3条関係）

区分	科目	授業科目名	必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		備　考
						前	後	前	後	前	後	前	後	
専門教育科目	専門科目	看護学原論	2			2								必修科目および必修選択科目の合計７２単位以上を修得すること。 ただし，３年次前期末までに履修すべき専門科目に未履修科目がある場合は，３年次後期以降の専門科目を履修できない。
		看護実践基盤技術演習	2				2							
		看護理論入門	1					1						
		看護実践論	2					2						
		療養生活援助技術演習	2					2						
		診療時援助技術演習	1							1				
		看護実践演習	2						2					
		成人看護学概論	2						2					
		成人看護学援助論Ⅰ	2							2				
		成人看護学援助論Ⅱ	2							2				
		老年看護学概論	2						2					
		老年看護学援助論	2							2				
		小児看護学概論	2						2					
		小児看護学援助論	2							2				
		母性看護学概論	2						2					
		母性看護学援助論	2							2				
		精神看護学概論	2						2					
		精神看護学援助論	2							2				
		在宅看護学援助論	2							2				
		地域看護学概論	2					2						
		地域看護学活動論	2						2					
		学校保健**			2			2						**を付した科目は保健師課程の学生は必修とする。 ただし，養護教諭一種の資格を得ようとする者は「学校保健」を必修とする。
		地域健康相談論**			1				1					
		地域診断論**			2					2				
		地域看護活動演習**			1					1				
		公衆衛生看護学演習***			1							1		***を付した科目は保健師課程の学生は必修とする （保健師課程の学生以外は履修不可）
		公衆衛生看護管理論***			1								1	
		健康政策論***			1								1	
		看護情報学	2						2					
		看護研究方法論	2							2				
		卒業研究	2									2		
		看護管理論	2										2	
		家族看護論		1									1	家族看護論，緩和ケア論，クリティカルケア論，看護理論講読，看護教育論の選択必修科目の内，いずれか1単位以上を修得。 ただし，養護教諭一種の資格を得ようとする者は「家族看護論」を必修とする。
		緩和ケア論		1									1	
		クリティカルケア論		1									1	
		看護理論講読		1									1	
		看護教育論		1									1	
		基礎看護学実習	3					3						
		成人看護学実習Ⅰ	3								3			
		成人看護学実習Ⅱ	3								3			
		老年看護学実習Ⅰ	2								2			
		老年看護学実習Ⅱ	1									1		
		小児看護学実習	2								2			
		母性看護学実習	2								2			
		精神看護学実習	2								2			
		在宅看護学実習	2								2			
		公衆衛生看護学実習Ⅰ***			4							4		***を付した科目は保健師課程の学生は必修とする （保健師課程の学生以外は履修不可）
		公衆衛生看護学実習Ⅱ***			1							1		
		早期地域看護学実習	1			1								
		看護学総合実習	1									1		
		看護管理実習	1										1	
合　　計（卒業要件）														１２４単位以上を修得すること
専門教育科目	養護科目	養護概論			2				2					養護教諭一種の資格を得ようとする者は必修とする。
		健康相談論			2					2				

別表第2（第１9条関係）

教育職員免許状取得のための履修方法

１．免許状の種類ごとの基礎資格

免許の種類	基礎資格
養護教諭一種免許状	学士の学位を有すること

２．教育職員免許法第５条別表第１備考第４号に規定する文部科学省令で定める科目
（教育職員免許法施行規則第６６条の６）の単位の修得方法

免許法施行規則に定める科目		医学部における授業科目			
科　目	最低修得単位数	科目区分	授業科目の分類	授業科目	単位数
日本国憲法	２単位	全学基礎教育	教養育成科目群	日本国憲法	2
体育	２単位		教養育成科目群	健康・スポーツ科学概論Ⅰ	2
				健康スポーツ	2
外国語コミュニケーション	２単位		ユニバーサル科目群	英語ＩＢ	1
				英語ⅡＡ	1
情報機器の操作	２単位		島大STEAM科目群	情報科学	2

３．養護及び教職に関する科目の単位の修得方法

（１）養護に関する科目の単位の修得方法

免許の種類	免許法施行規則に定める科目区分		医学部における授業科目	
	科　　目	最低修得単位数	授業科目	単位数
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	４単位	○ 疫学・保健統計 ○ 公衆衛生学 △ 保健医療福祉行政論	2 2 2
	学校保健	２単位	○ 学校保健 ○ 地域看護学概論	2 2
	養護概説	２単位	○ 養護概論	2
	健康相談活動の理論及び方法	２単位	○ 健康相談論	2
	栄養学（食品学を含む。）	２単位	○ 栄養と代謝	2
	解剖学及び生理学	２単位	○ 形態と機能Ⅰ ○ 形態と機能Ⅱ	2 2
	「微生物学，免疫学，薬理概論」	２単位	△ 感染と免疫 △ 薬理と薬剤	2 2
	精神保健	２単位	○ 精神看護学概論	2
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	１０単位	○ 看護学原論 ○ 看護実践基盤技術演習 ○ 看護理論入門 △ 看護実践論 △ 療養生活援助技術演習 △ 成人看護学概論 ○ 小児看護学概論 △ 小児看護学援助論 ○ 母性看護学概論 △ 在宅看護学援助論 ○ 地域看護学活動論 ○ 家族看護論 ○ 基礎看護学実習 ○ 成人看護学実習Ⅰ ○ 成人看護学実習Ⅱ ○ 小児看護学実習 ○ 母性看護学実習 △ 精神看護学実習	2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 1 3 3 3 2 2 2
合　　計		２８単位		

備考　○を付した授業科目は教員の免許状取得のための必修科目を、△を付した授業科目は同じく選択科目を表す。

（２）教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等		医学部における授業科目	
科目	最低修得単位数	授業科目	必修単位
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原論Ⅱ	2
		教職概論Ｃ	2
		教育社会学概説	2
		人格発達心理学概説	2
		特別支援教育	2
		教育課程論	2
道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目	6	道徳及び特別活動論	2
		総合的な学習の時間	2
		教育の方法および技術（情報通信技術の活用を含む）	2
		生徒指導論	2
		教育相談の理論と方法	2
教育実践に関する科目	5	養護基礎実習事前・事後指導	1
		養護基礎実習	2
		養護展開実習事前・事後指導	1
		養護展開実習	2
	2	教職実践演習（養護教諭）	2
		合計単位数	30

（３）大学が独自に設定する科目の単位の履修方法

免許状の種類	**単位数**	**備考**
養護教諭一種免許状	7	最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について，併せて７単位以上修得

別記様式第１号（第３条関係）

授業科目履修届
（令和　　年度）

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　殿

医学部看護学科　　第　　学年

学生番号

（自署）氏　　名

下記の授業科目を履修したいので，お届けします。

記

区　　分		授 業 科 目
全学基礎教育科目	出雲キャンパス開講	
	松江キャンパス開講	
専門教育科目（特別系）		

別記様式第３号（第９条関係）

追試験願（令和　　年度　　期）

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　　殿

医学部看護学科

学生番号

（自署）氏名

次の理由により下記授業科目の追試験を受験したいので，許可くださるようお願いします。

理由

記

授業科目	担当教員	授業科目	担当教員

備考　１　疾病の場合は，医師の診断書を添付すること。
　　２　理由は，具体的に詳記し，必要な場合は証明書を添付すること。

別記様式第７号（第１５条，第１６条関係）

指導教員印

履修等申請書

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　　殿

学科　　医学部看護学科
学生番号
(自署)氏名

学則第３２条に定める履修
学則第３３条に定める学修　　をしたいので，下記のとおり申請します。

他の大学等において履修又は学修する授業科目等					医学部で履修したものとみなす授業科目		
大学等名	授業科目等名	単位又は時間数等	履修期間	備考	授業科目名	単位又は時間数等	授業科目担当教員承認印
			年　月～　年　月				
			年　月～　年　月				
			年　月～　年　月				
			年　月～　年　月				
			年　月～　年　月				
			年　月～　年　月				
添付書類							

注　学則第３３条に定める学修をしようとする者は，授業科目等の内容が分かるもの（シラバスの写等）を添付すること。

別記様式第５号（第１２条関係）

授業科目履修届（再履修及び履修年次特例による履修）
（令和　　年度）

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　殿

医学部看護学科　　第　　学年
学生番号
（自署）氏　　名

下記の授業科目を履修したいので，お届けします。

記

再履修する科目　　□　あり（別紙未修得科目一覧表のとおり）　　□　なし

履修年次特例により履修する科目　　□　あり（下表のとおり）　　□　なし

開講年次	開講期	授業科目
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	
□2 □3	□前 □後	

指導教員印	保健管理ｾﾝﾀｰ印
	※

注）指導教員及び保健管理センター教員の承認を得てから届け出ること。
※保健管理センターについては留年する者のみ。

別記様式第８号（第１７条関係）

年　　月　　日

既修得単位等認定申請書

島根大学医学部長　殿

医学部看護学科
学生番号
氏　　名

下記の通り既修得単位の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

本学で修得した単位として認定を受けようとする授業科目名

（添付書類）
1 大学等の成績証明書
2 履修した授業科目の内容がわかるもの（シラバス等）

別記様式第９号（第１８条関係）

○○○○認定通知書

看護学科　　第　　学年

殿

申請のあったことについて，下記のとおり決定したので通知する。

記

授業科目名	単位又は時間数等	結果
○○○○	○単位 （○○時間）	認定する
○○○	……	認定しない

令和　　年　　月　　日
島根大学医学部長　○○　○

島根大学医学部における履修登録の取消しに関する要項

［令和８年３月１７日　医学部教授会決定］

（期間）

第１条　医学部医学科授業科目履修規程第４条又は医学部看護学科授業科目履修規程第３条に基づき履修登録を行った授業科目の取消し申出期間は，次のとおりとする。

一　前期又は後期において定期に開講される授業科目
　　当該学期の授業開始日から起算して４週目の１週間

二　通年で開講される授業科目
　　前期の授業開始日から起算して４週目の１週間

三　集中講義その他不定期に開講される授業科目
　　当該授業科目の履修登録を行った日から当該授業開始日の前日までの期間

（方法）

第２条　学生が履修登録した授業科目の取消しを行う場合は，第１条に定める期間内に，医学部学務課が指定する方法により手続を行うものとする。

２　第１条に定める期間内に行う取消しについては，授業担当教員の承認を要しないものとする。

（やむを得ない事由がある場合の特例）

第３条　やむを得ない事由があると認める場合は，次に掲げる者は，第１条に定める期間によらず，取消しを認めることができる。

一　専門教育科目
　　医学部教務学生委員長

二　教育学部附属教師教育研究センターが開講する科目
　　教育学部附属教師教育研究センター長

三　全学基礎教育科目，全学共通教育科目
　　大学教育センター長

附　記

この要項は，令和８年４月１日から施行する。

定期試験受験のための注意事項

（平成16年7月5日 学生委員長会議決定）
〔令和3年3月8日　最終改正〕

受験心得について

1．受験の際は，定刻前に指定された試験場に入室すること。
2．試験場においては，静粛にし，試験監督者(以下「監督者」という。)の指示に従うこと。
3．履修登録した者以外は，受験できない。
4．学生証を監督者が顔写真を確認できる位置（原則として机上通路側）に置くこと。
5．学生証を紛失又は忘れた場合は，監督者の指示に従うこと。
（事前に学生センター内の各所属学部・研究科の学務担当において，当日限り有効の「仮学生証」の発行を受けることができる。）
6．学生証，筆記用具，その他特に許可されたもの以外は机上に置かず，カバン等に入れて座席の下に置くこと。
7．携帯電話，スマートフォン，ウェアラブル端末，電子辞書，IC レコーダー等の電子機器類は，試験場入室前に必ずアラーム設定を解除し電源を切り，身に付けたり手に持たないこと。
なお，試験中に携帯電話，スマートフォン，ウェアラブル端末，電子辞書，IC レコーダー等の電子機器類や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）が鳴った場合には，試験の実施を妨害するものとして，退場を命じられることがある。
8．答案用紙には学生番号，氏名等の必要事項は必ず記入すること。なお，無記入の答案は，無効となる。
9．監督者からの特別の指示がある場合を除き，原則として，試験開始後２０分を経過した場合は入室できない。
10．監督者からの特別の指示がある場合を除き，原則として，試験開始後３０分を経過しなければ退室できない。
11．試験時間中の物品の貸借はしないこと。
12．答案用紙は，持ち帰ってはならない。
13．質問がある場合は，挙手のうえ，許可を得てから質問すること。
14．その他　レポート等の提出については，担当教員の指示に従うこと。

不正行為について

1．試験時間中又は試験に代わるレポートの提出にあたって，次の行為を行った者に対しては，当該学生の所属学部・研究科の学生委員会又は学生に関する事項を所掌する委員会において，その行為が懲戒に該当するか否かを決定するとともに，懲戒に相当すると認められる場合は，学生委員長会議に処分案を諮るものとする。
(1) 試験時間中
① 上記「受験心得について」に記載されている指示に従わない者
② 他人に答案を作成させた者及びその代筆をした者
③ 他人の答案を見た者及び他人に答案を見せた者
④ 特に許可された場合を除き，教科書，参考書，ノート，辞書，メモ等を使用した者
⑤ 特に許可された場合を除き，スマートフォン，ウェアラブル端末等の電子機器を身に付けたり，操作した者
⑥ 言語，動作（携帯電話等を含む。）をもって他人と連絡を取った者
⑦ その他，不穏当な行為により試験の実施を妨害した者
(2) レポート提出
① 他人にレポートを作成させた者及びその代筆をした者
② 他人のレポートを盗用した者
③ 他人のレポートを破棄した者
④ その他レポート提出にあたって不正な行為を行った者

２．監督者が不正行為者と認めた者には，直ちに退場を命ずる。

３．カンニング行為又はレポートの盗作や剽窃が行われたと認められた場合には，懲戒（停学，訓告等）に併せ，学生懲戒規則第 12 条により，当該学期において修得した全授業科目の単位（修士論文にあっては認定）を無効とする。

医学部学生規程

［平成１６年４月１日制定］
［平成１６年島大医学部規則第４３号］

（趣旨）

第１条　この規程は，学生の厚生補導に関する規則に定めるもののほか，医学部学生（以下「学生」という。）が守るべき必要な事項について定める。

（学生証の所持）

第２条　学生は，学生証を常に所持するとともに，医学部関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

２　学生証は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。

３　学生証を所持しない者については，教室，研究室，附属図書館等本学施設の使用を禁止することがある。

（学生証の取扱い）

第３条　学生証は，入学時に発行する。

２　学生証を汚損又は紛失したときは，直ちに届け出るとともに，学生証再交付願（別記様式第１号）により願い出て，再交付を受けなければならない。

３　卒業，退学等により学生の身分を失ったときは，学生証を返納しなければならない。

（住所届）

第４条　学生は，入学の際又は毎学年の始めに，住所決定・変更届（別記様式第２号）により，その住所を医学部長に届け出なければならない。

２　住所を変更したときは，その都度前項に規定する様式により，直ちに医学部長に届け出なければならない。

（身上異動届）

第５条　学生は，転籍又は改姓名等をしたときは，身上異動届（別記様式第３号）に必要書類を添え，直ちに医学部長に届け出なければならない。

（服装）

第６条　学生は，本学学生としての品位を汚すことがないよう，常にその服装に留意しなければならない。

２　学生は，医学部内においては所定のネームプレートをつけなければならない。

（健康診断）

第７条　学生は，本学が実施する健康診断を受けなければならない。

２　学生は，健康診断の結果，本学が行う健康管理上の指示に従わなければならない。

（欠席）

第８条　学生は，病気その他の理由により欠席しようとするときは，事前に欠席届（別記様式第４号）を医学部長に提出しなければならない。ただし，やむを得ない理由により事前に届け出ることができなかったときは，その理由を付して，事後速やかに届け出なければならない。

２　病気による欠席が７日以上にわたるときは，医師の診断書を添付しなければならない。

（団体（学生で組織する団体をいう。）設立の承認）

第９条　学生が医学部内において団体を設立しようとするときは，学生団体設立願（別記様式第５号）を医学部長に提出し，その承認を受けなければならない。

２　前項の団体の設立に当っては，本学職員の中から顧問を定めなければならない。

（承認の期限）

第１０条　前条第１項に規定する承認の有効期間は，当該団体が承認を受けた日の属する学年の末日までとする。ただし，あらかじめ学生団体更新願（別記様式第６号）を医学部長に提出したものについては，１年ごとに更新を認めることができる。

（構成員名簿の提出）

第１１条　団体は，第９条第１項に掲げる学生団体設立願を提出するに際し，構成員の名簿を医学部長に提出しなければならない。

２　団体は，毎年５月末日までに新入生を含めた構成員の名簿を医学部長に提出しなければならない。

（目的等の変更及び解散の届出）

第１２条　団体がその目的，組織その他第９条第１項に規定する学生団体設立願の記載事項を変更しようとするときは，学生団体変更願（別記様式第７号）を医学部長に提出し，その承認を受けなければならない。

２　団体が解散しようとするときは，学生団体解散届（別記様式第８号）を医学部長に提出しなければならない。

（学外団体への加入及び学外活動）

第１３条　団体が学外団体に加入しようとするときは，学外団体加入願（別記様式第９号）に当該学外団体の規約等を添えて医学部長に提出し，その承認を受けなければならない。

２　団体が本学の名を称し，学外活動を行う場合は，学外活動願（別記様式第１０号）を教務学生委員長に提出し，その承認を受けなければならない。

（団体活動の制限）

第１４条　団体は，次の各号に該当する行為を行ってはならない。

一　本学の教育環境及び秩序を乱す行為

二　法令又は本学の学則，諸規則等に違反し，若しくは学生としての本分にもとる行為

三　特定の個人又は団体等をひぼうし，若しくはその名誉を傷つける行為
四　医学部内において特定の政党を支持し，又はこれに反対するための政治活動を目的とする行為
五　医学部内において特定の宗教のための宗教活動を目的とする行為
六　営利を目的とする行為

（活動の停止又は解散）

第１５条　団体が次の各号の一に該当するときは，医学部長は当該団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。
一　前条各号の一に該当する行為があったとき。
二　団体活動中の事故等により団体の運営が円滑に行われなかったとき。
三　団体の構成員が不祥事に関係し，それが団体活動に密接な関連があったとき。
四　長期にわたって団体活動が行われなかったとき。

（開催の許可）

第１６条　学生又は学生の団体（構成員が医学部学生のみに限る。以下同じ。）が，医学部内において集会（集団示威行動を含む。以下同じ。）又は行事を開催しようとするときは，あらかじめ責任者を定め，集会・行事開催願（別記様式第１１号）を開催の７日前（休日は期間に入れない。）までに教務学生委員長に提出し，その許可を受けなければならない。

（留意事項）

第１７条　学生又は学生の団体が，医学部内において集会を開催するときは，職員の指示に従うとともに，大学の教育研究に支障を生じさせ，又は大学の施設設備及び環境を損うことがないようにしなければならない。

（集会の報告）

第１８条　集会の責任者は，集会の終了後，直ちにその状況等を教務学生委員長に報告しなければならない。

（集会の制限）

第１９条　学生又は学生の団体の集会の開催については，第１４条の規定を準用する。

（集会の禁止又は解散）

第２０条　集会の責任者又は参加者が，第１７条又は前条の規定に違反したときは，教務学生委員長は，その集会の開催の禁止又は集会の解散を命ずることがある。

（募金，署名，販売等）

第２１条　学生又は学生の団体が，医学部内において募金若しくは署名行為をしようとするときは，あらかじめ責任者を定め，募金・署名・販売願（別記様式第１２号）を行為の７日前（休日は期間に入れない。）までに教務学生委員長に提出し，その承認を受けなければならない。

２　学生又は学生の団体が，医学部内において販売等金銭上の収受を伴う行為をしよ

うとするときは，あらかじめ責任者を定め，募金・署名・販売願（別記様式第１２号）を行為の７日前（休日は期間に入れない。）までに教務学生委員長に提出し，その許可を受けなければならない。

３　前２項の行為に当っては，第１７条から前条までの規定を準用する。

（掲示の許可）

第２２条　学生又は学生の団体が，医学部内において文書，ポスター等（以下「文書等」という。）を掲示しようとするときは，当該文書等を添えた文書等掲示・配布願（別記様式第１３号）を教務学生委員長に提出し，その許可を受けなければならない。

２　立看板，横断幕，垂れ幕，ステッカー等を施設に設け，又は掲げることは，特別これが必要と認められる行事の開催のとき以外は，許可しない。

（氏名等の明記）

第２３条　文書等には，当該文書等を掲示しようとする者が学生の団体であるときは団体名並びに掲示責任者の学年及び氏名を，その他の者であるときは掲示責任者の学年及び氏名を明記しなければならない。

（文書等の大きさ等）

第２４条　文書等の大きさは，５５㎝×４１㎝（新聞紙１ページ大）以下とする。ただし，特別に許可したものについては，この限りでない。

２　文書等は，別に指定する学生用掲示板に掲示しなければならない。ただし，特別に許可したものについては，この限りでない。

３　同一の掲示板には，同一の目的の文書等を２枚以上同時に掲示してはならない。

４　掲示の期間は，１０日間以内とする。ただし，特別に許可したものについては，この限りでない。

５　掲示の期間を経過した文書等は，当該文書等に係る掲示責任者が直ちに撤去しなければならない。

（留意事項）

第２５条　学生又は学生の団体が，医学部内において文書等を掲示しようとするときは，第１７条の規定を準用する。

（掲示の制限）

第２６条　学生又は学生の団体が，医学部内において文書等を掲示しようとするときは，第１４条の規定を準用する。

（掲示文書等の撤去）

第２７条　第２２条第１項並びに第２４条第２項，第３項及び第５項の規定に違反して掲示された文書等は，当該文書等が掲示された場所の管理者が撤去する。

（文書等の配布）

第２８条　学生又は学生の団体が，医学部内において文書，図書，その他のものを配

布しようとするときは，第１４条，第１７条，第２２条第１項及び第２３条の規定を準用する。

２　前項の規定に違反する配布物は，教務学生委員長がその配布を禁止する。

（諸施設の使用）

第２９条　学生又は学生の団体が，体育施設その他の諸施設を使用しようとするときは，当該施設の使用に係る規則等の定めるところに従わなければならない。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成３１年５月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和３年１月１日から施行する。

別記様式第１号（第３条関係）

学　生　証　交　付　願

※　令和____年____月____日

島根大学 医学部長　　殿

※　　□学　部　※　　□学科（課程）
_____□研究科　　_____□専攻

※　____年次　　学生番号　_____

※　姓　名　_____

※　生年月日（西暦）　_____年____月____日生

※　現住所　_____

※　電話番号　（　　）　　－

下記の理由により学生証を交付していただきますようお願いいたします。

記

※

□　新規希望

再発行

□　紛失のため（理由_____）

□　汚損のため

□　その他の理由

　　□　留年により有効期限が切れたため

　　□　学生証を磁気ＩＤカードに変更するため

　　□　その他　（理由_____）

注１．写真（５cm×４cm）１枚を添付すること。

注２．該当する箇所にレ印をし，紛失又はその他の場合は（　　）内にその理由を記入すること。（※印部分を必ず記入すること。）

注３．期限切れ・汚損等の場合は，学生証を添付すること。

発行等 記録欄		発行日　　取扱者 令和　　年　　月　　日	発行回数	

別記様式第２号（第４条関係）

住　所　決定／変更　届

令和　　年　　月　　日

島根大学 医学部長　　殿

医学部　　学科
第　　学年　　学生番号
氏　名

このたび下記のとおり住所を 決定／変更 しましたので，お届けします。

記

ふりがな 氏　名				
住　所	〒 電話（　　）　　－ 携帯（　　）　　－ e-mailｱﾄﾞﾚｽ　　@			
通　学 方　法	徒歩　自転車　バス　単車（車両登録番号　　） 車名（　　） 自家用車　普・軽　車名（　　） 車名登録番号　（　　）			
保護者	ふりがな 氏　名		続柄	
	現住所	〒 電話（　　）　　－		
	勤務先 及　び 所在地	〒 電話（　　）　　－		

（注）１　現住所略図を裏面に記入すること。
　　２　不要なものは消すこと。

別記様式第３号（第５条関係）

身　上　異　動　届

令和　　年　　月　　日

島根大学　医学部長　殿

医　学　部　　学科
第　　学年　　学生番号
氏　　名

このたび下記のとおり 転籍／改姓名 しましたのでお届けします。

記

新 本 籍 （都道府県名）	都道 府県	ふりがな 新姓名	
旧 本 籍 （都道府県名）	都道 府県	旧姓名	
理　由			
添 付 書 類			

（注）　不要なものは消すこと。

別記様式第４号（第８条関係）

欠　　席　　届

令和　　年　　月　　日

島 根 大 学　医 学 部 長　殿

医　学　部　　.....学 科

第.....学年　　学生番号.....

氏　　名　　.....

下記のとおり欠席します（しました）のでお届けします。

記

理　　由

期　　間　　自　　令和　　年　　月　　日

至　　令和　　年　　月　　日

（注）病気による欠席が７日以上にわたるときは、医師の診断書を添付すること。

別記様式第５号（第９条関係）

学　生　団　体　設　立　願

令和　　年　　月　　日

島根大学 医学部長　　殿

代表責任者
医学部　　学科
第　　学年　　学生番号

氏名
住　所
ＴＥＬ
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

下記のとおり学生団体を設立したいので、承認くださるようお願いします。

記

団 体 の 名 称	
団 体 の 目 的	
設立予定年月日	年　　月　　日
団　体　員　数	
顧　　問 職 ・ 氏　名	(自筆) 職　　氏名　　（内線　　）
備　　考	

別記様式第６号（第１０条関係）

学　生　団　体　更　新　願

令和　　年　　月　　日

島根大学 医学部長　　殿

代表責任者
医学部　　学科
第　　学年　　学生番号

氏　名
住　所
ＴＥＬ
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

下記のとおり学生団体を更新したいので、承認くださるようお願いします。

記

団体の名称	
団体の目的	
設立年月日	年　　月　　日
団体員数	
顧　　問 職・氏名	（自筆） 職　　氏名　　（内線　　）
本年度の 活動状況	
備　　考	

別記様式第７号　（第１２条関係）

学　生　団　体　変　更　願

令和　　年　　月　　日

島根大学 医学部長　　殿

代表責任者
医学部　　学科
第　　学年　　学生番号

氏名
住所
ＴＥＬ
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

下記のとおり変更したいので、承認くださるようお願いします。

記

団体の名称		
変更事項	顧　　問	新　　旧
	団体規約	
	責任者	新　　旧
	理　　由	
変更年月日		年　　月　　日

別記様式第８号（第１２条関係）

学　生　団　体　解　散　届

令和　　年　　月　　日

島根大学 医学部長　　殿

代表責任者
医学部　　学科
第　　学年　　学生番号

氏　名

下記のとおり学生団体を解散しましたので、お届けします。

記

団体の名称	
解散年月日	
解散事由	
借用物品の返還	
顧問（職・氏名）	
備考	

別記様式第９号（第１３条関係）

学　外　団　体　加　入　願

令和　　年　　月　　日

島根大学 医学部長　　殿

顧問　職・氏名（自筆）

代表責任者
医学部　　学科
第　　学年

学生番号

氏　名

下記のとおり学外団体に加入したいので、承認くださるようお願いします。

記

団体の名称		
加入しようとする学外団体	名称	
	事業所の所在地	
	目的	
	代表者の氏名	
	事業の概略	
備考		

別記様式第１０号（第１３条関係）

学　外　活　動　願

令和　　年　　月　　日

教務学生委員長　　殿

顧問又はそれに代わる職員　職・氏名（自筆）

代表責任者
医学部　　学科
第　　学年　　学生番号
氏　名

下記のとおり学外活動したいので、承認くださるようお願いします。

記

団体の名称			
活動年月日	年　　月　　日（　　）　　時から　　時まで		
活動場所			
活動目的及び内容			
予定人員（参加者名簿添付）		緊急の際の連絡場所	ＴＥＬ
備考			

別記様式第１１号（第１６条関係）

集会・行事　開　催　願

令和　　年　　月　　日

教務学生委員長　　殿

顧問　職・氏名（自筆）

代表責任者
医学部　　学科
第　　学年　　学生番号
氏　名
電話番号

下記のとおり　　を開催したいので、許可くださるようお願いします。

記

団体の名称		
開催しようとする集会・行事	名称	
	目的	
	日時	
	場所	
	予定人員	
備考		

別記様式第１２号（第２１条関係）

募金
署名
販売　願

令和　　年　　月　　日

教務学生委員長　　殿

顧問　職・氏名（自筆）

代表責任者
医学部　　学科
第　　学年　　学生番号
氏　名

下記のとおり　　したいので、承認／許可　くださるようお願いします。

記

団体の名称	
名　　称	
目　　的	
日　　時	
場　　所	
対　　象	
方　　法	
備　　考	

（注）不要なものは消すこと。

別記様式第１３号（第２２条関係）

文書等　掲示／配布　願

令和　　年　　月　　日

教務学生委員長　　殿

顧問又はそれに代わる職員　職・氏名（自筆）

責任者
医学部　　学科
代表責任者　第　　学年　　学生番号
氏　　名

下記のとおり文書を　掲示／配布　したいので、許可くださるようお願いします。

記

団体の名称	
掲示・配布期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
掲示・配布物内容及び目的	
掲示・配布場所	
掲示・配布枚数	
備　考	

（注）　不要なものは消すこと。

授業公認欠席の取扱要項

（令和５年６月１４日学長決裁）
（令和８年１月８日最終改正）

（趣旨）

第１条　この要項は，島根大学（以下「本学」という。）の学生がやむを得ず授業（定期試験を含み，集中講義を除く。以下同じ。）に出席できない事由が発生した場合における公認欠席の取扱いについて，必要な事項を定める。

（公欠の定義）

第２条　この要項における公認欠席（以下「公欠」という。）とは，学生が，第３条第１項各号に掲げる事由によりやむを得ず授業を欠席することをいう。

（公欠の事由等）

第３条　公欠となる事由は，次の各号に掲げるところによる。

一　学校保健安全法施行規則（昭和３３年文部省令第１８号）第１８条に規定する感染症に罹患したことにより，医師の診断に基づき，学長により出席を停止された場合

二　親族が死亡した場合

三　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成１６年法律第６３号）の規定により裁判員（補充裁判員を含む。以下同じ。）又は裁判員候補者に選任された場合

四　検察審査会法（昭和２３年法律第１４７号）の規定により検察審査員（補充員を含む。以下同じ。）に選定された場合

五　骨髄移植に係る骨髄液又は末梢血幹細胞の提供（以下「骨髄液提供等」という。）を行う場合

六　その他やむを得ない事由があると認められる場合

２　前項各号による公欠の基準，期間及び手続等については，別表１のとおりとする。

（公欠の連絡）

第４条　前条第１項各号に掲げる事由が発生した学生（以下「該当学生」という。）は，別表１に定める手続等を行う。

２　前項により学生が別表１に定める手続等を行ったときは，該当学生が所属する学部又は研究科の長は，該当学生の公欠に関する情報を授業担当教員へ通知する。

（該当学生への配慮）

第５条　授業担当教員は，該当学生に対し，履修上不利とならないよう，該当学生が公欠とした回の授業に相当する学修を補わなければならない。

２　該当学生が，前項による学修を行ったときは，公欠とした回の授業を出席したものとみなす。

（公欠期間中の定期試験の取扱い）

第６条　公欠期間中の定期試験に関する追試験等の取扱いについては，追試験に関する取扱要項（平成１６年４月１日制定）の規定を準用する。

（電子媒体による手続）

第７条　別表１による各様式の提出は，電子媒体により行うことができる。

２　別表１による手続等について，Microsoft Forms 等のシステムを使用する場合には，別表１に定める各様式に関わらず，当該システムで作成したフォームによることができる。

（事務）

第８条　第４条に係る公欠に関する事務は，松江キャンパスにあっては松江地区学部等事務部学務課，出雲キャンパスにあっては医学部事務部学務課（以下「担当課」という。）において処理する。

２　前項以外の公欠に関する事務は，担当課及び教育・学生支援部学生支援課の協力を得て，教育・学生支援部教育企画課において処理する。

（その他）

第９条　この要項に定めるもののほか，この要項に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附　則

この要項は，令和５年６月１４日から実施する。

附　則(令和７年４月１日一部改正)

この要項は，令和７年４月１日から実施する。

附　則(令和８年１月８日一部改正)

この要項は，令和８年１月８日から実施する。

別表１（第３条関係）

<table>
<tr><th>事　由</th><th>基　準</th><th colspan="2">期　間</th><th>手続等</th></tr>
<tr><td>学校保健安全法施行規則第１８条に規定する感染症に罹患したことにより，医師の診断に基づき，出席停止の措置を受けた場合(第３条第１項第１号)</td><td>学校保健安全法施行規則第１８条に規定される感染症（別表２）に罹患し，医師の診断に基づき，出席停止の措置を受けた場合</td><td colspan="2">学校保健安全法施行規則第１９条に規定される出席停止の期間の基準（別表３）に従い，医師に治癒したと診断される期間まで</td><td>治癒後，原則７日以内（土日祝を含む）に「公欠届（感染症）」（別紙様式１）に医師の診断書等診断結果の分かるもの（コピー可）を添付し，担当課へ提出</td></tr>
<tr><td rowspan="3">親族が死亡した場合(第３条第１項第２号)</td><td rowspan="3">葬儀，服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等（以下「葬儀等」という。）のため授業に出席できなかった場合</td><td colspan="2">親族に応じ次に掲げる日数（連続する暦日とし，葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</td><td rowspan="3">葬儀等後，原則７日以内（土日祝を含む）に「公欠届(忌引)」（別紙様式２）に会葬礼状等を添付し，担当課へ提出</td></tr>
<tr><td>配偶者
１親等の親族
(父母・子)</td><td>７日</td></tr>
<tr><td>２親等の親族
(祖父母，
兄弟姉妹等)</td><td>３日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定により裁判員又は裁判員候補者に選任された場合(第３条第１項第３号)</td><td>裁判員候補者として，裁判所より呼び出され，裁判員選任手続の期日に出頭した場合</td><td colspan="2">本学が必要と認める期間</td><td rowspan="2">出頭又は評議出席後，原則７日以内（土日祝を含む）に「公欠届(裁判員制度又は検察審査会制度)」（別紙様式３）に裁判所からの呼出状，通知書等を添付し，担当課へ提出</td></tr>
<tr><td>裁判員として選任され，出頭すべき公判期日又は公判準備に出頭した場合及び評議に出席した場合</td><td colspan="2">本学が必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>検察審査会法の規定により検察審査員に選定された場合（第３条第１項第４号）</td><td>検察審査員として検察審査会議に出席した場合</td><td colspan="2">本学が必要と認める期間</td><td>出席後，原則７日以内（土日祝を含む）に「公欠届(裁判員制度又は検察審査会制度)」（別紙様式３）に検察審査会事務局からの通知書等を添</td></tr>
</table>

			付し，担当課へ提出
骨髄移植に係る骨髄液提供等を行う場合（第３条第１項第５号）	配偶者，父母，子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に，骨髄液提供等を行おうとする場合であって，財団法人骨髄移植推進財団に対してドナー登録を行った後，ドナー候補者又はドナーとなり，骨髄液提供等に必要な入院等のため授業に出席できなかった場合	次に掲げる期間（入院等のために遠隔の医療機関等へ赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数）とする。 イ　ドナー候補者として，確認検査等の説明及び確認検査を受ける日 ロ　ドナー候補者として，骨髄液又は末梢血幹細胞採取に関する最終説明及び最終同意のために医療機関等に赴く日 ハ　ドナーとして，骨髄液又は末梢血幹細胞採取前の健康診断を行う日 ニ　骨髄液採取時に用いる自己血保存のための採血を行う日 ホ　末梢血幹細胞採取前の顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）の注射を行う日 ヘ　骨髄液又は末梢血幹細胞採取に伴い入院する日 ト　骨髄液又は末梢血幹細胞採取後の健康診断を行う日 チ　その他骨髄バンク事業に関する手続等に必要となる日	左記のイからチの各期間の終了後，原則７日以内（土日祝を含む）に「公欠届（骨髄移植に係る骨髄液提供等）」（別紙様式４）に財団法人骨髄移植推進財団の発行する証明書等を添付し，担当課へ提出
その他やむを得ない事由があると認められる場合(第３条第１項第６号)	犯罪行為，天災等に基づく被害を受けたことにより，授業への出席が困難となった場合	本学が必要と認める期間	事由発生後，原則７日以内（土日祝を含む）に「公欠届(その他)」（別紙様式５）に通学できない事由の証明等を添付し，担当課へ提出

別表２（別表１関係）

学校保健安全法施行規則第１８条に規定される感染症

種　類	病　名
第１種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。），中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ，新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，新感染症
第２種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ，新型インフルエンザ等感染症を除く。），百日咳，麻しん，流行性耳下腺炎，風しん，水痘，咽頭結膜熱，新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表３において同じ。），結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第３種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症（※）

※　「その他の感染症」とは，本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。本学において大規模な流行の兆しがある感染症については，医学部附属病院長，松江保健管理センター長及び出雲保健管理センター長の意見に基づき，学長が決定し，周知する。

別表３（別表１関係）

学校保健安全法施行規則第１９条に規定される出席停止の期間の基準

<table>
<tr><th>種　類</th><th colspan="2">出席停止の期間の基準</th></tr>
<tr><td>第１種</td><td colspan="2">第１種の感染症に罹患した者については，治癒するまで。</td></tr>
<tr><td rowspan="10">第２種</td><td colspan="2">第２種の感染症に罹患した者については，次に掲げる期間。ただし，病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは，この限りでない。</td></tr>
<tr><td>インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）</td><td>発症した後５日を経過し，かつ，解熱した後２日を経過するまで。</td></tr>
<tr><td>百日咳</td><td>特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。</td></tr>
<tr><td>麻しん</td><td>解熱した後３日を経過するまで。</td></tr>
<tr><td>流行性耳下腺炎</td><td>耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで。</td></tr>
<tr><td>風しん</td><td>発しんが消失するまで。</td></tr>
<tr><td>水痘</td><td>すべての発しんが痂皮化するまで。</td></tr>
<tr><td>咽頭結膜熱</td><td>主要症状が消退した後２日を経過するまで。</td></tr>
<tr><td>新型コロナウイルス感染症</td><td>発症した後５日を経過し，かつ，症状が軽快した後１日を経過するまで。</td></tr>
<tr><td>結核，髄膜炎菌性髄膜炎</td><td>病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。</td></tr>
<tr><td>第３種</td><td colspan="2">第３種の感染症に罹患した者については，病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。</td></tr>
</table>

別紙様式１

公　欠　届（感染症）

年　　月　　日

学　長　　殿

所　　属
学生番号
氏　　名

このたび，感染症罹患により出席停止の措置を受けていたため，やむを得ず欠席した授業科目を届け出ます。

記

１．罹患した病名

２．罹患期間（欠席期間）

年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

３．欠席した授業科目

月日（曜）・時限	時間割コード	授業科目名	教員名

4．医師の診断書等診断結果の分かるもの（コピー可）を添付

【手続き方法】
1　医師に治癒したと診断された後，松江地区学部等事務部学務課又は医学部事務部学務課に行き，「公欠届（感染症）」に必要事項を記入の上，医師の診断書等診断結果の分かるもの（コピー可）と共に提出してください。
2　提出後，授業担当教員より，公欠となった授業の措置について指示を確認してください。
3　定期試験が受験できなかった場合には，併せて「追試験願」等の所定の手続きを行ってください。
4　本届及び添付書類に記載された個人情報については，公欠の手続業務及び学内関係者への報告のみに利用します。

別紙様式２

公　欠　届（忌引）

年　　月　　日

学　長　　殿

所　　属
学生番号
氏　　名

このたび，親族の死亡のため，やむを得ず欠席した授業科目を届け出ます。

記

１．事由（該当事由に✓を入れ，死亡日を記入のこと）

□配偶者又は１親等の親族（父母，子）の死亡
【公欠の期間：７日（休日を含む。）の範囲内の期間（※）】

□２親等の親族（祖父母，兄弟姉妹等）の死亡
【公欠の期間：３日（休日を含む。）の範囲内の期間（※）】

※葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数とする。
この場合，次の①～②を記入してください。

①学生現住所	
②葬儀等が営まれた住所（場所）	

［死亡日：　　年　　月　　日（欠席期間　　日間）］

２．欠席した授業科目

月日（曜）・時限	時間割コード	授業科目名	教員名

３．会葬礼状等を添付

【手続き方法】
1　葬儀等の行事を終えた後，松江地区学部等事務部学務課又は医学部事務部学務課に行き，「公欠届（忌引）」に必要事項を記入の上，会葬礼状等と共に提出してください。
2　提出後，授業担当教員より，公欠となった授業の措置について指示を確認してください。
3　定期試験等が受験できなかった場合には，併せて「追試験願」等の所定の手続きを行ってください。
4　本届及び添付書類に記載された個人情報については，公欠の手続業務及び学内関係者への報告のみに利用します。

別紙様式３

公　欠　届（裁判員制度又は検察審査会制度）

年　　月　　日

学　長　　殿

所　　属
学生番号
氏　　名

このたび，下記事由のため，やむを得ず欠席した授業科目を届け出ます。

記

１．事由（該当事由に✓を入れ，月日を記入のこと）

□裁判員候補者として，裁判員選任手続に出頭
□裁判員に選任され，裁判（公判，評議，評決等）に参加
□検察審査員に選定され，検察審査会議に出席

［出頭日：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（欠席期間　　日間）］

２．欠席した授業科目

月日（曜）・時限	時間割コード	授業科目名	教員名

３．裁判所又は検察審査会事務局からの通知書等を添付

【手続き方法】
1　１の事由のいずれかに該当する場合には，松江地区学部等事務部学務課又は医学部事務部学務課に行き，「公欠届（裁判員制度又は検察審査会制度）」に必要事項を記入の上，証拠となる書類（裁判所又は検察審査会事務局からの通知書等）と共に提出してください。
2　提出後，授業担当教員より，公欠となった授業の措置について指示を確認してください。
3　定期試験が受験できなかった場合には，併せて「追試験願」等の所定の手続きを行ってください。
4　本届及び添付書類に記載された個人情報については，公欠の手続業務及び学内関係者への報告のみに利用します。

別紙様式４

公　欠　届（骨髄移植に係る骨髄液提供等）

年　　月　　日

学　長　　殿

所　　属
学生番号
氏　　名

このたび，骨髄移植に係る骨髄液提供等のため，やむを得ず欠席した授業科目を届け出ます。

記

１．事由（該当事由に✓を入れ，期間を記入のこと）

□ドナー候補者として，確認検査等の説明及び確認検査を受ける日
□ドナー候補者として，骨髄液又は末梢血幹細胞採取に関する最終説明及び最終同意のために医療機関等に赴く日
□ドナーとして，骨髄液又は末梢血幹細胞採取前の健康診断を行う日
□骨髄液採取時に用いる自己血保存のための採血を行う日
□末梢血幹細胞採取前の顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）の注射を行う日
□骨髄液又は末梢血幹細胞採取に伴い入院する日
□骨髄液又は末梢血幹細胞採取後の健康診断を行う日
□その他骨髄バンク事業に関する手続等に必要となる日

※遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数とする。
この場合，次の①～②を記入してください。

①学生現住所	
②該当の住所（場所）	

［期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（欠席期間　　日間）］

２．欠席した授業科目

月日（曜）・時限	時間割コード	授業科目名	教員名

３．財団法人骨髄移植推進財団の発行する証明書等を添付

【手続き方法】
1　該当事由を終えた後，松江地区学部等事務部学務課又は医学部事務部学務課に行き，「公欠届（骨髄移植に係る骨髄液提供等）」に必要事項を記入の上，証明書等と共に提出してください。
2　提出後，授業担当教員より，公欠となった授業の措置について指示を確認してください。
3　定期試験等が受験できなかった場合には，併せて「追試験願」等の所定の手続きを行ってください。
4　本届及び添付書類に記載された個人情報については，公欠の手続業務及び学内関係者への報告のみに利用します。

別紙様式５

公　欠　届（その他）

年　　月　　日

学　長　　殿

所　　属
学生番号
氏　　名

このたび，下記事由のため，やむを得ず欠席した授業科目を届け出ます。

記

１．欠席事由

２．欠席期間
年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

３．欠席した授業科目

月日（曜）・時限	時間割コード	授業科目名	教員名

4．欠席事由の証明等を添付

【手続き方法】
1　欠席事由が発生した後，松江地区学部等事務部学務課又は医学部事務部学務課に行き，「公欠届（その他）」に必要事項を記入の上，証拠となる書類と共に提出してください。
2　提出後，授業担当教員より，公欠となった授業の措置について指示を確認してください。
3　定期試験が受験できなかった場合には，併せて「追試験願」等の所定の手続きを行ってください。
4　本届及び添付書類に記載された個人情報については，公欠の手続業務及び学内関係者への報告のみに利用します。

出雲キャンパス体育施設使用規程

（平成１６年島大規則第１０９号）
（平成１６年４月１日制定）
〔令和２年１２月２８日最終改正〕

（趣旨）

第１条　この規程は，学生の正課体育に使用する場合を除くほか，島根大学出雲キャンパスにおける体育施設（以下「出雲キャンパス体育施設」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

（施設の種類）

第２条　この規程において出雲キャンパス体育施設とは，次の各号に掲げるものをいう。

一　屋内体育施設

イ　体育館

ロ　武道場

二　屋外体育施設

イ　陸上競技場

ロ　野球場

ハ　テニスコート

ニ　水泳プール

２　前項第２号ニに掲げる水泳プールの使用については，別に定める。

（使用の範囲）

第３条　出雲キャンパス体育施設は，島根大学（以下「本学」という。）の学生の課外活動，職員の体育活動その他学長が必要と認めた場合に使用することができる。

（使用日時）

第４条　出雲キャンパス体育施設（水泳プールを除く。以下この条及び第５条において同じ。）は，次の各号に掲げる日は使用することができない。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日

三　１２月２８日から翌年の１月４日

２　出雲キャンパス体育施設を使用できる時間は，午前８時３０分から午後７時までとする。

３　医学部長が特に必要があると認めるときは，前２項の規定にかかわらず，出雲キャンパス体育施設の使用日時を変更してその使用を許可することができる。

（使用手続）

第５条　出雲キャンパス体育施設を使用しようとする者は，原則として，使用予定日の１週間前までに出雲キャンパス体育施設使用願（別記様式）を医学部長に提出し，その許可を受けるものとする。

２　学生団体が課外活動として出雲キャンパス体育施設を使用しようとする場合は，前項の規定にかかわらず，学期の始めに，その期間の出雲キャンパス体育施設使用願（別期様式）を医学部長に提出し，その許可を受けるものとする。

３　休憩時間における使用については，前２項の手続を省略することができる。

（使用の変更又は中止）
第６条　出雲キャンパス体育施設の使用を許可された者が許可を受けた内容を変更しようとするときは，医学部長に届け出て，その承認を受けるものとする。
２　出雲キャンパス体育施設の使用を許可された者が使用を中止しようとするときは，速やかに医学部長に届け出るものとする。
（使用者の責務）
第７条　使用者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
一　使用許可の事項を守ること。
二　使用する出雲キャンパス体育施設内に備えてある物品を無断で移転し又は工作を加えないこと。
三　使用する出雲キャンパス体育施設及びその施設内の物品をき損又は滅失しないこと。
四　その他管理者の指示に従うこと。
（許可の取消し）
第８条　医学部長は，次の各号の一に該当するときは，出雲キャンパス体育施設の使用許可を取り消すことができる。
一　本学において業務上の必要が生じたとき。
二　使用者が前条の規定に違反したとき。
三　使用願に虚偽の記載があったとき。
２　本学は，使用許可の取消しのため使用者に損害を及ぼすことがあっても，その責任を負わない。
（損害の弁償）
第９条　使用者は,故意又は重大な過失により出雲キャンパス体育施設,物品等をき損し,若しくは滅失したときは，その損害を弁償しなければならない。
（使用の特例）
第１０条　出雲キャンパス体育施設は，本学の授業及び第３条の規定による使用に支障をきたさない場合に限り，別に定めるところにより，本学以外の者に使用させることができる。
（細則）
第１１条　この規程に定めるもののほか，出雲キャンパス体育施設の使用に関し必要な事項は，別に定める。
（事務）
第１２条　出雲キャンパス体育施設に関する事務（第１０条に規定するものを除く。）は，医学部学務課において処理する。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月２２日一部改正）

この規則は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月２３日一部改正）

この規則は，平成３１年５月１日から施行する。

附　則（令和２年１２月２８日一部改正）

この規則は，令和３年１月１日から施行する。

別記様式（第５条関係）

出雲キャンパス体育施設使用願

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　　殿

団体名（所属）
顧問・指導教員名
学部　　学科
代表責任者　第　学年　学生番号
氏　　名

下記のとおり出雲キャンパス体育施設を使用したいので許可くださるようお願いします。

なお，許可された場合は，関係諸規則，使用上の遵守事項等を厳守いたします。

記

使用施設名	
使用目的	
使用者数	名
使用日時	年　月　日　時　分から 時　分まで
	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
備　　考	

大学会館出雲管理細則

（平成１６年島大細則第５号）
（平成１６年４月１日制定）
〔令和２年１２月２８日最終改正〕

（趣旨）

第１条　この細則は，大学会館規程（平成１６年島大規則第１０６号）第８条の規定に基づき，島根大学大学会館出雲（以下「出雲会館」という。）の管理運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第２条　出雲会館に置く施設は，次のとおりとする。

１階
　食堂
２階
　談話室
　売店

（管理運営）

第３条　出雲会館の管理運営については,大学会館規程第５条の規定の定めるところより,医学部長が掌理する。

（出雲会館主事）

第４条　出雲会館に出雲会館主事（以下「会館主事」という。）を置き，医学部の教員のうちから医学部長が指名する。

２　会館主事は，医学部長の命により出雲会館の円滑な管理運営を行うものとする。

（専門委員会）

第５条　出雲会館の円滑な管理運営を図るため,学生委員長会議規程第５条の規定により,島根大学大学会館出雲専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第６条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

一　出雲会館の管理・運営に関する事項
二　出雲会館の予算に関する事項
三　その他出雲会館に関し医学部長が必要と認める事項

第７条　委員会は，次の各号に掲げる委員で組織する。

一　会館主事
二　医学部教務学生委員会代表　４名
三　医学部学務課長

２　委員会に委員長を置き，委員長は会館主事をもって充てる。

第８条　委員会は委員長が招集し，議長は委員長をもって充てる。

２　委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

３　委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

４　委員会は，出席委員の過半数をもって議決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

５　委員会が必要と認めたときは，委員会に委員以外の者の出席を求め，その意見を聴く

ことができる。
第９条　委員会の運営に関し必要な事項は，委員会において別に定める。
（使用者）
第１０条　出雲会館を使用することができる者は，次の各号に掲げるものとする。
一 島根大学の学生及び職員
二 前号に掲げる者のほか医学部長が認めた者
（使用日）
第１１条　出雲会館の使用を認める日は，次の各号に掲げる日以外の日とする。ただし，医学部長が特に必要と認めたときは，この限りでない。
一　日曜日及び土曜日
二　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日
三　１２月２８日から翌年の１月４日
（開館時間）
第１２条　出雲会館の使用を認める時間は，午前８時３０分から午後８時３０分までとする。ただし，医学部長が特に必要と認めたときは，この限りでない。
２　食堂及び売店については，それぞれ別に定める時間とする。
（使用手続及び許可期間）
第１３条　出雲会館の施設を使用する者は，あらかじめ使用願（別紙様式第１号）を提出し，医学部長の許可を受けなければならない。
２　前項の許可は，時間単位とし，原則として１日を限度とする。ただし，医学部長が特に認めたときは，この限りでない。
（使用者の責務）
第１４条　出雲会館を使用する者は，施設設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。
２　使用中に故意又は過失により，施設設備を滅失し，又はき損した場合は，その損害に相当する額を弁償しなければならない。
（雑則）
第１５条　この細則に定めるもののほか，出雲会館の使用に関し必要な事項は，医学部長が定める。
附　則
この細則は，平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成１８年３月２２日一部改正）
この細則は，平成１８年４月１日から施行する。
附　則（平成３１年４月２３日一部改正）
この細則は，平成３１年５月１日から施行する。
附　則（令和２年３月２４日一部改正）
この細則は，令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和２年１２月２８日一部改正）
この細則は，令和３年１月１日から施行する。

別紙様式第１号（第１３条関係）

島根大学大学会館出雲使用願

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　　殿

団体名
顧問教員又は教員　職・氏名
学部　　学科
代表責任者　第　学年　学生番号
氏　名

下記のとおり島根大学大学会館出雲を使用したいので許可くださるようお願いします。
なお，許可された場合は，関係諸規則，使用上の遵守事項等を厳守いたします。

記

使用施設名	
使用目的	
使用者数	名
使用日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
備　　考	

出雲キャンパス水泳プール使用細則

（平成１６年島大細則第６号）
（平成１６年４月１日制定）
〔令和２年１２月２８日最終改正〕

（趣旨）

第１条　この細則は，出雲キャンパス体育施設使用規程（平成１６年島大規則第１０９号）第１１条の規定に基づき，島根大学出雲キャンパス水泳プール（以下「出雲キャンパスプール」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

（使用日時）

第２条　出雲キャンパスプールを使用できる日は，６月１０日から８月３１日までとする。ただし，土曜日，日曜日及び休日を除くものとする。

２　出雲キャンパスプールを使用できる時間は，午後４時から午後７時までとする。ただし，８月は，午前１０時から午後７時までとする。

３　医学部長が特に必要があると認めるときは，前２項の規定にかかわらず，出雲キャンパスプールの使用日時を変更してその使用を許可することができる。

（使用手続）

第３条　出雲キャンパスプールを使用しようとする者は，原則として，使用予定日の２日前までに出雲キャンパスプール使用願（別記様式）を医学部長に提出し，その許可を受けるものとする。

２　学生団体が課外活動として出雲キャンパスプールを使用しようとする場合は，前項の規定にかかわらず，毎年５月末日までにその期間の出雲キャンパスプール使用願（別記様式）を医学部長に提出し，その許可を受けるものとする。

３　正午から午後１時まで及び午後５時から午後７時までの間に使用する場合は，前２項の手続を省略することができる。

第４条　出雲キャンパスプールを使用する場合は，使用責任者を定め，原則として３人以上のグループで使用するものとする。

２　使用責任者は，当該グループの出雲キャンパスプールの使用について責任を負うものとする。

（使用禁止者）

第５条　次の各号の一に該当する者は，出雲キャンパスプールの使用を禁止する。

一　伝染性疾患を有する者

二　医師に水泳を禁止されている者

（使用心得等）

第６条　この細則に定めるもののほか，出雲キャンパスプール使用心得その他必要な事項は，別に定める。

附　則

この細則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年５月２２日一部改正）

この細則は，平成１８年６月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月２３日一部改正）

この細則は，平成３１年５月１日から施行する。

附　則（令和２年１２月２８日一部改正）

この細則は，令和３年１月１日から施行する。

別記様式（第３条関係）

出雲キャンパス水泳プール使用願

年　　月　　日

島根大学医学部長　　殿

団体名（所属）
顧問・指導教官名
学部　　学科
使用責任者　第　学年　学生番号
氏　　名

下記のとおり出雲キャンパス水泳プールを使用したいので許可くださるようお願いします。

なお，許可された場合は，関係諸規則，使用上の遵守事項等を厳守いたします。

記

使用日時	令和　年　月　日（　）　　時　　分～　　時　　分			
使用者	学生番号 （所属）	氏　　名	学生番号 （所属）	氏　　名
			使用者　　計　　人	
備 考				

出雲課外活動共用施設使用規程

（平成１６年島大規則第１０８号）
（平成１６年４月１日制定）
（令和２年１２月２８日最終改正）

（設置）

第１条　この規程は，課外活動共用施設管理運営規程（平成１６年島大規則第１０７号）第１９条の規定により，島根大学出雲課外活動共用施設（以下「出雲共用施設」という。）の使用に関し，必要な事項を定めるものとする。

（出雲共用施設）

第２条　出雲共用施設の名称及び用途は，次表のとおりとする。

区分	名称	用途
福利厚生棟３階	第１集会室 第２集会室 第３集会室 第４集会室 第５集会室 第６集会室	研究，討論，集会，講演及び映画に使用する。
	第１学生団体連絡室 第２学生団体連絡室 第３学生団体連絡室	学生団体の連絡室として，共同で使用する。
	音楽鑑賞室	音楽の鑑賞及び練習に使用する。
	茶室	茶道等の練習に使用する。
	器具庫	課外活動用の物品の保管庫として使用する。
体育館	第１共同部室 第２共同部室 第３共同部室	学生団体の連絡室として，共同で使用する。

（管理運営）

第３条　出雲共用施設の管理運営は，医学部長が行う。

（審議）

第４条　出雲共用施設の管理運営に関する重要事項は，医学部の教務学生委員会で審議する。

（使用者の範囲）

第５条　出雲共用施設を使用できる者（以下「使用者」という。）は，次の各号に掲げるものとする。

一　島根大学の学生

二　その他医学部長が特に適当と認める者

（使用の手続）

第６条　使用者は，原則として使用の３日前までに出雲共用施設使用許可願（別記様式）を医学部長に提出し，その許可を受けなければならない。ただし，学生の団体が課外活動として，学生団体連絡室及び共同部室を使用する場合は，年度の初めにその期間の使用計画書を提出し，医学部長の許可を受けなければならない。

（施設の開閉）

第７条　出雲共用施設は，使用者の申出により職員が開閉する。
２　出雲共用施設の鍵は，医学部学務課が管理する。
（使用日時）
第８条　出雲共用施設の使用を認める日は，次の各号に掲げる日以外の日とする。
一　日曜日及び土曜日
二　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日
三　１２月２８日から翌年の１月４日
２　出雲共用施設の使用を認める時間は,午前８時３０分から午後８時３０分までとする。
３　前２項の規定にかかわらず，医学部長が特に必要と認めたときは，この限りでない。
（使用者の責務）
第９条　使用者は，次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
一　使用許可を受けた日時を守ること。
二　使用許可を受けた使用目的以外の使用並びに転貸しないこと。
三　使用許可を受けた出雲共用施設内の設備及び物品等を無断で移転又は模様替を行わないこと。
四　使用許可を受けた出雲共用施設並びにその設備及び物品等を滅失又はき損しないこと。
五　出雲共用施設内での喫煙は，所定の場所以外では行わないこと。
六　使用後は，清掃のうえ，原状に回復すること。
七　常に整理整頓し，清潔を保つこと。
八　その他職員が管理運営上必要と認める指示に従うこと。
（損害の賠償）
第１０条　使用者は，使用中に故意又は過失により施設，設備等を滅失し，又はき損した場合は，その損害に相当する額を弁償しなければならない。
（使用の中止又は変更）
第１１条　使用者は，出雲共用施設の使用を中止又は変更しようとするときは，速やかに医学部学務課に申し出て，医学部長の承認を得なければならい。
（使用許可の取消し）
第１２条　使用者が，この規程等に違反した場合は，使用許可を取り消すことができる。
（職員の立入り）
第１３条　使用者は，管理上の必要から行う職員の出雲共用施設への立入りを拒否してはならない。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月２３日一部改正）

この規則は，平成３１年５月１日から施行する。

附　則（令和２年３月２４日一部改正）

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１２月２８日一部改正）

この規則は，令和３年１月１日から施行する。

別記様式（第６条関係）

出雲共用施設使用許可願

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　　殿

団体名
顧問教員又は教員　職・氏名
　　学部　　学科
代表責任者　第　学年　学生番号
氏　名

下記のとおり出雲共用施設を使用したいので許可くださるようお願いします。
なお，許可された場合は，関係諸規則，使用上の遵守事項等を厳守いたします。

記

使用施設名	
使用目的	
使用者数	名
使用日時	時　分から 年　月　日 時　分まで
	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
備　　考	

松江キャンパスにおける授業及び定期試験の休講措置に関する取扱い

（平成２０年１月２１日 学長決裁）
（令和　７年９月　２日 一部改正）

この取扱いは，暴風，暴風雪及びその他の自然災害等による学生の事故を防止するため，気象警報及び「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」における警戒レベル発表・発令時等における授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の休講等に関し，必要な事項を定める。

１．島根県松江市において，気象庁から暴風警報，暴風雪警報，特別警報（高潮及び波浪は除く。）が発表又は島根県松江市から「避難情報に関するガイドライン」における警戒レベル４（避難指示）以上（以下「気象警報等」という。）が発令された場合，当日のその後に開始する授業等を休講とする。ただし，次の場合は，授業等を実施する。

（１）午前７時までに気象警報等が解除された場合は，平常どおり授業等を実施する。

（２）午前１１時までに気象警報等が解除された場合は，５・６時限目の授業等から実施する。

なお，授業等の実施中に気象警報等が発表又は発令された場合は，適切な方法によりキャンパス内に周知する。

２．教育実習，介護等体験等の場合は，各実習先又は担当教員の指示に従うものとする。

３．気象警報等の発表・発令及び解除の確認は，気象庁のホームページ，松江地方気象台への電話による照会又はテレビ・ラジオの報道によるものとする。

４．１に定めるもののほか，次の各号に掲げる場合には，適切な方法によりキャンパス内に周知し，臨時に全部又は一部の授業等を休講とすることがある。

（１）学校保健安全法に規定する感染症の予防上必要があると学長が認めた場合。

（２）上記以外の場合で，学長が緊急に休講する必要があると認めた場合。

５．１，２及び４の定めにより休講とする場合における授業実施の特例として，以下に該当する授業は，学生の安全確保を最優先としたうえで，授業担当教員の判断で実施することができるものとする。

（１）同期型授業として実施する遠隔授業。ただし，気象の影響，オンライン環境の不備，または避難等により，やむを得ず授業に出席できない学生については，補講等の必要な措置を講ずるものとする。

（２）非同期型授業として実施する遠隔授業。

（３）面接授業のうち，上記（１）又は（２）に変更し，実施方法の変更を受講者全員に周知できるもの。

６．休講に伴う補講の取扱いは，松江キャンパスにおける開講科目は教育を担当する副学長が，出雲キャンパスにおける開講科目は医学部長が別途決定するものとする。

７．教育を担当する副学長は，松江・出雲両キャンパス間の同一授業において，一方のキャンパスの休講措置により，学生が授業等を受けることができなかった場合は，必要な措置を講ずるものとする。

８．暴風及び暴風雪以外の自然災害等により，通常の通学経路において利用する公共交通機関が運

休又は遅延したことを理由として，学生がやむを得ず授業を欠席した場合，授業担当教員は，当該学生に不利益が生じないよう，必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この取扱いは，平成２０年４月１日から実施する。

附 則（平成２２年６月２２日 一部改正）

この取扱いは，平成２２年６月２２日から実施する。

附 則（平成２５年９月１５日 一部改正）

この取扱いは，平成２５年１０月１日から実施する。

附 則（平成２５年１２月２７日 一部改正）

この取扱いは，平成２６年１月１日から実施する

附 則（令和５年５月２２日 一部改正）

この取扱いは，令和５年５月２２日から実施する

附 則（令和７年９月２日 一部改正）

この取扱いは，令和７年９月２日から実施する。

出雲キャンパスにおける授業及び定期試験の休講措置に関する取扱い

（平成２０年１月２１日 学長決裁）
（平成２２年６月２２日 一部改正）
（平成２５年１２月２７日 一部改正）
（令和５年５月２２日 一部改正）

この取扱いは，暴風，暴風雪及びその他の自然災害等による学生の事故を防止するため，気象警報及び「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」における警戒レベル発表・発令時等における授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の休講等に関し，必要な事項を定める。

１．島根県出雲市において，気象庁から暴風警報，暴風雪警報，特別警報（高潮及び波浪は除く。）が発表又は島根県出雲市から「避難情報に関するガイドライン」における警戒レベル４（避難指示）以上（以下「気象警報等」という。）が発令された場合，当日のその後に開始する授業等を休講とする。ただし，次の場合は，授業等を実施する。

（１）午前７時までに気象警報等が解除された場合は，平常どおり授業等を実施する。

（２）午前１１時までに気象警報等が解除された場合は，５・６時限目の授業等から実施する。

なお，授業等の実施中に気象警報等が発表又は発令された場合は，適切な方法によりキャンパス内に周知する。

２．学外実習を行う地区において，気象庁又は同地区の属する自治体から気象警報等が発表又は発令された場合，当日の学外実習を休講とする。ただし，次の場合は，学外実習を実施する。

（１）午前７時までに気象警報等が解除された場合は，午前の学外実習から実施する。

（２）午前１１時までに気象警報等が解除された場合は，午後の学外実習から実施する。

なお，学外実習中に気象警報等が発表又は発令された場合は，適切な方法により各実習先へ連絡し，学生に周知する。

３．金曜日（金曜相当日を含む。）に松江キャンパスの開講科目を履修するため大学が運行するバスを利用する者については，島根県松江市又は出雲市に気象警報等が発表又は発令された場合，当日のその後に開始する授業等を休講とする。ただし，次の場合は，授業等を実施する。

（１）午前７時までに島根県松江市及び出雲市の気象警報等が解除された場合は，平常どおり授業等を実施する。

（２）午前１１時までに島根県松江市及び出雲市の気象警報等が解除された場合は，５・６時限目の授業等から実施する。

なお，授業等の実施中に島根県松江市又は出雲市に気象警報等が発表又は発令された場合は，適切な方法によりキャンパス内に周知する。

４．前項以外で，松江キャンパスで開講される科目を履修する者は，松江キャンパスにおける休講措置１，２による。

５．気象警報等の発表・発令及び解除の確認は，気象庁のホームページ，松江地方気象台への電話による照会又はテレビ・ラジオの報道によるものとする。

６．１から３に定めるもののほか，次の各号に掲げる場合には，適切な方法によりキャンパス内に

周知し，臨時に全部又は一部の授業等を休講とすることがある。

（１）学校保健安全法に規定する感染症の予防上必要があると医学部長が認めた場合。

（２）上記以外の場合で，医学部長が緊急に休講する必要があると認めた場合。

７．休講に伴う補講の取扱いは，松江キャンパスにおける開講科目は教育を担当する副学長が，出雲キャンパスにおける開講科目は医学部長が，別途決定するものとする。

８．教育を担当する副学長は，松江・出雲両キャンパス間の同一授業において，一方のキャンパスの休講措置により，学生が授業等を受けることができなかった場合は，必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この取扱いは，平成２０年４月１日から実施する。

附 則

この取扱いは，平成２２年６月２２日から実施する。

附 則

この取扱いは，平成２６年１月１日から実施する

附 則

この取扱いは，令和５年５月２２日から実施する

島根大学医学部駐車場の管理運営に関する要項

［平成２８年３月２２日学長決裁］

（目的）

第１条　この要項は，島根大学医学部構内における駐車場の管理運営について必要な事項を定め，もって，適切な学内環境の保持を図ることを目的とする。

（駐車場の区分等）

第２条　駐車場の区分及び利用者の範囲は，別表１「駐車場区分表」のとおりとする。

２　駐車場の位置は，別記１「駐車場配置図」のとおりとする。

（教職員等の利用）

第３条　教職員・大学院生・研究生・外部業務委託者等又は学部学生（以下「教職員等」という。）で，区分Ａ又はＢの駐車場の利用を希望する者は，別紙様式第１の「駐車許可申請書（教職員用）」又は別紙様式第２の「駐車許可申請書（大学院生・研究生・外部業務委託者・学部学生用）」により，医学部長の許可を受けなければならない。

２　前項の申請は，教職員・外部業務委託者等にあっては会計課施設総務担当，学部学生・大学院生・研究生にあっては学務課学生支援担当（以下「担当課」という。）に申し込むものとする。

３　第１項の規定により許可された者には，駐車許可証を交付する。

４　第１項の規定による許可申請をしない者にあっては，別表２（時間貸）料金の額を支払うこととする。

５　教職員等は，区分Ｃへの駐車は認めない。

（許可の期間）

第４条　駐車許可の期間は，次のとおりとする。

一　教職員　許可した日から利用しなくなる日の属する月の末日

二　大学院生・研究生・外部業務委託者・学部学生・第５条許可者等　許可した日から当該日の属する年度の末日。ただし，別に使用期間を明示する場合は，この限りでない。

２　許可期間の延長を希望する者は，許可期間満了の日の２０日前までに，更新の手続きをとるものとする。

（教職員等以外の者の利用）

第５条　第３条第１項に規定する者以外で，区分Ａ，Ｂ又はＤ３の駐車場の利用を希望する者のうち，別表３に該当する者については区分に応じた対応を受けることができるものとする。

２　第１項に該当しない者にあっては，別表２（時間貸）料金の額を支払うこととする。

（駐車料金）

第６条　区分Ａ，Ｂ及びＤ３の駐車場を利用する者は，駐車場等の整備及び管理を行うために必要な経費として駐車料金を負担するものとする。

２　前項の駐車料金の額は別表２のとおりとする。

３　医学部長が認めた者として，別表３に該当する者ついては，区分に応じた対応を受けることができる。

（駐車料金の徴収方法等）

第７条　徴収する駐車料金は，原則として，教職員については月毎に給与から控除するものとし，大学院生・研究生・外部業務委託者等・学部学生・第５条の許可者については，入構許可期間

分を一括して徴収するものとする。
２　入構許可期間が月の中途で開始又は終了する場合であっても，当該月の駐車料金は１か月分を全額徴収するものとする。
３　第１項の教職員から徴収する駐車料金について，当月の給与から控除できない場合等は，翌月給与から２ヶ月分控除する。
４　既納の駐車料金は，原則として返納しない。ただし，第９条による返納の場合はこの限りでない。
５　時間貸の料金支払いについては，別記１「駐車場配置図」に示す精算機により支払い手続きを行う。

（許可証の取扱等）
第８条　身体障がい者等用の駐車場を利用する者は，島根県等が発行する身体障がい者等用駐車場利用証を提示するものとする。

（許可証の返還）
第９条　離職・退学等により，許可を受けたときの要件に変更があったときは，速やかに駐車許可証を担当課に返還するものとする。

（違反者に対する措置）
第１０条　区域外駐車等，この要項に違反した者に対しては，次の措置をとることができるものとする。
一　車のサイドガラス（運転席側）に違反駐車の注意文を貼付すること。
二　前号による注意を年度内に３回以上受けた者は駐車許可証を返還させ，自動車による医学部への入構を禁止すること。
三　緊急車両の通行を妨げる恐れのある違反車両については，当該車両の移動排除の措置を講ずること。
四　その他駐車場利用に当たり不正行為を働いた者に対しては，厳罰に処すこともある。
２　前項第二号から第四号までの措置を受けた者にあっては，措置を受けた翌年度の駐車許可申請は受け付けない。

（損害賠償責任）
第１１条　島根大学医学部は，医学部構内において発生した盗難，車の損傷その他の事故により生じた損害については，その責を負わないものとする。

附　記
１　この要項は，平成２８年４月１日から実施する。
２　島根大学医学部駐車場の管理運営に関する要項（平成２７年３月１８日制定）は，廃止する。

附　記
この要項は，平成２９年４月１日から実施する。

附　記
この要項は，平成３０年４月１日から実施する。

附　記
この要項は，平成３１年５月１日から実施する。

附　記
この要項は，令和２年５月１４日から実施する。

附　記
この要項は，令和３年２月４日から実施する。

附　記

この要項は，令和４年６月２０日から実施する。

附　記

この要項は，令和５年３月２日から実施する。

附　記

この要項は，令和６年９月６日から実施する。

附　記

この要項は，令和７年４月２日から実施する。

附　記

この要項は，令和７年６月４日から実施する。

附　記

この要項は，令和８年２月１６日から実施する。

別紙様式第１（教職員用）

駐　車　許　可　申　請　書

□新規
□変更（事由：　　）

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　　殿

所属（担当）講座等
職　　名　　等
フ　リ　ガ　ナ
氏　　名
職員番号(必須)

下記のとおり自動車の駐車許可を受けたいので申請します。

住　　所	（内線番号等　　）	片道距離	・　　ｋｍ
車両登録番号	（記入例）　島根　３３０　あ　１１１１	身体障がい者等用駐車場の利用希望（※１）	□
自　動　車 メ　ー　カ　ー		車名	
車　体　色		使用開始	令和　　年　　月

※１　島根県等が発行する身体障がい者等用駐車場利用証を提示すること。
※２　提出先　会計課施設総務担当

担当課確認欄	確認者		受付番号	

別紙様式第２（大学院生・研究生・外部業務委託者・学部学生用）

駐　車　許　可　申　請　書

□新規
□更新
□変更（事由：　　）

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　　殿

所　属　学　科　・会社名等
（学生番号）
フ　リ　ガ　ナ
氏　　名

下記のとおり自動車の駐車許可を受けたいので申請します。

住　　所	（電話番号等　　）	片道距離	・　　ｋｍ
車両登録番号	（記入例）　島根　３３０　あ　１１１１	身体障がい者等用駐車場の利用希望（※１）	□
自　動　車 メ　ー　カ　ー		車名	
車　体　色		申請期間	年　月～　年　月

※１　島根県等が発行する身体障がい者等用駐車場利用証を提示すること。
※２　提出先　学務課学生支援担当（外部業務委託者は，会計課施設総務担当）

担当課確認欄	確認者		受付番号	

別紙様式第３（第５条許可者用）

□新規
駐　車　許　可　申　請　書　　□更新
□変更（事由：　　）

令和　　年　　月　　日

島根大学医学部長　　殿

会社名等
職　名　等
フリガナ
氏　　名

下記のとおり自動車の駐車許可を受けたいので申請します。

住　　所	（電話番号等　　）	片道距離	・　　ｋｍ
車両登録番号	（記入例）　島根　３３０　あ　１１１１	身体障がい者等用駐車場の利用希望（※１）	□
自動車メーカー		車名	
車　体　色		申請期間	年　月～　年　月
申請理由			

※１　島根県等が発行する身体障がい者等用駐車場利用証を提示すること。
※２　提出先　会計課施設総務担当

担当課確認欄	確認者		受付番号	

別紙様式第４

駐車許可証（Ａ５版）

（表面）

駐　車　許　可　証	
駐車場区分	
許可番号	
車両登録番号	
島　根　大　学　医　学　部	

※　駐車許可証の用紙は次のとおりとする
　教職員・・・青色

（裏面）

特記事項

一　定められた駐車場に駐車すること。
二　駐車場を使用する際には美化に努めること。
三　構内では，歩行者等の安全を十分配慮すること。
四　離職・退学等，許可を受けたときの要件に変更があったときは速やかに本許可証を返還すること。
五　構内で起きた事故，盗難等には当大学は一切責任を負わない。

所属		氏名	

別紙様式第４

駐車許可証（Ａ５版）

（表面）

駐　車　許　可　証	
駐車場区分	
許　可　番　号	
車両登録番号	
有　効　期　限	令和　　年　　月　　日
島　根　大　学　医　学　部	

※　駐車許可証の用紙は次のとおりとする
　　教職員以外　・・・・・　緑色・白色・黄色・橙色・紫色・桃色のうち，当該年度で指定する色

（裏面）

特記事項

一　定められた駐車場に駐車すること。

二　駐車場を使用する際には美化に努めること。

三　構内では，歩行者等の安全を十分配慮すること。

四　離職・退学等，許可を受けたときの要件に変更があったときは速やかに本許可証を返還すること。

五　構内で起きた事故，盗難等には当大学は一切責任を負わない。

所属		氏名	

別表１

駐　車　場　区　分　表

区　　分		駐　車　場　名　称	収容台数	うち身障者用	利用者の範囲
職員等駐車場	Ａ１	基礎研究棟北側職員駐車場	２９７台		職員 大学院生 研究生 外部業務委託者等 第５条許可者
	Ａ２	第二研究棟北側職員駐車場	９５台		
	Ａ３	臨床研究棟北側職員駐車場	１６台		
	Ａ４	動物実験施設南側職員駐車場	１５４台		
	Ａ５	医学部会館西側職員駐車場	１５４台		
	Ａ６	病院西側職員駐車場	５０台		
	Ａ７	みらい棟北側職員駐車場	７０台	１台	
	Ａ８	中央機械室南側職員駐車場	１６台		
	Ａ９	看護師宿舎北側職員駐車場	１２１台		
	Ａ１０	看護師宿舎南側職員駐車場	２６台		
	Ａ１１	ＡＢ病棟南側職員駐車場	１台	１台	
	Ａ１２	入院児童家族宿泊施設北側職員駐車場	１６台		
	Ａ１３	第三共同研究棟北側職員駐車場	２０台		
	Ａ１４	地域未来協創本部北側職員駐車場	８台		
共用駐車場	Ｂ１	大学会館北側共用駐車場	１５５台		教職員 大学院生 学部学生 外部業務委託者 第５条許可者 その他学部長が認めた者
	Ｂ２	大学会館南側共用駐車場	３６５台		
	Ｂ３	第三研究棟南側共用駐車場	１１４台		
	Ｂ４	看護学科棟東側共用駐車場	７７台		
	Ｂ５	プール東側共用駐車場	１０台		
	Ｂ６	大学会館玄関前共用駐車場	１台	１台	
	Ｂ７	講義棟東側共用駐車場	１台	１台	
	Ｂ８	看護学科棟西側共用駐車場	２台	２台	
外来患者駐車場	Ｃ１	病院北側外来駐車場	４５３台	３３台	外来患者 見舞い者
	Ｃ２	Ｃ病棟西側外来駐車場	３１台	４台	
	Ｃ３	病院玄関東側外来駐車場	２台	２台	
	Ｃ４	第二研究棟北側外来駐車場	９７台	１台	
公用・商用駐車場	Ｄ１	本部棟玄関前来客用駐車場	５台	２台	来客・公用車 その他学部長が認めたもの
	Ｄ２	中央機械室北側公用車駐車場	５台		
	Ｄ３	ＡＢ病棟南側商用駐車場	１６台		物品搬入業者
駐　車　場　計			２，３７８台	４８台	

別表２

駐 車 料 金 の 額 （月 額）		
教職員	大学院生・研究生・学部学生	外部業務委託者
1，000 円	1，000 円	1，000 円

駐 車 料 金 の 額 （時間貸）
すべての利用者
利用開始から１時間無料，以降１時間ごとに 100 円（最大料金なし）

別表３

医学部長が認めた駐車場使用料を免除する者

区分	対象者	対応
来訪者	学会または本学の主催する公開講座の参加者	受付時に無料券配布
	附属病院ボランティアスタッフ	登録制による免除
	ＯＳＣＥ試験外部従事者	受付時に無料券配布
	医学部長・病院長への面談者	総務課での無料券配布
公用車	本学の所有する車両（松江・出雲両キャンパス）	登録制による免除
緊急車両	警察車両	無条件で免除
	消防車両	無条件で免除
学内行事	入試（大学入学共通テスト・前期日程・後期日程）	時間設定での無料開放
	学園祭・卒業式・慰霊祭	時間設定での無料開放
その他	看護師宿舎入居者	登録制による免除
	だんだんハウス利用者	受付時に無料券配布

駐車場配置図　（令和8年2月現在）

凡　例　Ⓖ：カメラ式ゲート（９か所）　Ⓟ：精算機（５か所）

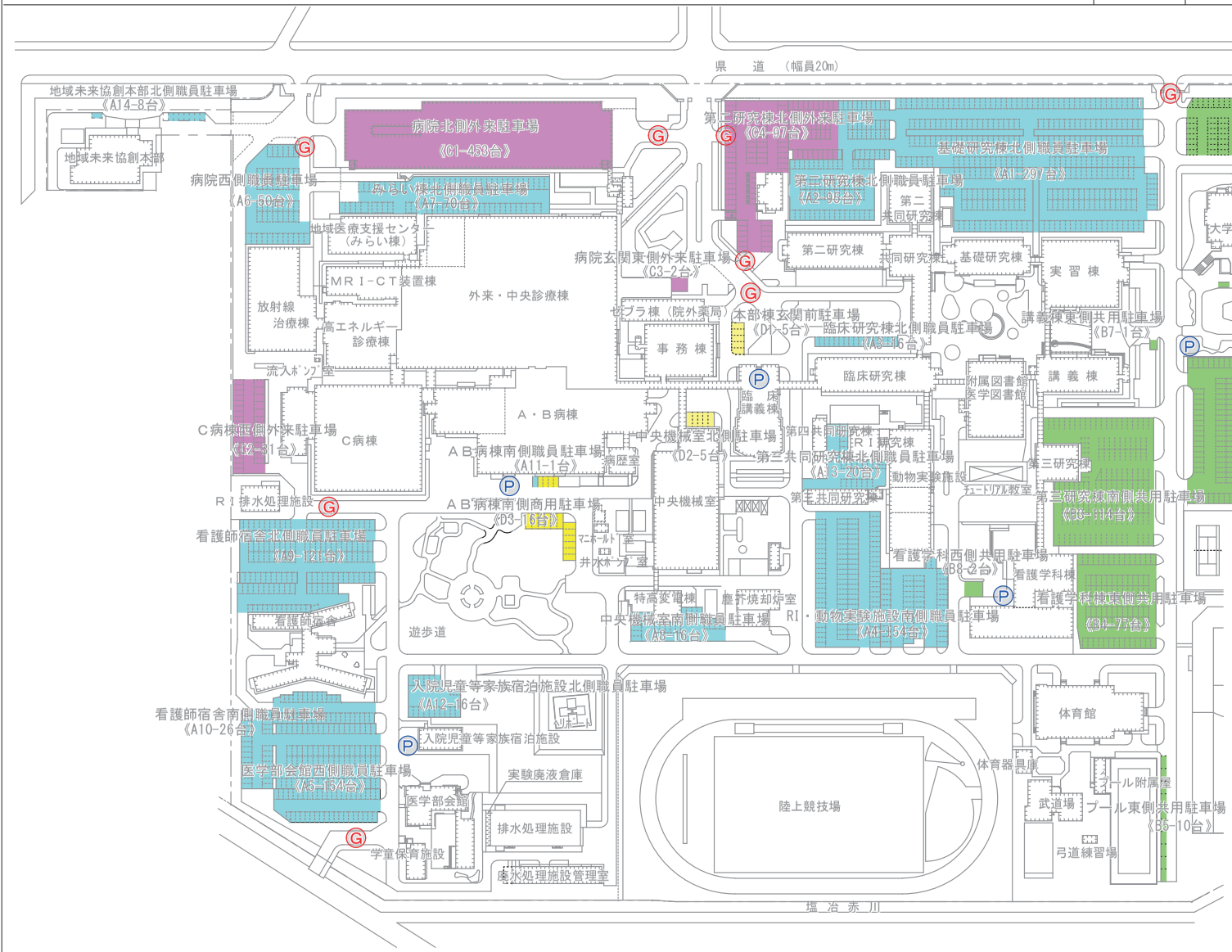

区分		駐車場名称	収容台数	うち身障者用	
職員駐車場	A－1	基礎研究棟北側職員駐車場	297		1，044
	A－2	第二研究棟北側職員駐車場	95		
	A－3	臨床研究棟北側職員駐車場	16		
	A－4	動物実験施設南側職員駐車場	154		
	A－5	医学部会館西側職員駐車場	154		
	A－6	病院西側職員駐車場	50		
	A－7	みらい棟北側職員駐車場	70	1	
	A－8	中央機械室南側職員駐車場	16		
	A－9	看護師宿舎北側職員駐車場	121		
	A－10	看護師宿舎南側職員駐車場	26		
	A－11	A・B病棟南側職員駐車場	1	1	
	A－12	入院児童等家族宿泊施設北側職員駐車場	16		
	A－13	第三共同研究棟北側職員駐車場	20		
	A－14	地域未来協創本部北側職員駐車場	8		
共用駐車場	B－1	大学会館北側共用駐車場	155		725
	B－2	大学会館南側共用駐車場	365		
	B－3	第三研究棟南側共用駐車場	114		
	B－4	看護学科棟東側共用駐車場	77		
	B－5	プール東側共用駐車場	10		
	B－6	大学会館玄関前共用駐車場	1	1	
	B－7	講義棟東側共用駐車場	1	1	
	B－8	看護学科棟西側共用駐車場	2	2	
外来患者用	C－1	病院北側外来駐車場	453	33	583
	C－2	C病棟西側外来駐車場	31	4	
	C－3	病院玄関東側外来駐車場	2	2	
	C－4	第二研究棟北側外来駐車場	97	1	
公用・商用車	D－1	本部棟玄関前駐車場	5	2	26
	D－2	中央機械室北側駐車場	5		
	D－3	AB病棟南側商用駐車場	16		
合計					2，378

島根大学医学部学友会規約

第１章　総則

第１条　本会は、島根大学医学部学友会と称する。

第２条　本会は、学生の自治機関であって、会員相互の親睦を図り、学生生活の向上発展を期するを目的とする。

第２章　組織及び機関

第３条　本会は、島根大学医学部学生全員をもって組織する。

第４条　本会に、次の機関を置く。

１ 一 学生大会
二 代議員会
三 執行委員会
四 連絡協議会
五 カリキュラム委員会
六 くえびこ祭実行委員会
七 クラブ運営委員会
八 会計監査委員会
九 選挙管理委員会

２前項の機関のほか、必要に応じ特別委員会を置くことができる。

第３章　学生大会

第５条　学生大会は、最高決議機関であり、本会員でこれを構成する。

第６条　学生大会は、年１回の定例会を執行委員長が招集する。ただし、執行委員長が招集が難しい と判断した場合、代議員会で承認されれば代議員会で代用する。

第７条　次の場合には、１５日以内に執行委員長が学生大会を招集しなければならない。

一　執行委員会が必要と認めたとき。
二　代議員会の要求があったとき。
三　会員の６分の１以上の連名によって要求があったとき。ただし、この場合５名の責任者を必要とする。

第８条　学生大会は、全会員の２分の１以上の出席によって成立し、委任状でこれを代行することができる。ただし、全会員の４分の１以上の委任状によらない出席を必要とする。

第９条　学生大会の決議は、出席人数の過半数の賛成によって成立し、委任状による出席は、すべて の大会の決議に従うものとする。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第１０条　学生大会の議長、副議長各１名、書記２名は、そのつど選出し、出席人員の過半数で承認され、大会の議事を運営する。ただし、議題提出者は選出されない

第１１条 学生大会は、次に掲げる事項を決定する。

一　規約の改正

二　予算並びに決算の承認

三　執行委員会により提出された議案

四　代議員会より提出された議案

五　会計監査委員の選出

六　出席者の３分の１以上の同意により提出された議案。ただし、この場合委任状による出 席者を除く

第１２条 学生大会の日時、場所及び議題は、緊急の場合を除き通常開催５日前までに公示され、またその決議は終了後速やかに掲示されなければならない。

第４章　代議員会

第１３条 代議員会は本会運営において学生大会に次ぐ決議機関であり、学内にて公開されるのを原則とする。

第１４条 代議員会は、各学年各学科より、選挙によって選出された各２名の代議員をもって構成する。さらに、代議員会議長の承認をもって、執行委員の出席及び第１６条第４号の連名代表者、並びに学友会員の傍聴を認める。

第１５条

一　代議員会は常任の議長、副議長各１名を置き、代議員の互選により選出する。

二　代議員会に書記２名を置く。書記の選出は議長が指名し、代議員会の承認を得るものと する。

第１６条 次の場合には、１０日以内に代議員会議長が代議員会を招集しなければならない

一　代議員会議長が認めたとき。

二　代議員の３分の１以上の要求があったとき。

三　執行委員長の要求があったとき。

四　全会員の１０分の１以上の要求があったとき。

第１７条 代議員会は代議員の３分の２以上出席（病院実習及び地域実習がある場合は総数に含めない）によって成立し、その決議は、代議員の２分の１以上の賛成で成立する。可否同数の場合は議長がこれを決議する。

第５章　執行委員会

第１８条 執行委員会は、本会の最高執行機関である。

第１９条 執行委員長は、立候補制により選出され、本会を代表して学生大会及び代議員会の決定事項及びその他必要事項を執行する。

第２０条 執行委員長は、各学年学科の指名に基づいて執行委員を任命する。執行委員会は、執

行委員長及び執行委員により構成する。

第２１条

１ 執行委員会には、次の部局を置く。

一　書記局

二　会計局

三　渉外局

四　広報局

２ 執行委員長は、前項の部局のほか、必要に応じ、特別の部局を置くことができる。

第２２条 執行委員会は、その事業計画を事前に代議員会に提出し、承認を得なければならない。

第２３条 執行委員会の構成員は、代議員を兼ねることはできない。

第２４条 執行委員長は、次の場合執行委員会を開かなければならない。

一　代議員会の要求があったとき。

二　執行委員２名以上の要求があったとき。

三　執行委員長が必要と認めたとき。

第２５条　執行委員会は、執行委員の３分の２以上の出席により成立し、その決議は、過半数の賛成をもって成立する。

第６章　連絡協議会

第２６条 本会は、学生の関係する諸事について、学生代表と大学当局との意見交換の場として連絡協議会を置く。但し、連絡協議会は、大学当局からの一方的な通達の場ではない。

第２７条 学生代表は執行委員長により任命される。

第２８条 学生代表は協議の構成員及びその要旨を速やかに掲示しなければならない。

第７章　カリキュラム委員会

第２９条 本会は、医学教育の発展のため、カリキュラム委員会を置く。

第３０条 カリキュラム委員会は、各学年各学科より選出された委員により構成され、カリキュラム委員長は、委員の互選による。

第３１条 カリキュラム委員会は、カリキュラムに関する諸事について、カリキュラム委員と大学当局との意見交換の場を置く。

第３２条 カリキュラム委員長は、次の場合カリキュラム委員会を開かなければならない。

一　執行委員会の要求があったとき

二　カリキュラム委員２名以上の要求があったとき

三　カリキュラム委員長が必要と認めたとき

第３３条 カリキュラム委員会は、カリキュラム委員の３分の２以上の出席により成立し、その決議は、過半数の賛成をもって成立する。

第８章　くえびこ祭実行委員会

第３４条 本会は、くえびこ祭の実現のためくえびこ祭実行委員会を置く。

第３５条 くえびこ祭実行委員会は、本会より選出された委員により構成され、くえびこ祭実行委員長は、委員の互選による。

第３６条 くえびこ祭実行委員長は、次の場合くえびこ祭実行委員会を開かなければならない。

一　執行委員会の要求があったとき

二　くえびこ祭実行委員２名以上の要求があったとき

三　くえびこ祭実行委員長が必要と認めたとき

第３７条 くえびこ祭実行委員会は、くえびこ祭実行委員の３分の２以上の出席により成立し、その決議は、過半数の賛成をもって成立する。

第９章　クラブ

第３８条　本会は、クラブ活動の円滑な運営のため、クラブ運営委員会を置く。

第３９条　クラブ運営委員会は、体育会・文化会の各クラブ長により構成され、クラブ運営委員長は、クラブ長の互選による。

第４０条　クラブ運営委員会は、執行委員会と相互の連絡と調整を行う。

第４１条　クラブ運営委員会は、クラブ関係の決議機関とする。

第４２条　クラブ運営委員長は、次の場合クラブ運営委員会を開かなければならない。

一　執行委員会の要求があったとき

二　クラブ長２名以上の要求があったとき

三　クラブ運営委員長が必要と認めたとき

第４３条　クラブ運営委員会は、クラブ長の３分の２以上の出席によって成立し、その決議は、過半数の賛成で成立する。

第４４条　体育会及び文化会についての規約は別に定める。

第４５条　クラブ運営委員会は、西日本医科学生総合体育大会に係る会議等へ、本会を代表し出席する者を選出し、本会よりこれを派遣する。

第１０章　会計

第４６条　本会の経費は、会費及び寄付金その他をもってこれに充てる。

第４７条　会費は、入学と同時に年会費３，０００円を納入しなければならない。

一　医学科学生は、入学時に６年分の会費を一括納入する。

二　看護学科学生は、入学時に４年分の会費を一括納入する。

三　医学科編入学制度により編入したものは、編入時に標準修業年限分の会費を一括納入する。

四　看護学科編入学制度により編入したものは、編入時に標準修業年限分の会費を一括納入する。

五　会費は、返還しない。

六　在会期間が入学時の標準修業年限を超えた場合、会費の追加徴収は行わない。

第４８条　本会の会計年度は、毎年６月１日に始まり、５月末日に終わる。

第１１章　会計監査委員会

第４９条　本会の会計監査機関として会計監査委員会を置く。

第５０条　会計監査委員会は、学生大会において選出された２名以上の委員により構成する。

第５１条　会計監査委員会は、年１回の会計監査を行う。ただし必要と認めたときは、随時行うことができる。

第５２条　会計監査委員会は、学友会の会計の出納を監査し、その結果を学友会員に速やかに報告しなければならない。

第５３条　会計監査委員会の構成員は、代議員、執行委員、カリキュラム委員、クラブ運営委員又は選挙管理委員を兼ねることはできない。

第１２章　選挙

第５４条

一　執行委員長の任期は、毎年６月１日より５月末までとする。なお執行委員長の選出が６月２日以降となった場合、その任期は本規約において定められた任期の残任期間とする。

二　代議員の任期は、毎年４月１日より３月末までとする。なお代議員の選出が４月２日以降となった場合、その任期は本規約において定められた任期の残任期間とする。

三　２年次以上の学年学科における代議員の選出に当たっては、次期代議員が３月末日までに選出できなかったときは、選出されるまでの間、前年度に当該学年学科で選出された代議員が引き続き任に当たる。

第５５条　執行委員長は次の規定により選出する。

一　毎年５月１日～１５日の間に公示し、その日より１０日間を受付期間として１５日目を投票日 とする。

二　推薦の場合は、５名以上の連署を必要とする。

三　立候補者は、選挙管理委員会が決めた場所でポスターの掲示・演説を行うことができる。

第５６条　執行委員長の立候補者が１名の場合は、全会員の過半数の信任を必要とする。

第５７条　執行委員長の立候補者がいない場合、代議員会が推薦し、全会員の過半数の信任を必要とする。

第５８条　執行委員長の選挙に当たっては、全学友会員がその選挙権、被選挙権を有する。

第５９条　代議員の選挙に当たっては、当該代議員を選出する学年学科の学友会員がその選挙権、

被選挙権を有する。

第６０条 代議員の立候補者が２名の場合は、それぞれ当該代議員を選出する学年学科の学友会員の 過半数の信任を必要とする。

第１３章　選挙管理委員会

第６１条 選挙管理委員会は、各学年各学科より選出された委員より構成され、選挙管理委員長は、委員の互選による。

第６２条

１ 選挙管理委員会は、次の事項を処理する。

一　執行委員長及び代議員の選挙を管理する。

二　選挙管理委員長は、選挙の管理運営の事務を総括する。

２ その他、選挙に関する諸事項については、選挙管理委員会が決定する。

第６３条 選挙管理委員会の構成員は、代議員又は執行委員を兼ねることはできない。

第１４章　解任及び辞任

第６４条 執行委員会は、次の場合には、１０日以内に総辞任しなければならない。

一　学生大会において不信任を受けたとき。

二　代議員会において不信任を受けたとき。

三　執行委員会が全員一致で総辞任を決議したとき。ただし、この場合は代議員会の承認を必要とする。

第６５条 代議員は、次の場合に１０日以内に任を辞さなければならない。

一　学生大会において、不信任を受けたとき。

二　選出学年学科の過半数の辞任要求があったとき。

第１５章　補則

第６６条 代議員会の承認により、各機関において会員以外のオブザーバーを置くことができる。ただし、それは、本学教職員にかぎる。

第１６章　附則

第６７条 この規約は、昭和５９年６月１９日から施行する。

１９９４年６月３０日一部改正（第３９条）

１９９５年６月２３日一部改正（第３８条）

１９９８年７月 ７日一部改正（第３９条）

１９９９年７月　８日一部改正（第１５条及び第３９条第４項）

２０００年７月 ３日一部改正（第４９条）

２００１年７月 ３日一部改正（第３９条第５項）

２００２年7月　２日一部改正（第９条）
２００３年7月　２日一部改正（第１条及び第３条）
２００６年6月２９日一部改正（第７条，第１８条，第２２条及び第４２条）
２００８年7月１０日一部改正（第７条）
２０２０年１１月２５日一部改正（第４条～第６６条）
２０２１年6月３０日一部改正（第５６条，第５９条～第６７条）
この改正は２０２１年6月３０日より施行する

建　物　案　内

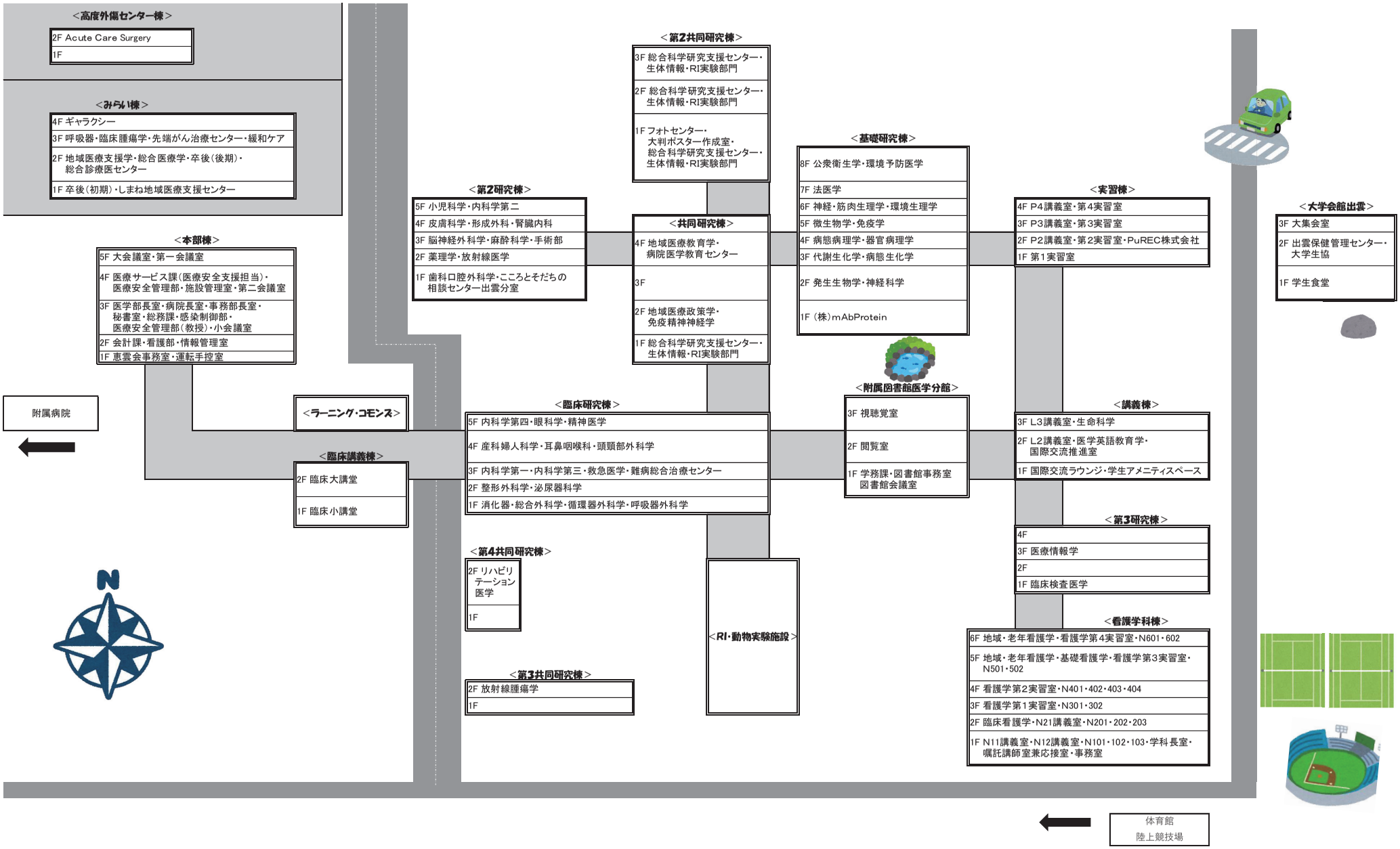
＜高度外傷センター棟＞
2F Acute Care Surgery
1F
＜みらい棟＞
4F ギャラクシー
3F 呼吸器・臨床腫瘍学・先端がん治療センター・緩和ケア
2F 地域医療支援学・総合医療学・卒後（後期）・総合診療医センター
1F 卒後（初期）・しまね地域医療支援センター
＜本部棟＞
5F 大会議室・第一会議室
4F 医療サービス課（医療安全支援担当）・医療安全管理部・施設管理室・第二会議室
3F 医学部長室・病院長室・事務部長室・秘書室・総務課・感染制御部・医療安全管理部（教授）・小会議室
2F 会計課・看護部・情報管理室
1F 恵雲会事務室・運転手控室
附属病院
＜ラーニング・コモンズ＞
＜臨床講義棟＞
2F 臨床大講堂
1F 臨床小講堂
N
＜第2研究棟＞
5F 小児科学・内科学第二
4F 皮膚科学・形成外科・腎臓内科
3F 脳神経外科学・麻酔科学・手術部
2F 薬理学・放射線医学
1F 歯科口腔外科学・こころとそだちの相談センター出雲分室
＜第2共同研究棟＞
3F 総合科学研究支援センター・生体情報・RI実験部門
2F 総合科学研究支援センター・生体情報・RI実験部門
1F フォトセンター・大判ポスター作成室・総合科学研究支援センター・生体情報・RI実験部門
＜共同研究棟＞
4F 地域医療教育学・病院医学教育センター
3F
2F 地域医療政策学・免疫精神神経学
1F 総合科学研究支援センター・生体情報・RI実験部門
＜臨床研究棟＞
5F 内科学第四・眼科学・精神医学
4F 産科婦人科学・耳鼻咽喉科・頭頸部外科学
3F 内科学第一・内科学第三・救急医学・難病総合治療センター
2F 整形外科学・泌尿器科学
1F 消化器・総合外科学・循環器外科学・呼吸器外科学
＜第4共同研究棟＞
2F リハビリテーション医学
1F
＜第3共同研究棟＞
2F 放射線腫瘍学
1F
＜RI・動物実験施設＞
＜基礎研究棟＞
8F 公衆衛生学・環境予防医学
7F 法医学
6F 神経・筋肉生理学・環境生理学
5F 微生物学・免疫学
4F 病態病理学・器官病理学
3F 代謝生化学・病態生化学
2F 発生生物学・神経科学
1F （株）mAbProtein
＜附属図書館医学分館＞
3F 視聴覚室
2F 閲覧室
1F 学務課・図書館事務室 図書館会議室
＜実習棟＞
4F P4講義室・第4実習室
3F P3講義室・第3実習室
2F P2講義室・第2実習室・PuREC株式会社
1F 第1実習室
＜講義棟＞
3F L3講義室・生命科学
2F L2講義室・医学英語教育学・国際交流推進室
1F 国際交流ラウンジ・学生アメニティスペース
＜第3研究棟＞
4F
3F 医療情報学
2F
1F 臨床検査医学
＜看護学科棟＞
6F 地域・老年看護学・看護学第4実習室・N601・602
5F 地域・老年看護学・基礎看護学・看護学第3実習室・N501・502
4F 看護学第2実習室・N401・402・403・404
3F 看護学第1実習室・N301・302
2F 臨床看護学・N21講義室・N201・202・203
1F N11講義室・N12講義室・N101・102・103・学科長室・嘱託講師室兼応接室・事務室
＜大学会館出雲＞
3F 大集会室
2F 出雲保健管理センター・大学生協
1F 学生食堂
体育館
陸上競技場

建物配置図

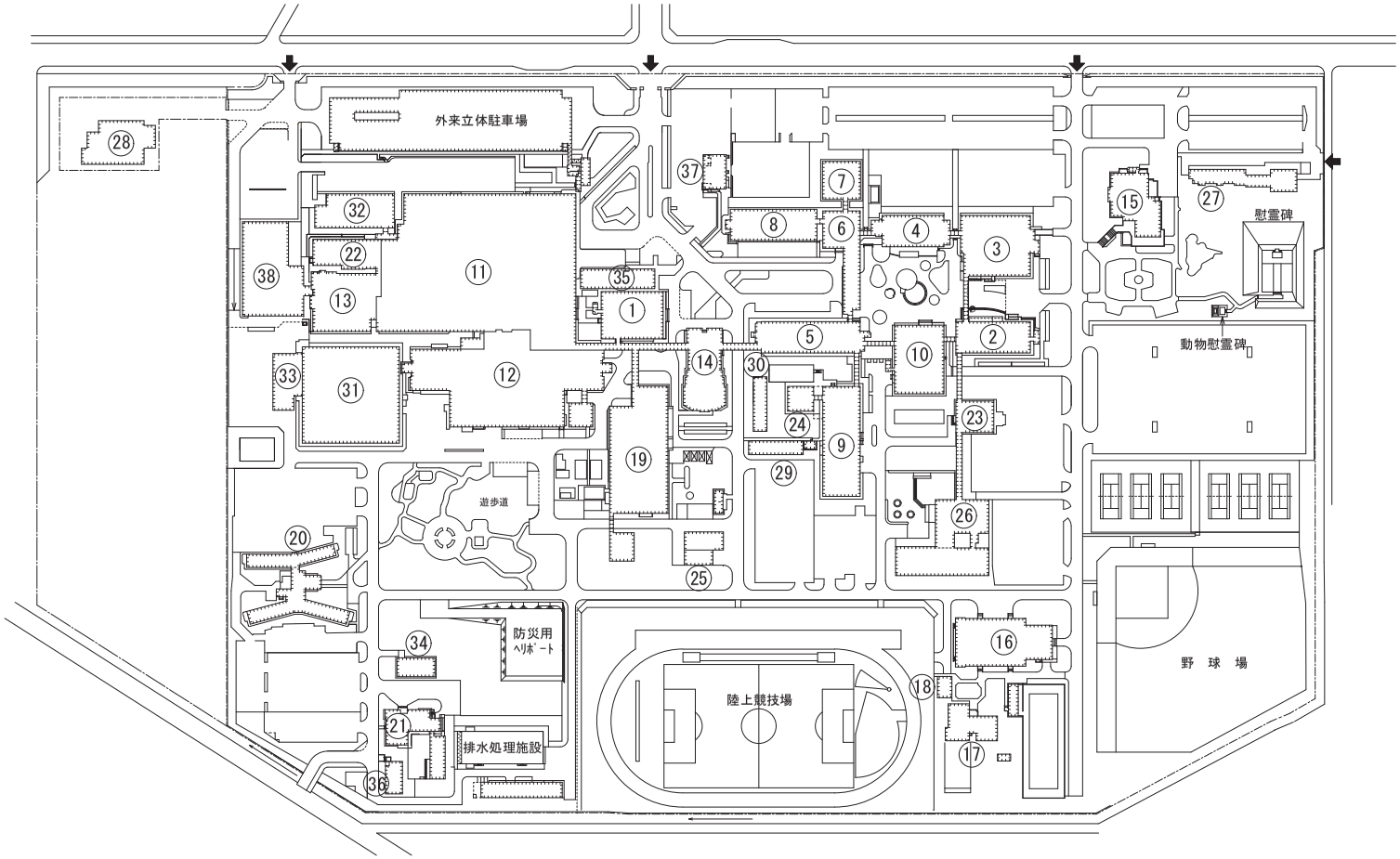

配置図番号	主要建物名
①	医学部本部棟
②	講義棟
③	実習棟
④	基礎研究棟
⑤	臨床研究棟
⑥	共同研究棟
⑦	第二共同研究棟
⑧	第二研究棟
⑨	総合科学研究支援センター 実験動物部門 ＲＩ実験部門
⑩	附属図書館医学図書館
⑪	外来・中央診療棟
⑫	病棟（Ａ・Ｂ病棟）
⑬	高エネルギー診療棟
⑭	臨床講義棟
⑮	大学会館出雲・出雲保健管理センター
⑯	体育館
⑰	武道場
⑱	体育器具庫
⑲	中央機械室
⑳	看護師宿舎
㉑	うさぎ保育所
㉑	医学部会館
㉒	ＭＲＩ－ＣＴ装置棟
㉓	第三研究棟
㉔	ＲＩ研究棟医
㉕	塵芥焼却炉室・発電気室
㉖	看護学科棟
㉗	国際交流会館出雲
㉘	地域未来協創本部（地域医学共同研究部門）
㉙	第三共同研究棟
㉚	第四共同研究棟
㉛	病棟（Ｃ病棟）
㉜	みらい棟
㉝	高度外傷センター
㉞	だんだんハウス
㉟	院外薬局
㊱	学童保育施設
㊲	トリアージ検査センター （多用途型トリアージスペース）
㊳	放射線治療棟

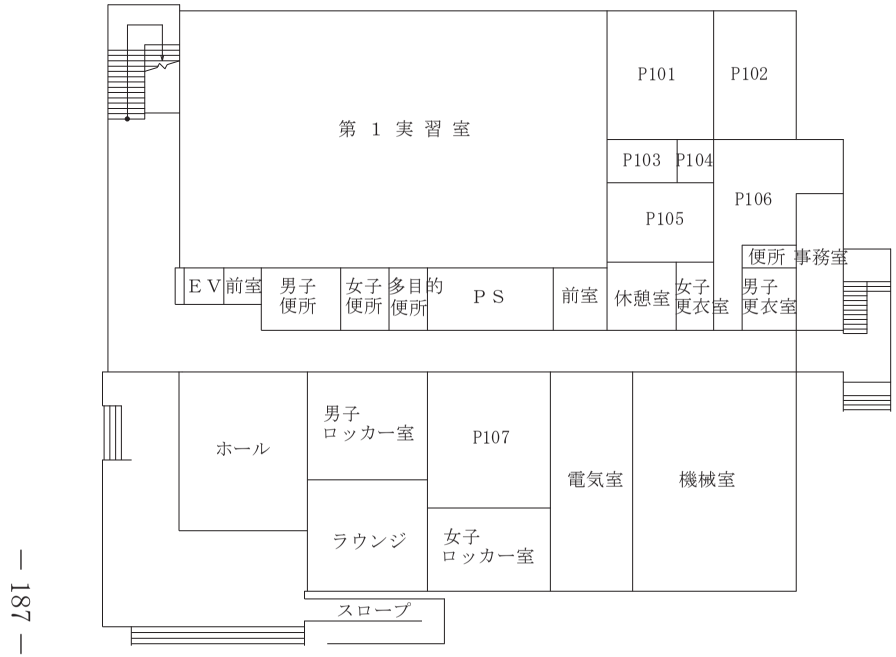

実 習 棟 1 階

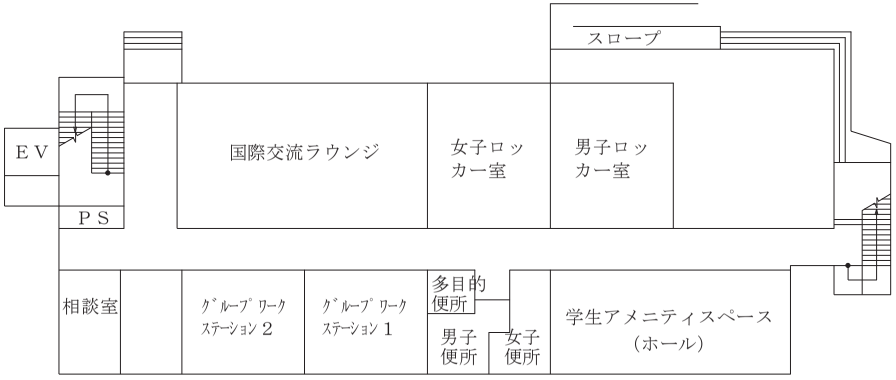

講 義 棟 1 階

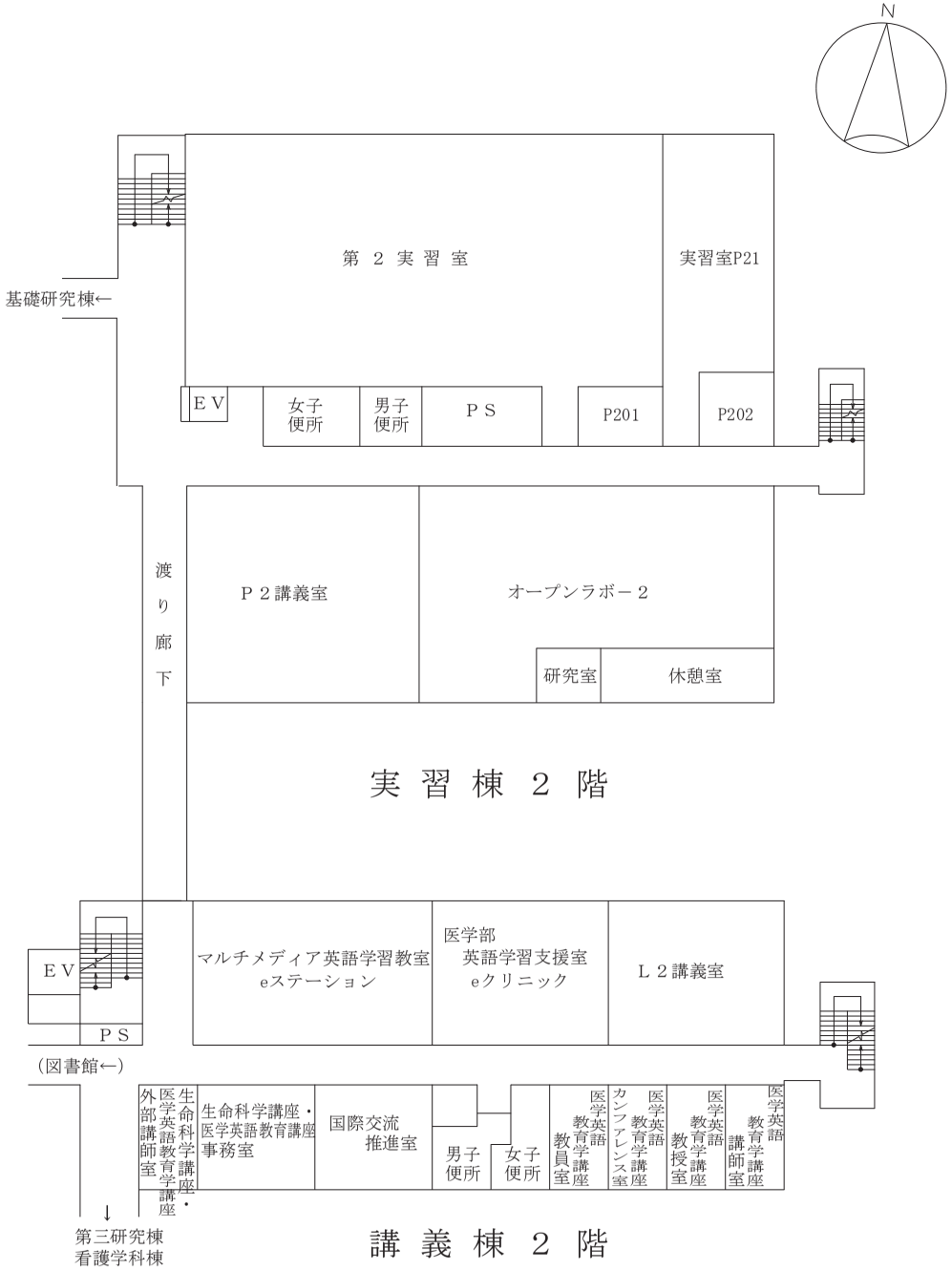

講 義 棟 2 階

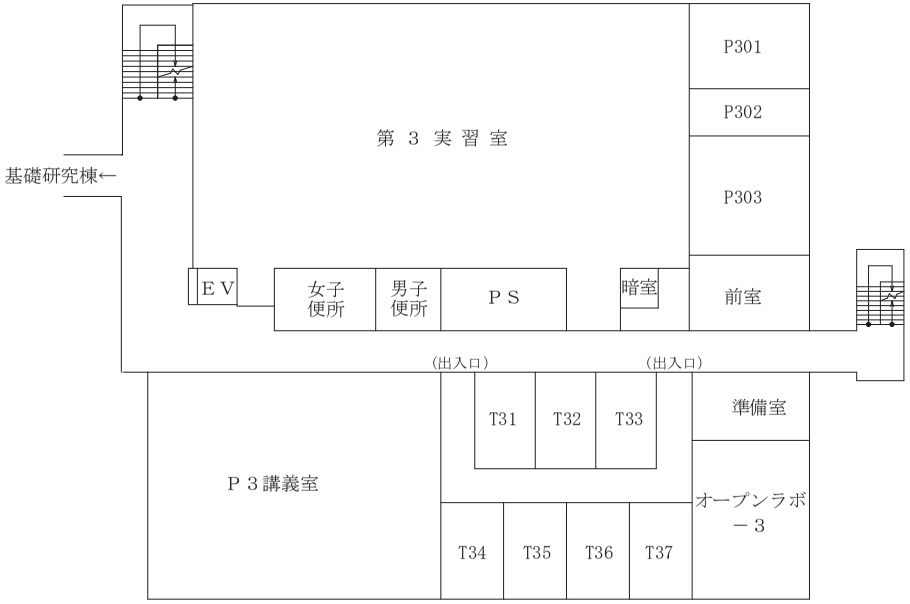

実 習 棟 3 階

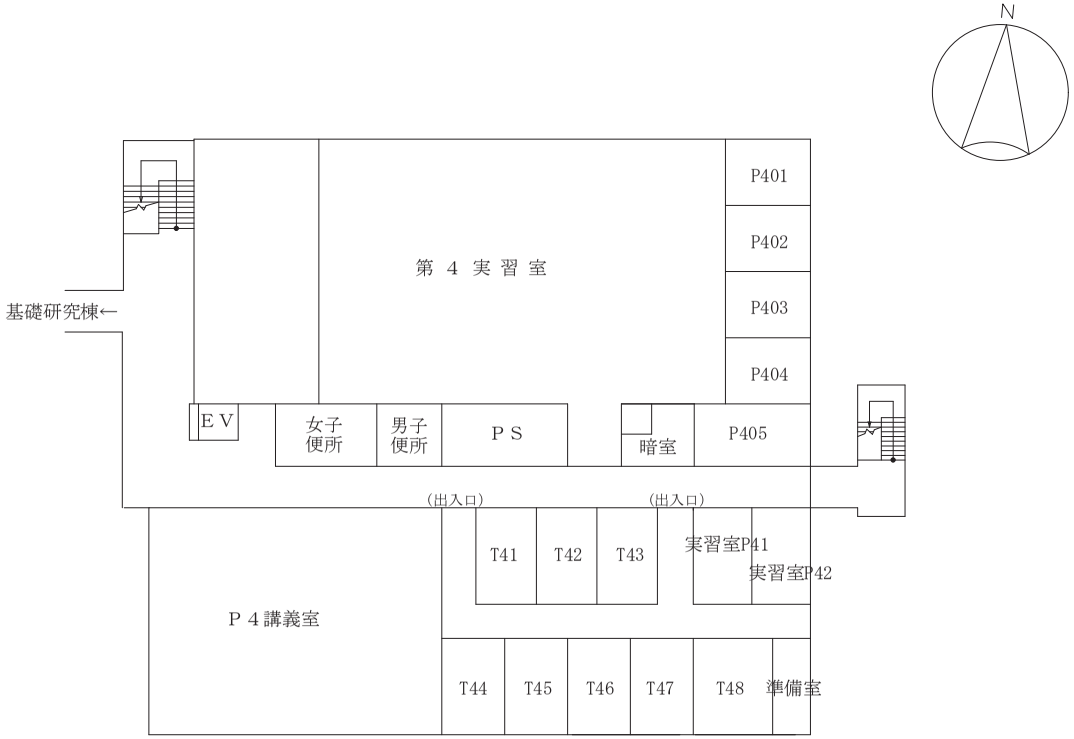

実 習 棟 4 階

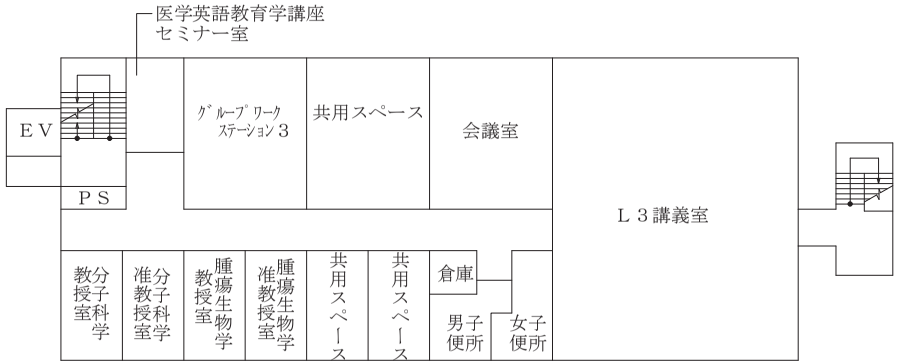

講 義 棟 3 階

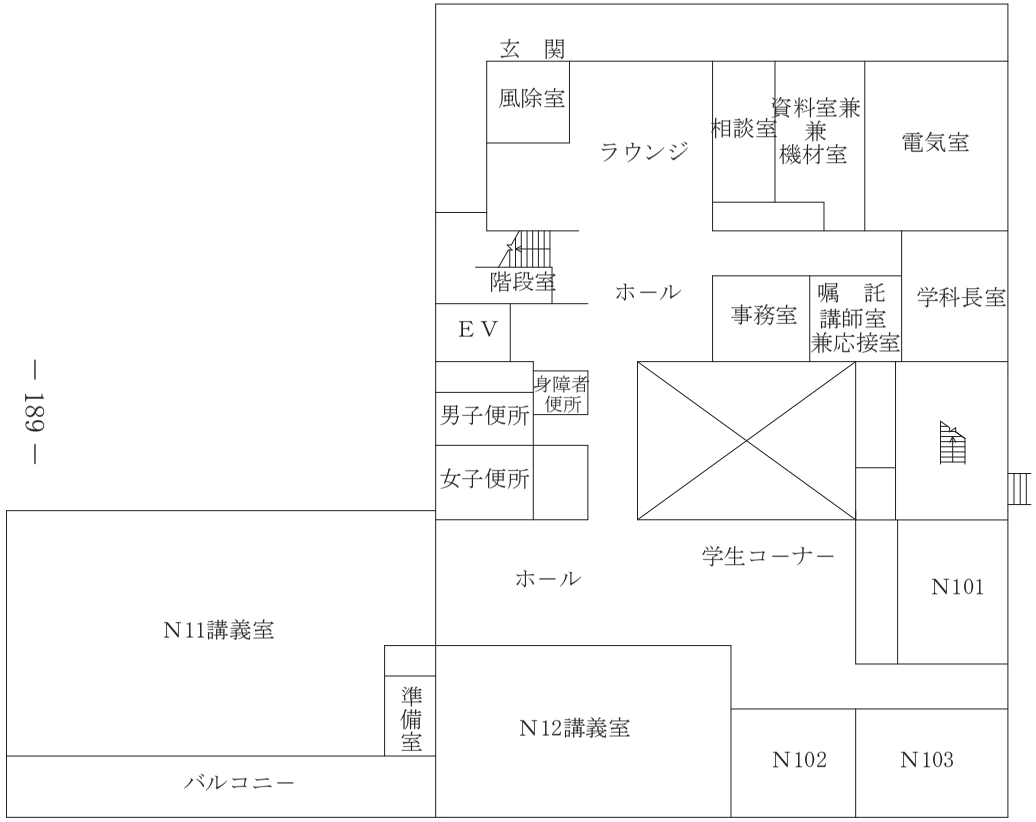

看 護 学 科 棟 1 階

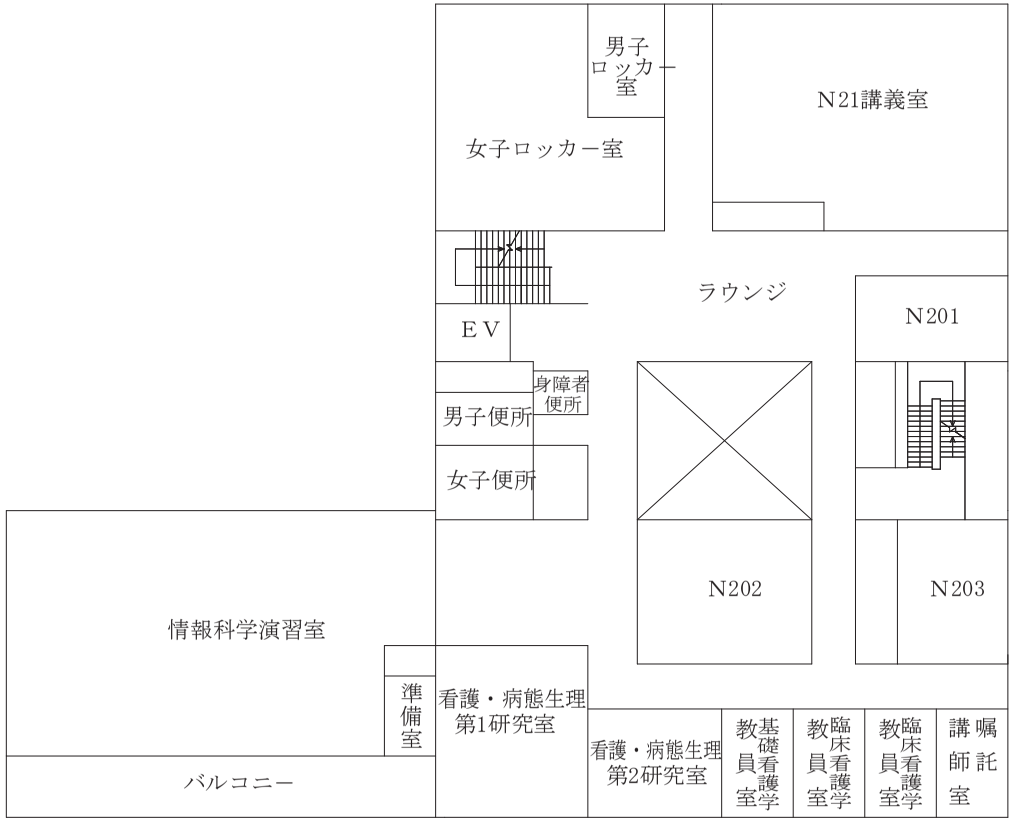

看 護 学 科 棟 2 階

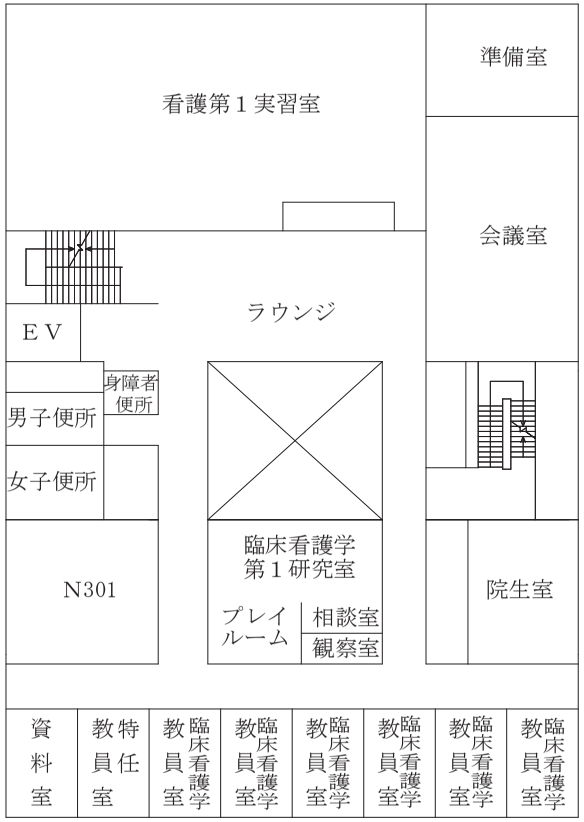

看 護 学 科 棟 ３ 階

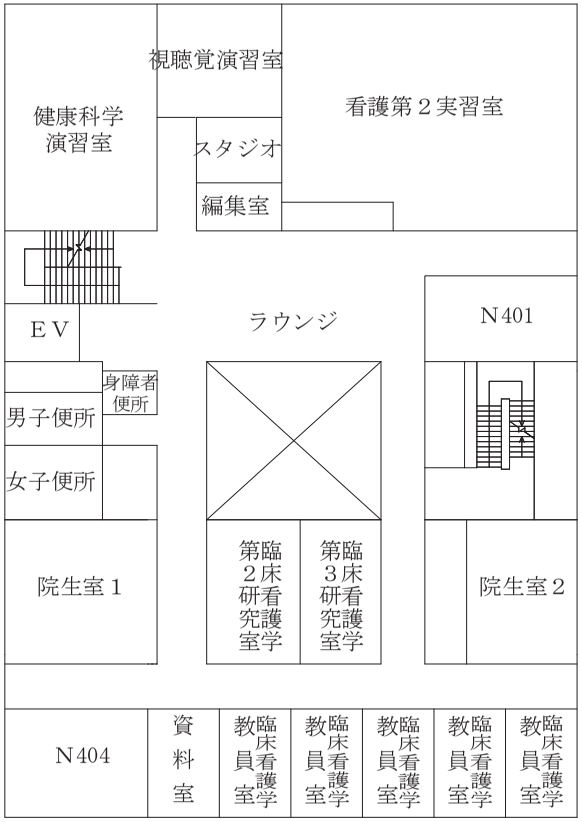

看 護 学 科 棟 ４ 階

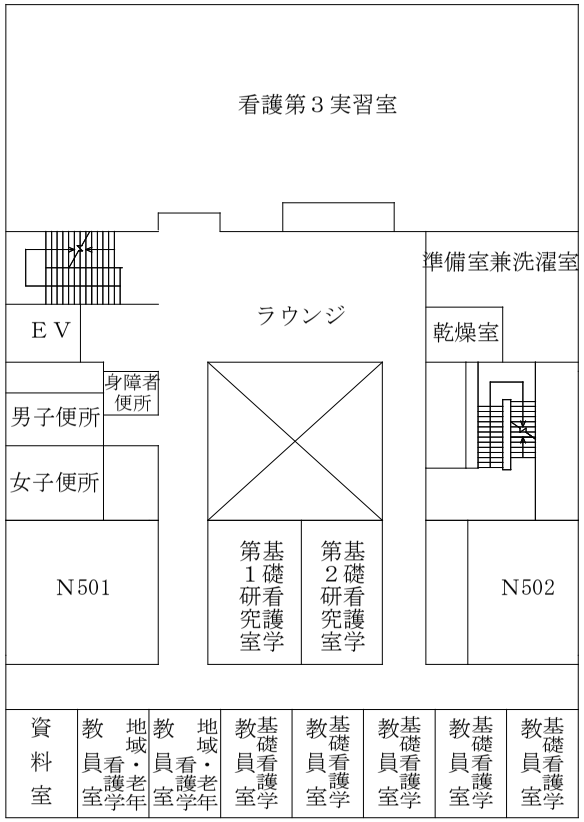

看 護 学 科 棟 ５ 階

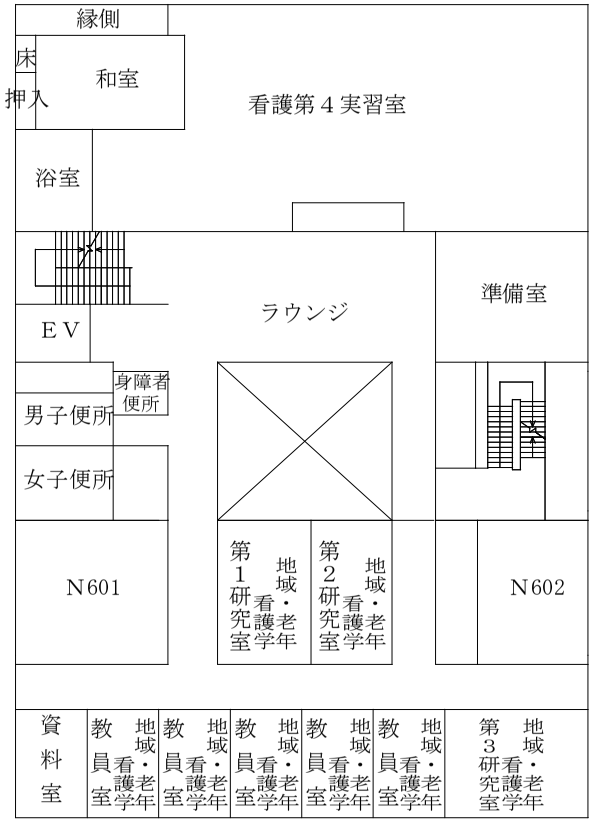

看 護 学 科 棟 ６ 階

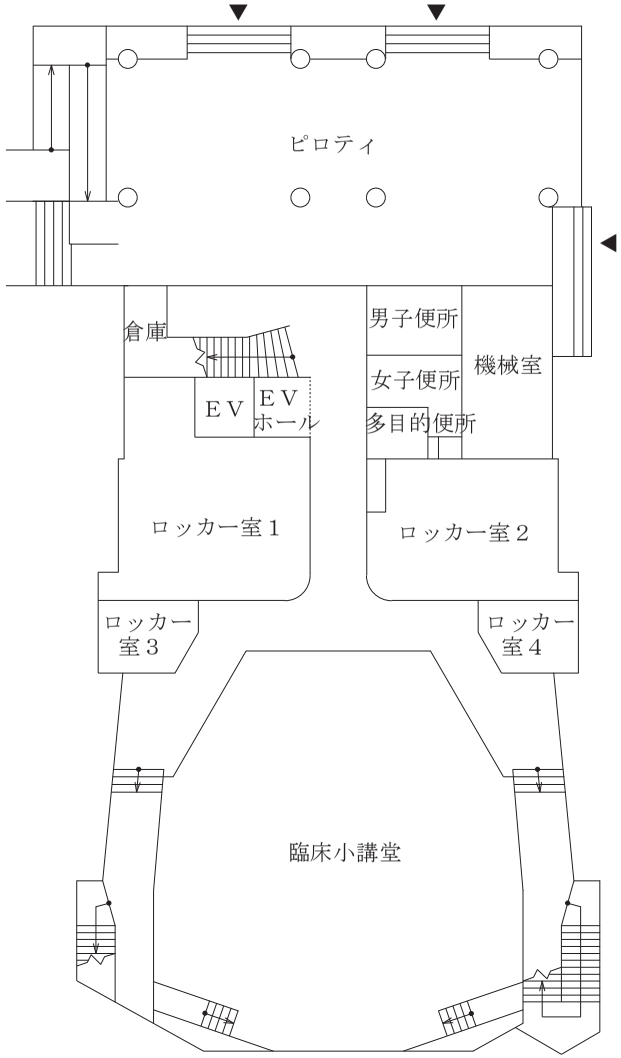

臨 床 講 義 棟 １ 階

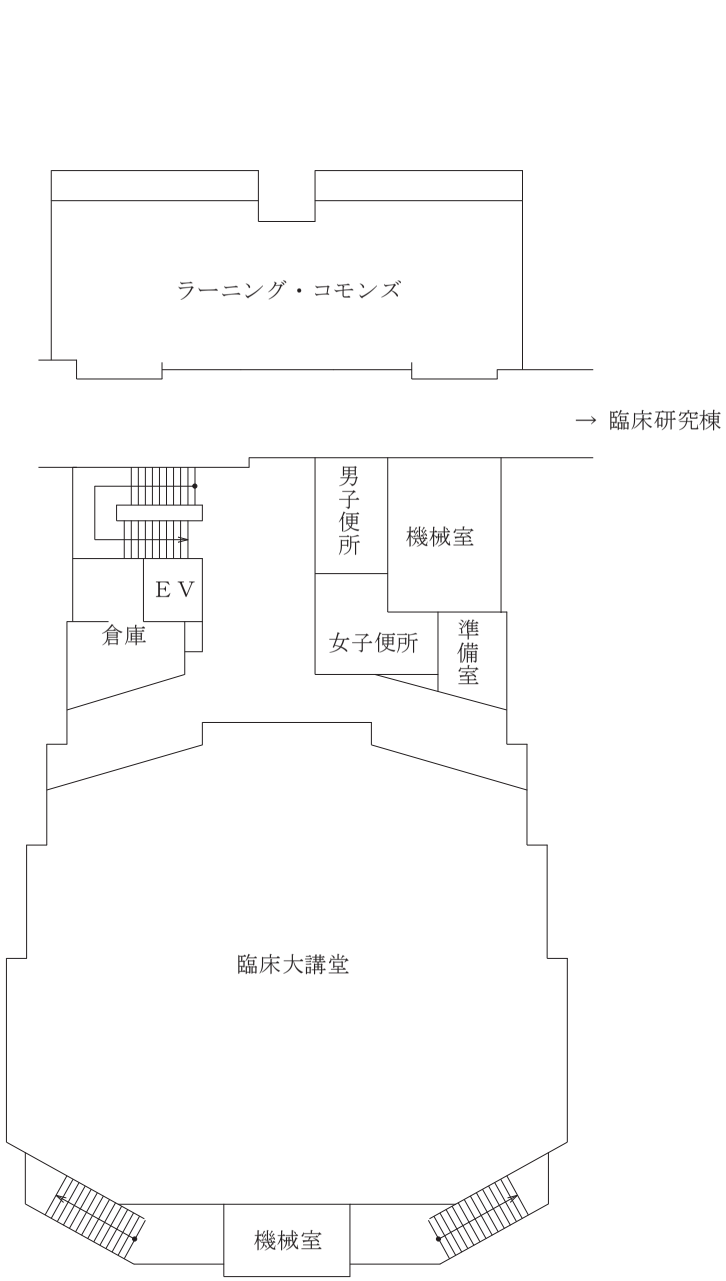

臨 床 講 義 棟 ２ 階

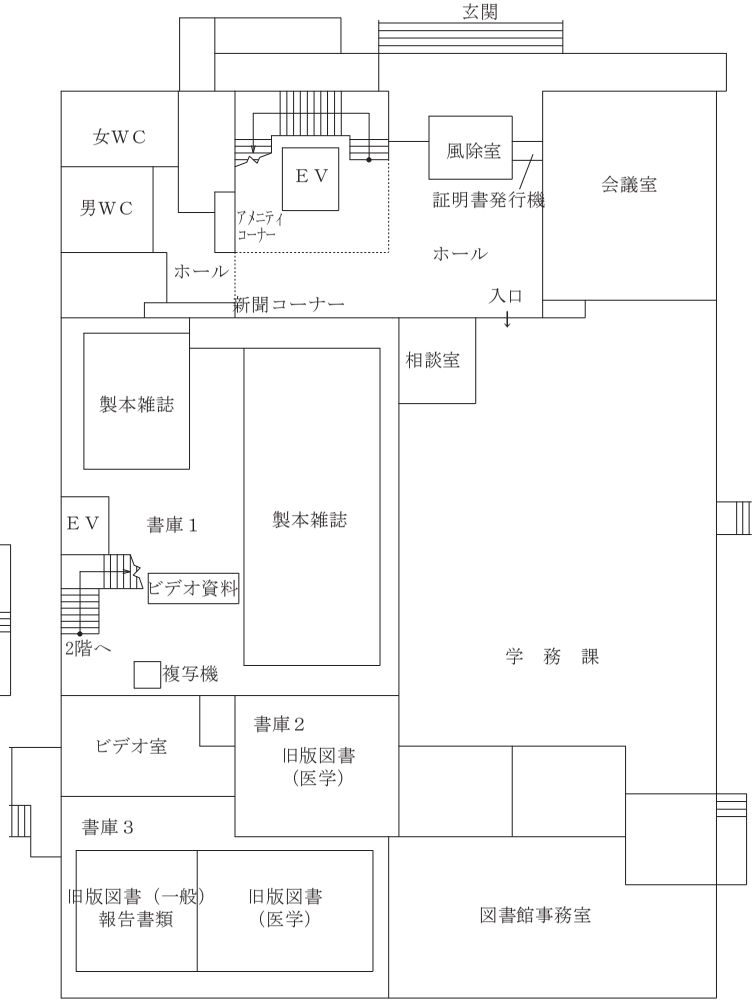

附属図書館医学図書館１階

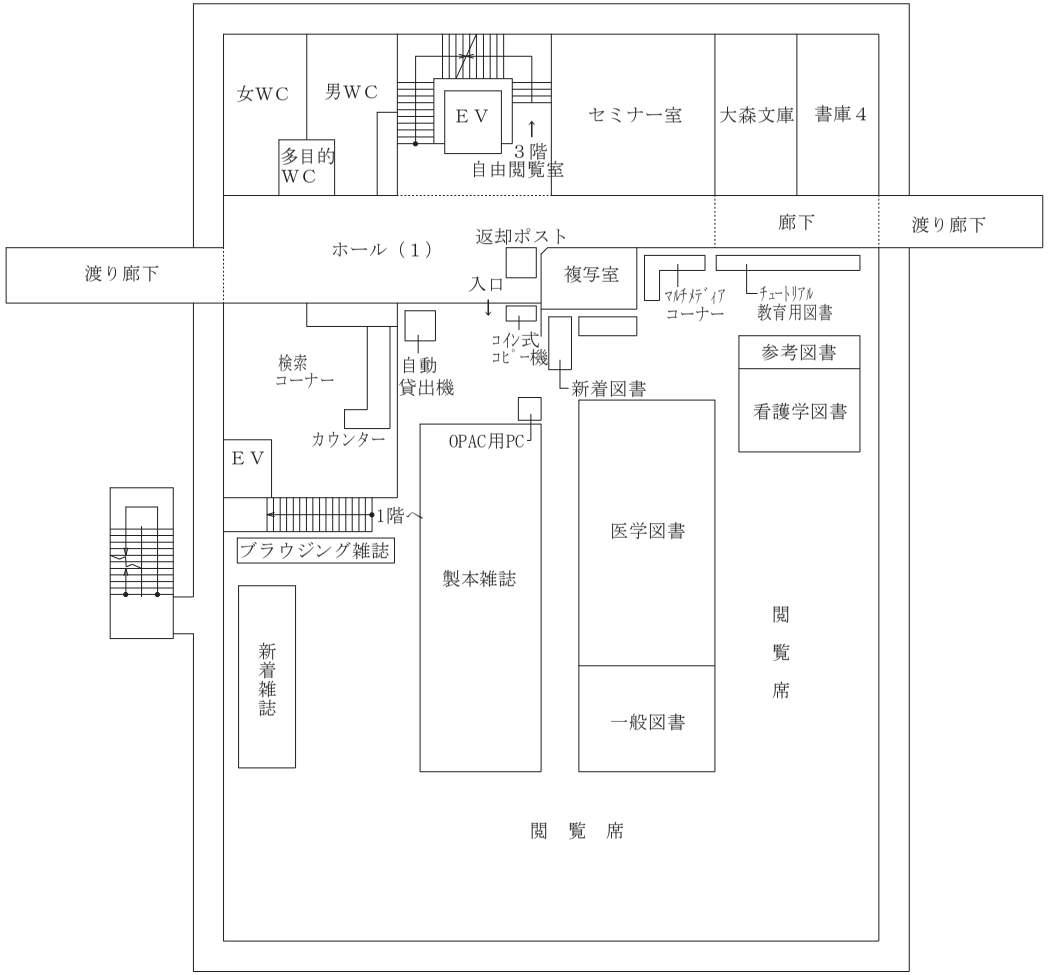

附属図書館医学図書館２階

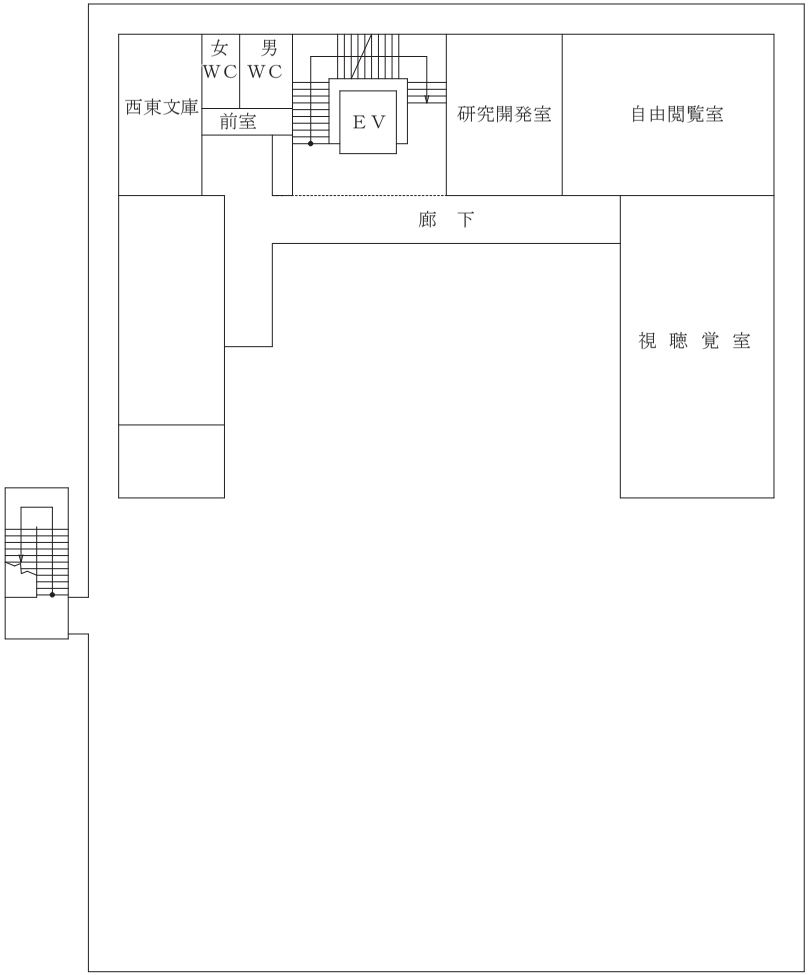

附属図書館医学図書館３階

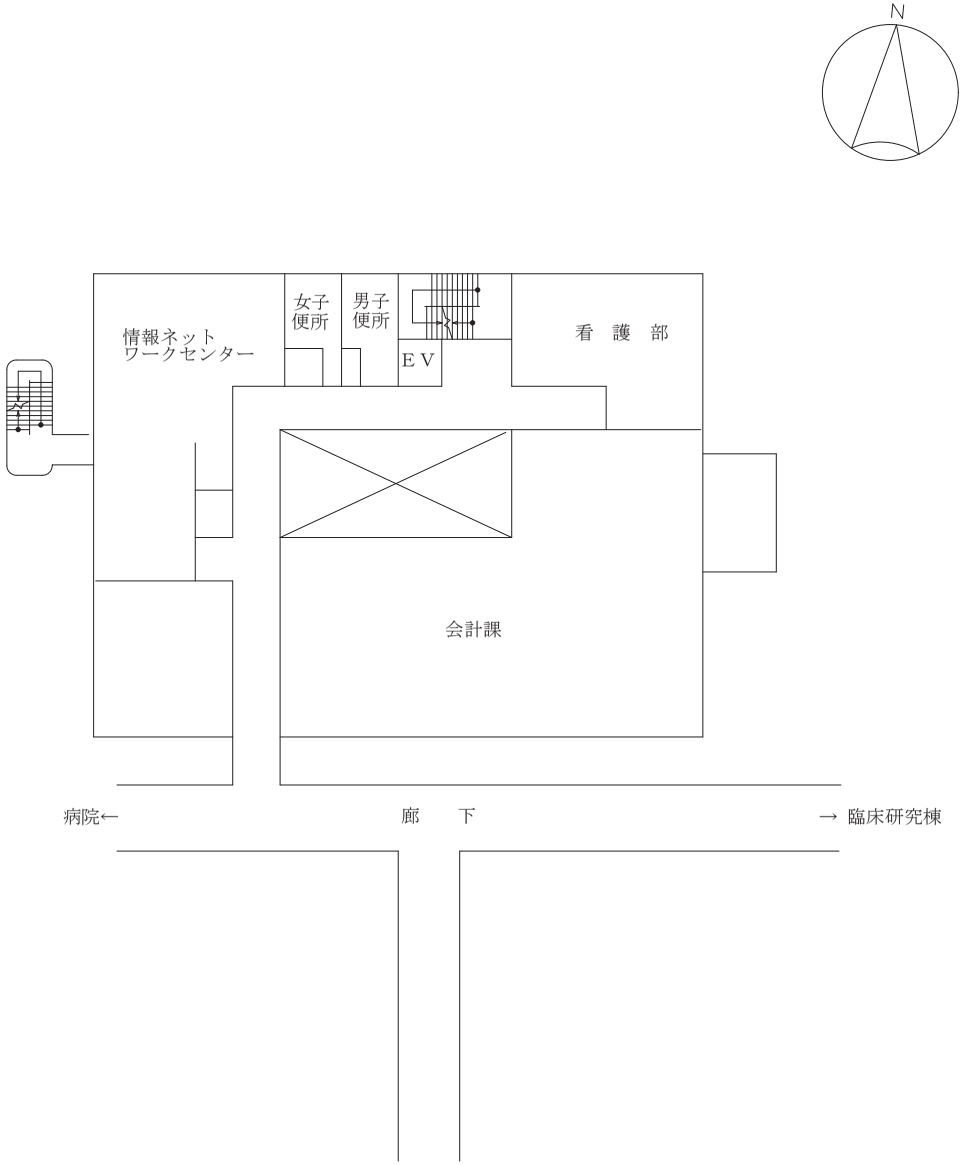

医学部本部棟２階

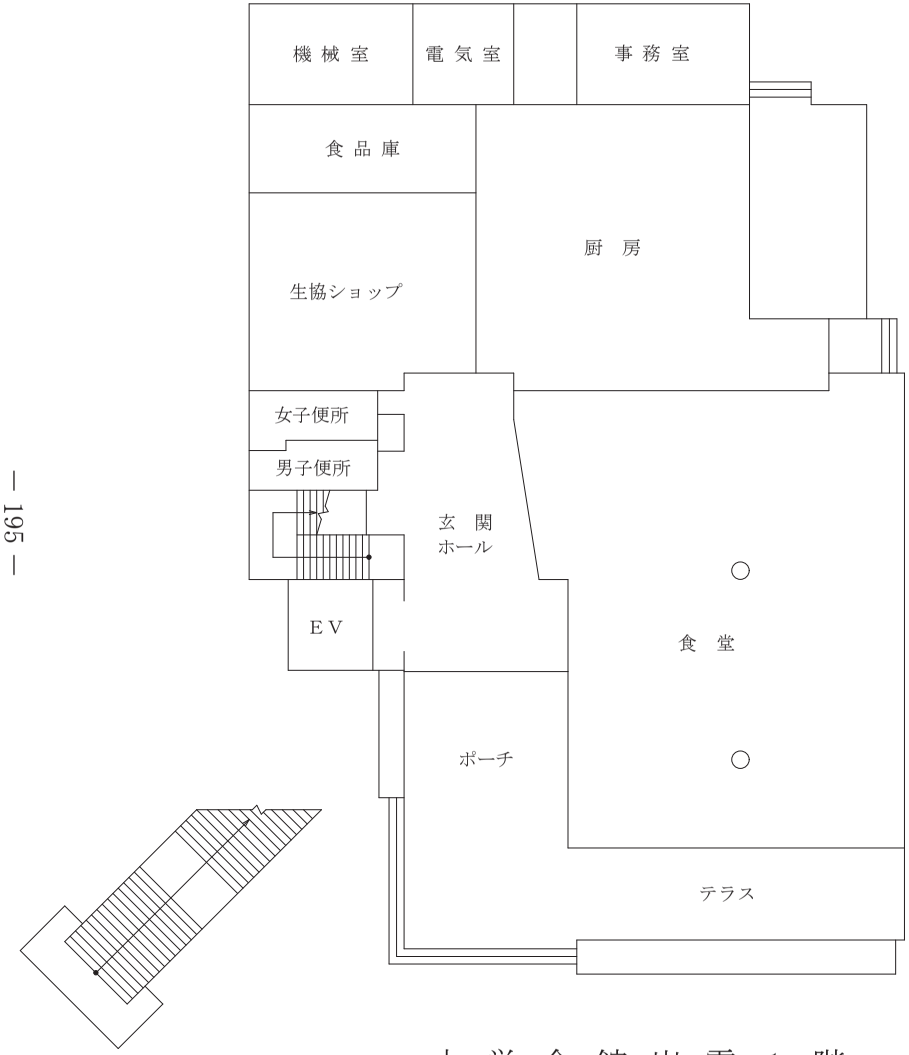

大学会館出雲１階

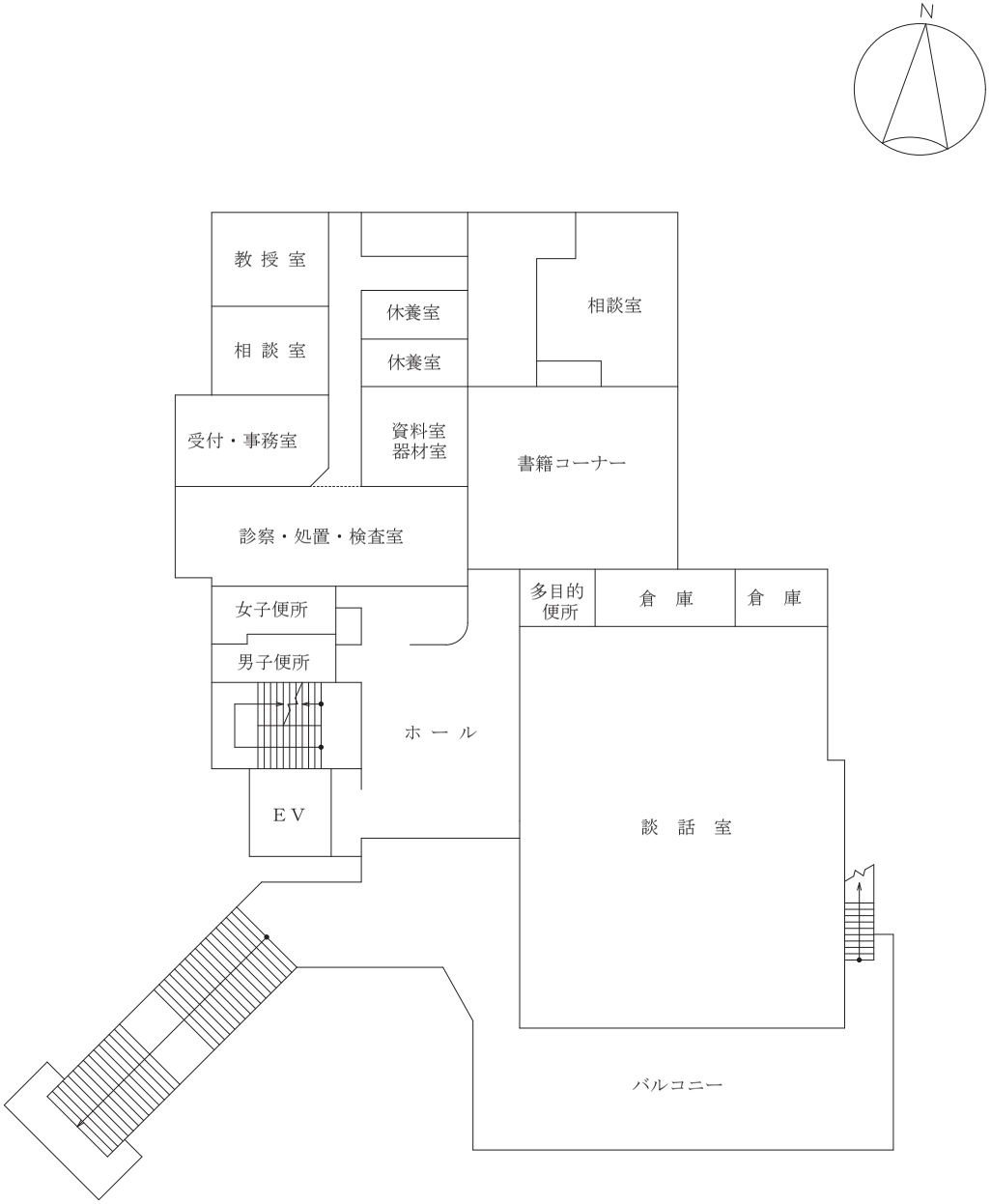

大学会館出雲２階・出雲保健管理センター

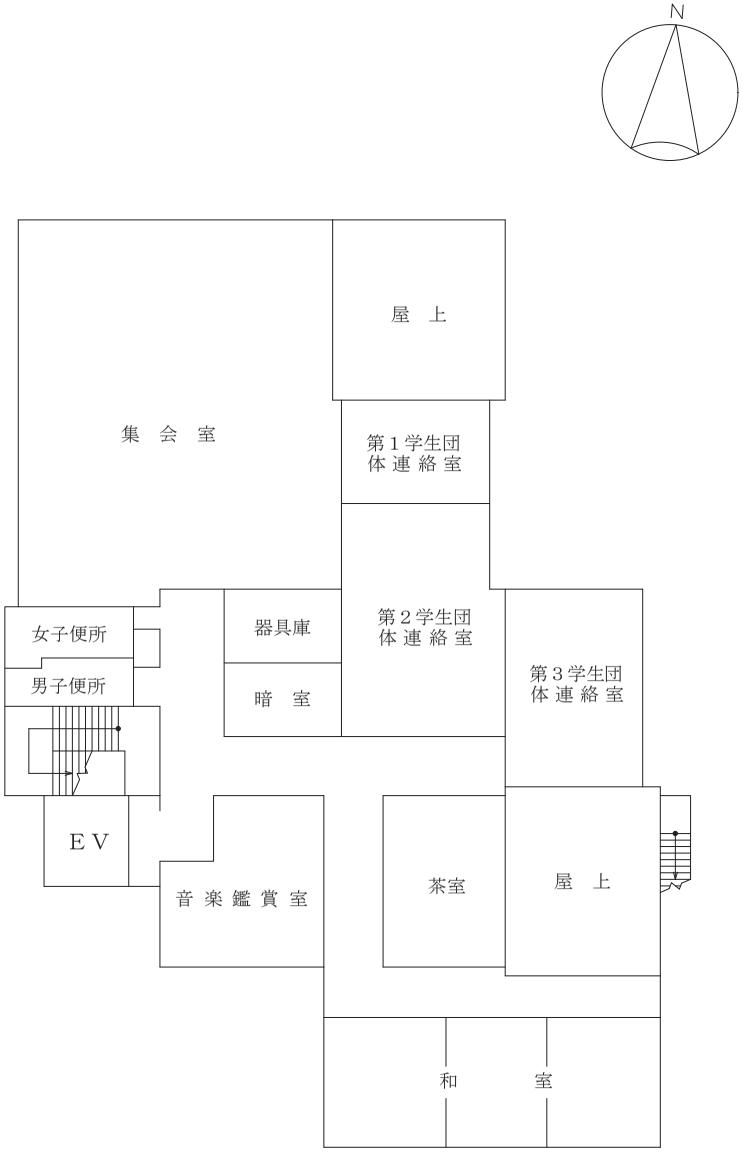

大 学 会 館 出 雲 ３ 階

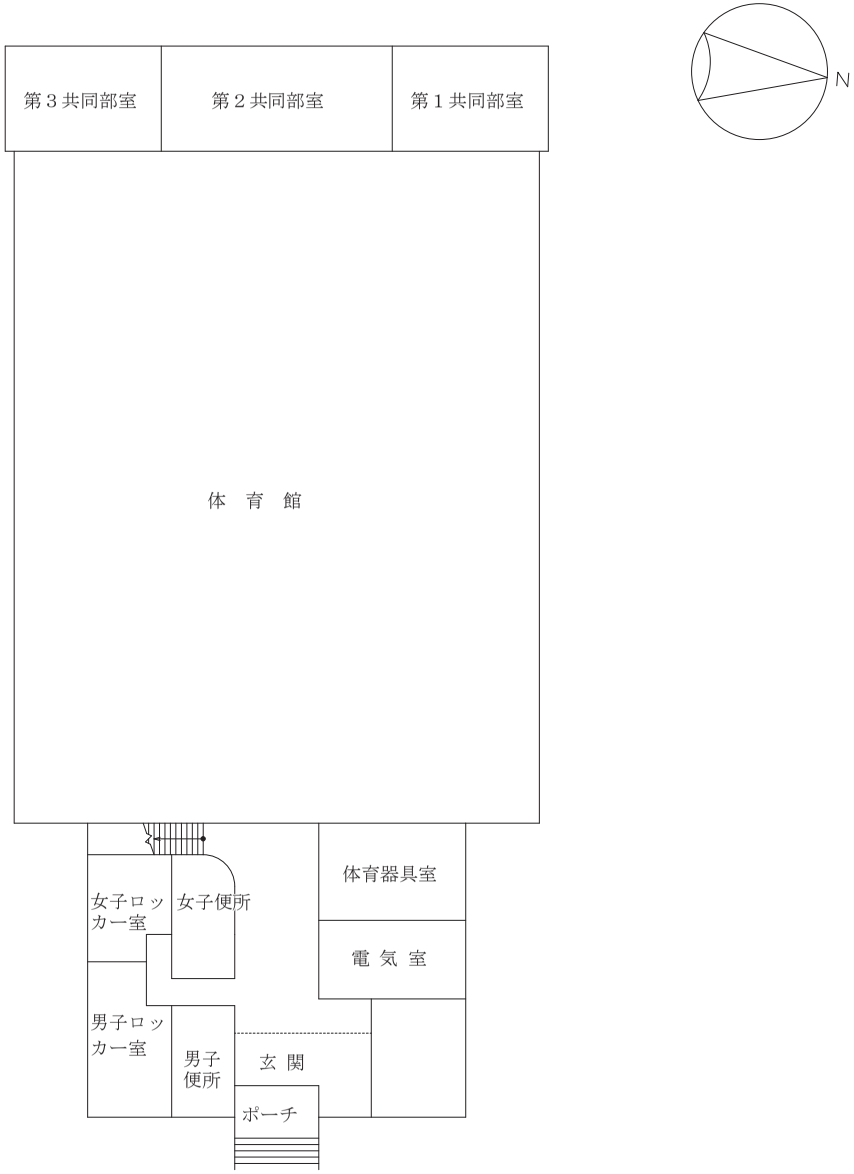

体 育 館

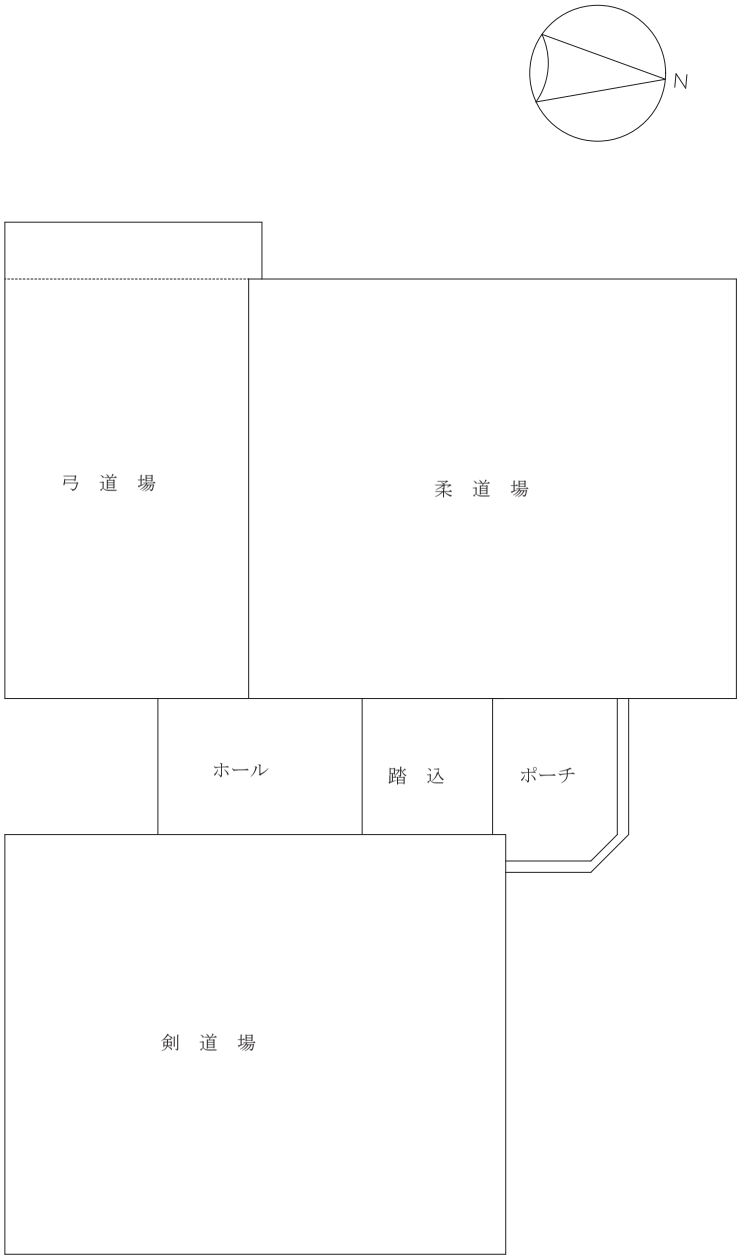

武　道　場

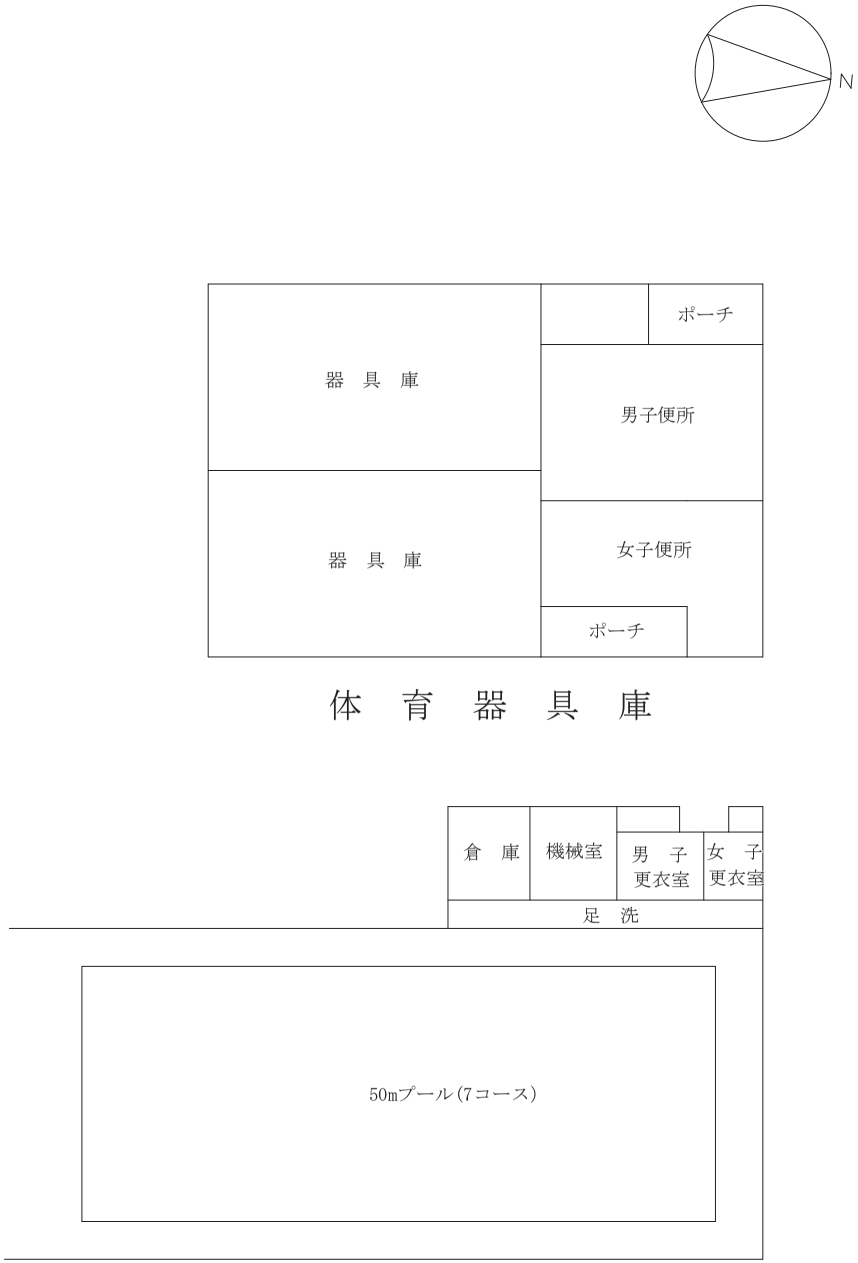

体　育　器　具　庫

水　泳　プ　ー　ル

医学部学務課配置図

（学務課は医学図書館１階にあります。）

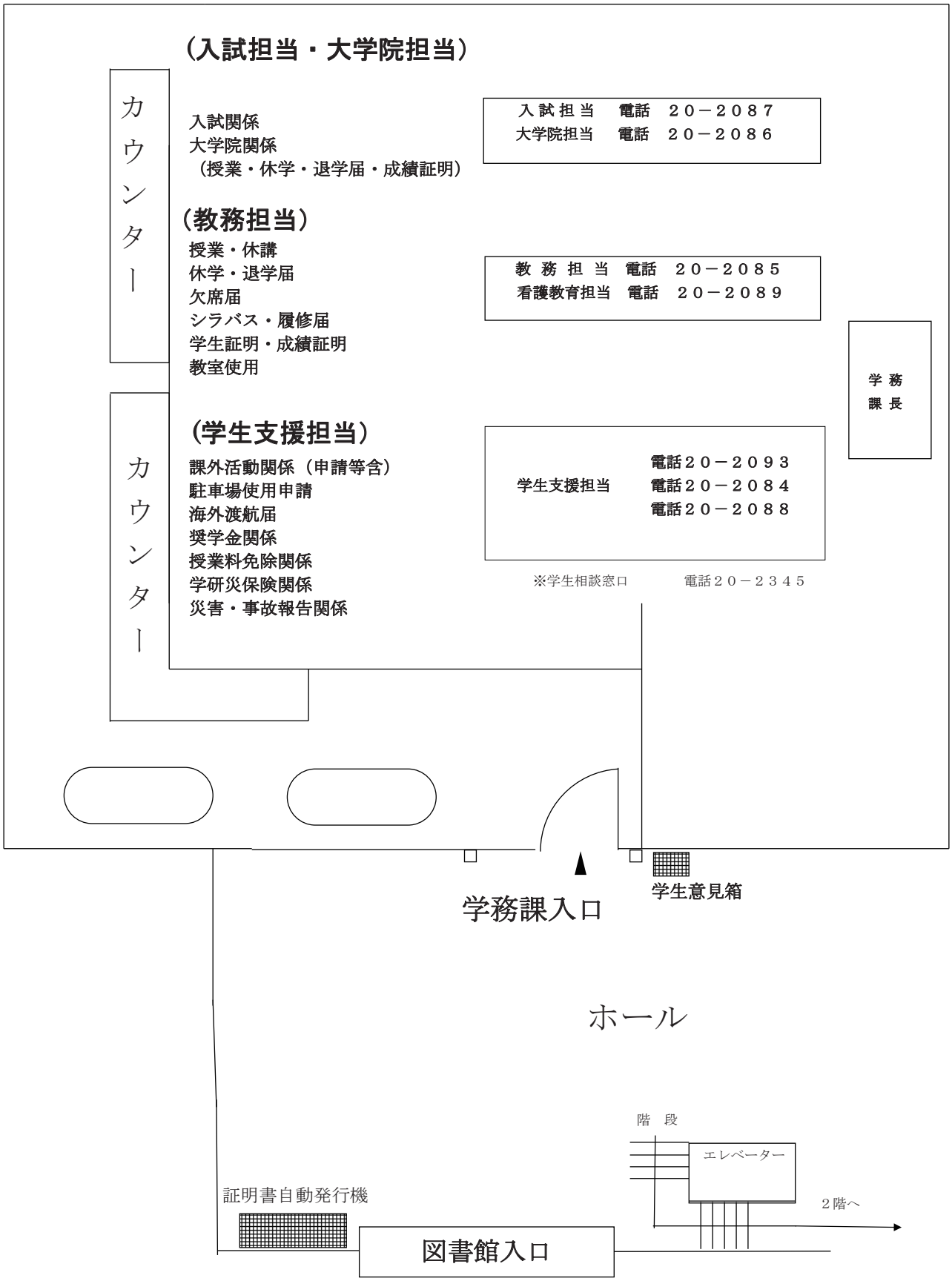

島根大学憲章

島根大学は，学術の中心として深く真理を探究し，専門の学芸を教授研究するとともに，教育・研究・医療及び社会貢献を通じて，自然と共生する豊かな社会の発展に努める。とりわけ，世界的視野を持って，平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成することを使命とする。

この使命を実現するために，島根大学は，知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ，「地域に根ざし，地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すとともに，学生・教職員の協同のもと，学生が育ち，学生とともに育つ大学づくりを推進する。

1．豊かな人間性と高度な専門性を身につけた，自ら主体的に学ぶ人材の養成

島根大学は，深い教養に裏づけられた高い公共性・倫理性の涵養を教育の基礎に置き，現代社会を担う高度な専門性を身に付けた人材の養成を行う。

島根大学は，学生が，山陰の豊かな自然，歴史と文化の中で，学修や関連する諸活動を通して積極的に社会に関わりながら，自ら主体的に学び，自律的人格として自己研鑽に努めるための環境を提供する。

2．特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進

島根大学は，社会の多面的要請に応えうる多様な分野の研究を推進するとともに，分野間の融合による特色ある研究を強化し，国際的に通用する創造性豊かな研究拠点を構築する。

島根大学は，社会の要請に応え，地域課題に立脚した特色ある研究を推進する。

3．地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進

島根大学は，教育・学修，研究，医療を通して学術研究の成果を広く社会に還元する。

島根大学は，市民と連携・協力して，地域社会に生起する諸課題の解決に努め，豊かな社会の発展に寄与する。

4．アジアをはじめとする諸外国との交流の推進

島根大学は，地域における国際的な拠点大学として，アジアをはじめとする国際社会に広く目を向け，価値ある情報発信と学術・文化・人材の交流を推進することによって，国際社会の平和と発展に貢献する。

5．学問の自由と人権の尊重，社会の信頼に応える大学運営

島根大学は，真理探究の精神を尊び，学問の自由と人権を尊重するとともに，環境との調和を図り，学問の府にふさわしい基盤を整える。

島根大学は，学内外の意見を十分に反映させつつ透明性の高い，機動的な運営を行う。